

# 社会情報学

第9巻2号 2020

【原著論文】

父親・母親同士の友人グループへの参加条件  
—サポート・ネットワーク論と社会関係資本論の文脈から—

塚常健太・大戸朋子

災後・災間におけるコミュニティ放送による記憶の継承

金山智子

決算発表の早期化と企業の財務報告志向の関係

記虎優子

【研究】

ネットワーク社会における〈告白〉事情

山口達男



# 社会情報学 第9巻2号 2020

## 目 次

### 【原著論文】

- 父親・母親同士の友人グループへの参加条件  
—サポート・ネットワーク論と社会関係資本論の文脈から—  
塚 常 健 太・大 戸 朋 子…… 1
- 災後・災間におけるコミュニティ放送による記憶の継承  
金 山 智 子…… 19
- 決算発表の早期化と企業の財務報告志向の関係  
記 虎 優 子…… 37

### 【研究】

- ネットワーク社会における〈告白〉事情  
山 口 達 男…… 55

---

## 原著論文

---

# 父親・母親同士の友人グループへの参加条件 —サポート・ネットワーク論と社会関係資本論の文脈 から—

Conditions for Participation in a Friend Group of Fathers or Mothers:  
In Context of Support Network and Social Capital

キーワード：

パパ友・ママ友, 友人グループ, サポート・ネットワーク, 社会関係資本, 社会経済的地位

keyword：

Papa-friends / Mama-friends, friend group, support network, social capital, socio-economic status

東京都立大学 塚 常 健 太

Tokyo Metropolitan University Kenta TSUKATSUNE

(株)KDDI総合研究所 大 戸 朋 子

KDDI Research, Inc. Tomoko OTO

---

### 要 約

親同士で形成される友人グループには、子育ての相談相手やサポートなどを得られる利点があるといわれており、居住地域に即した情報の交換と流通の基盤としても機能していると考えられる。

親の友人関係の形成や活動に関する従来の研究では、特に母親に注目した分析が行われてきたが、実際には必ずしも母親役割（あるいは父親役割）と直結しない、社会的属性や血縁、地縁などの影響も存在すると予想される。また、子育ての脱性役割化が叫ばれるだけでなく、既婚者の実態としても共働き家庭が増加している現状を踏まえると、就業形態や経済力などの影響も考慮した、男女共通の視点が必要だと考えられる。そこで本稿では、サポート・ネットワークと社会関係資本に関する研究の知見を援

---

原稿受付：2020年4月4日

掲載決定：2020年9月6日

用し、子を持つ既婚男女を対象とした計量分析を行い、親同士の友人グループへの参加の規定要因を明らかにする。特に社会経済的地位、家族・親族などのサポート・ネットワークの影響に注目する。

分析の結果、個々の学歴・収入、サポート源および家事育児分担納得感の影響には男女で異なる傾向が見られる一方、社会経済的地位とサポート全体で見ると、父親と母親で共通の規定構造が明らかとなった。地位や既存のサポートが不足している親同士が友人グループへの参加によって補完を行うのではなく、既に生活環境が整った親同士が新たな人間関係を獲得している様相が見られた。

## Abstract

A friend group formed by parents is said to have merits for members to obtain advisers and support of child care each other. And the group seems to function as a basis of exchange and circulation of information which matches the residence area.

Previous studies about the formulation and the activities of parental friendships have focused on mothers. In reality, however, it is expected that there are influences such as social attributes, kin relationships, and geographical ties that are not necessarily directly related to the mother role (or the father role). In addition, in view of the fact that the number of double-income families is increasing, it seems necessary to establish a common viewpoint for both men and women considering the effects of employment patterns and economic power. In this paper, we propose a quantitative analysis of married men and women with children based on the knowledge of support networks and social capital, and clarify the determinants of the participation of parents in a friend group. In particular, we focus on the influence of socio-economic status and support networks such as family and relatives.

From the analysis, while we found gender-different tendencies in the effects of detailed educational background, household income, types of support sources and satisfaction for sharing housework and childcare, as a whole we clarified the common regulatory structure in fathers and mothers. There was a situation that parents who already have a good living environment are acquiring a new relationship, rather than a situation that parents with insufficient status and support supplement each other by participating in a friend group.

## 1 はじめに

近年、社会的要請として脱性役割を強く求められているものの一つに、育児参加が挙げられる。例えば「子ども・子育て応援プラン」(厚生労働省 2006)では、男性の育児休業取得率10% (女性は80%)が目標値として明記され、現行の育児・介護休業法(厚生労働省 2019)には「パパ休暇」「パパ・ママ育休プラス」などの制度が盛り込まれている。また、2010年代以降は「イクメンプロジェクト」(厚生労働省 2020)のような産官学を横断したプロジェクトが立ち上げられるなど、父親が育児に参加しやすくなるよう様々な環境づくりが進んでいる。

過去には母親に付随するものとして扱われてきた、育児に関連する行動や人間関係についても、父親が主体となるケースが注目されるようになってきた。その一つに、親同士の友人関係(「ママ友」「パパ友」)が挙げられる。子を持つ女性同士の友人関係については、ストレスをもたらすなどのネガティブな要素を伴う一方、境遇を同じくする貴重な相談相手や情報交換の相手としても機能しうることが指摘されている(宮木 2004, 實川・砂上 2012, 2013, 井梅・藤後 2014, 中山・池田 2014, 武市 2014, 藤井 2016)。このような機能を有する関係性が父親にも存在しうることから、近年は父親の友人関係も研究対象として扱われるようになった(宮木 2014, 安藤 2015)。

それでは、親同士の友人関係はどのように形成されるのか。さらには、父親も研究対象に含んだ場合、形成の過程において男女(父母)共通の部分と異なる部分はそれぞれどのようなものなのか。この探究は社会的意義だけでなく、学術的意義も大きいと考えられる。その理由としてまず挙げられるのは、親同士の友人関係が個人を取り巻く多様な次元の人間関係の結節点にあり、夫婦関係や親子関係、さらに血縁、地縁、職業縁といった関係の交差領域に成立することである。家族社

会学や社会ネットワーク論の観点からは、親同士の友人関係の探究を通じて、人間関係にまつわる多様な知見が相互に架橋されると期待される。

さらに、親同士の間では一对一の関係だけでなく、集団(友人グループ)がしばしば形成される。この集団が互いの相談事項の共有や情報交換など、集団的コミュニケーションの基盤となる。会話において自ら情報を提供し、他の参加者から有用な情報を獲得して持ち帰り、子育てや生活に取り入れて新たな経験知を得る一連の過程は、社会システムの一部として機能している。その過程ではノウハウや暗黙知など、グループの外では得られない情報も多く流通していると推測される。また、自治体や学校が発信する公的な情報の流通経路も社会構造に依存する面があり、親同士のやり取りを介して伝播することもある。このような親同士の友人グループは、情報の交換と流通の基盤となる集団の好例であり、社会情報学の観点からも示唆に富む分析対象だといえよう。

一方、親同士の友人グループは、自治体や学校が親たちに形成を促したり、親本人が希望さえすれば参加できるものとは限らない。通常の友人関係の形成において問題となるコミュニケーション能力や外向性に加え、様々な社会的・環境的条件が参加機会に影響を及ぼすと予想される。

以上を踏まえ本稿では、子供に関する話題を共有できる親同士の友人グループが形成される要因を計量的に分析する。単に父親を対象に追加するのではなく、社会経済的地位やサポート・ネットワークに関する男女共通の視点から分析し、性役割あるいは父親/母親役割に起因する要因と、共通の規定構造を持つ要因をそれぞれ明らかにする。

## 2 先行研究と分析の視点

### 2.1 先行研究

#### 2.1.1 親同士の友人関係に関する研究

2000年代以降、母親同士の友人関係として「マ

ママ友」が学術的にも着目されるようになった<sup>(1)</sup>。「ママ友」の関係から得られる利益には、育児の相談相手やサポート、子育てに関する情報のやり取り、共感を得るといった情緒的利益などがある(實川・砂上 2012)。また、相談や情報交換に関しては、母親同士のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの通信メディアによるやり取りも行われている(宮木 2004, 武市 2014)。母親の世代差や絶え間ない新規SNSの登場などもあり、利用の実態は過渡的であるが、直接対面する機会がない日時でもやり取りできるツールとして機能しているといえる。

他方、「ママ友」のネガティブな側面として、親しみを感じない相手であっても子供の人間関係やPTAに配慮し、義務的感覚でつながるケースもある(井梅・藤後 2014)。このような側面から、心理的負担の指標を用いた分析も行われている(中山・池田 2014, 藤井 2016)。藤井が端的に「ヤマアラシ・ジレンマ」に喩えているように、総じて「ママ友」研究からは、ストレス源とも不安感・寂しさを解消する手段ともなりうる、子育て期の母親を取り巻くアンビバレントな人間関係の像が浮かび上がっている。このような「ママ友」関係の有無を規定する要因に関しては、實川・砂上(2012)が、母親のライフイベントに伴う関係の発生・消滅について議論している。専業主婦か仕事を持つかの違いや、就業期間などが「ママ友」の有無に影響するとされる。

一方、本稿の主題の端緒となる父親同士の友人関係について詳細に扱った日本の研究事例は、管見の限り現時点で宮木(2014)、安藤(2015)のみである。母親と父親の友人関係の相違点として、宮木(2014)の調査結果からは、母親と比べ父親が自身の親役割を明確に意識した交流を行っていない状況が明らかになっている。また安藤(2015)は、以下の二点を主要な相違点として挙げている。一点目は友人関係が獲得される契機である。母親では子供に関する縁(学校行事な

ど)から発展するケースと、子供と無関係のケース(従前の友人関係の移行など)が同程度であるのに対し、父親では後者が約8割に上る。二点目は子供に関する契機で得た友人関係の維持理由である。母親は負担感を伴ったとしても子のことを考慮して関係を維持するが、父親はそのような契機でも負担感を伴う関係ではなく、自身のための心地よい友人関係として維持するというものがある<sup>(2)</sup>。その上で安藤は、母親と父親で差異が異なるながらも、(留保はありつつも)それぞれに子育て関連の情報交換や自身の情緒的安定といった利益が存在することを論じている。

以上の先行研究では、親同士の友人関係について様々な実態が明らかとなった。しかしながら、本稿の問題関心と最も重なる安藤の研究も含め、直接同じ調査・分析手法で父親と母親を比較する分析はなされていない。さらに、實川・砂上(2012)が指摘する就業形態や就業期間以外にも、本人の社会的属性や生活環境など、影響を考慮すべき要因があると予想される。そこで、より広い範囲で関連しうる研究の知見も参照する。

## 2.1.2 サポート・ネットワークに関する研究

親同士の交流から得られるメリットの代表的なものとして、「サポート」が挙げられる。サポートと呼ばれる概念には、研究史の文脈によって多様な定義・種類が存在するが、本章で述べてきた「ママ友」研究の文脈に登場するサポートとは、育児に対する手助けや相談・アドバイスなど、直接子供に関連する支援が中心となる。この子供関連のサポートを授受する親の(友人を含む)人間関係を扱った研究には、多くの蓄積が存在する。しかし、従来は母親役割と子育てが直に結びつけられてきたこともあり、男女比較を行う遠山(2016)、齋藤・野嵜(2018)などを除くと、子供の存在を中心に据えた研究自体も母親(特に幼い子を持つ母)を対象とするものが圧倒的に重きを占めてきた(久保 2001, 松田 2001, 森永・山



内 2003, 前田 2004, 加藤 2005, 丸山 2013, 水垣・武田 2015など)。これらの研究では子育てに取り組む母親のライフイベントに関する仮説命題が導き出され、検証が行われてきた。母親の人間関係の構築に影響する要因として、子供の年齢層・教育課程(遠山 2016)、居住地の都市規模(水垣・武田 2015, 遠山 2016)、居住地が母親の出身地かどうか(前田 2004)、血縁者・親族とのつながり(久保 2001, 松田 2001, 森永・山内 2003, 加藤 2005, 水柿・武田 2015)や、親(子供から見て祖父母)との同居・近居の有無(久保 2001, 水垣・武田 2015, 齋藤・野崎 2018)などが指摘されている。しかしながら、多くの事例では父親との比較が行われていないため、男女差を統制しても残る母親役割あるいは出産など女性特有のライフイベントに伴う結果なのか、それとも実際には男女共通であるのか、改めて検証すべき点が多い<sup>(3)</sup>。さらに、共働き家庭が増加する現状を踏まえると、家計の主たる負担者という面での脱父親(役割)化が生じているため、男女ともに社会経済的地位(Socio-Economic Status; 以下SES)と友人関係の有無が結びついている可能性も否定できない。

ここで、父親・母親に限らず成人一般に視野を広げ、そのソーシャル・サポートに着目する。育児に関するサポートに加え、直接子供とは関係のない相談事や家事、金銭的支援、介護なども含めて授受されるサポートを本稿では「ソーシャル・サポート」と定義し、その授受が発生する人間関係を「ソーシャル・サポート・ネットワーク」(Social Support Network)と定義する<sup>(4)</sup>。前述の(母)親を対象を限った研究でもソーシャル・サポートを扱ったものがあるが、本稿でサポートについて議論する際はその授受の主体を親に限定しない(これ以降、特別な断りのない限り「サポート」の語はソーシャル・サポートの意味で用いる)。この成人一般を含めたサポートのネットワークを扱った研究では、男女比較も多く行われている(前田・

目黒 1990, 菅野 2001, 永吉 2017など)。また、ネットワークの獲得・維持・消滅や数と関係する分析の視点として、職業・学歴・経済力などのSESの影響(永吉 2017, 内藤 2017)、都市の親族関係(前田・目黒 1990)、複数の種類の親族間サポート(菅野 2001)などが挙げられている。これらの視点の中には親同士の友人関係の成立基盤としてもそのまま存在しうるものや、関連性を検討すべきものがある。

さらに先行研究の中で、男女共通の理論的フレームワークとしても特に参考となるのは内藤(2017)の議論である。内藤は行為者の生活上の自由さを示す「主観的自由」(従属変数)に対する、サポート・ネットワーク(独立変数)の主効果が経済力に影響される(=交互作用効果がある)か否かについて、「利他性に基づく贈与関係(交互作用なし)」「相互的な交換関係(正の交互作用あり)」「必要性に基づく依存関係(負の交互作用あり)」という対立仮説を立てて分析している。ネットワークの主効果が自由を高める一方、低収入であるとサポートの効果が低下するという交互作用も検出されたことについて、内藤は資源を持つ者同士の「相互的な交換」と親和的な結果と解釈している<sup>(5)</sup>。

### 2.1.3 親の社会関係資本に関する研究

最後に、親の人間関係の規定要因と理論的フレームワークの双方で参考となる研究として、社会関係資本(Social Capital; 以下SC)に関する杉原(2014)を挙げる。杉原は教育社会学の文脈から、SC概念にまつわる複数の理論体系を参照した上で、異なる都市度の地域に住む母親の組織加入や社会活動参加に関する分析を行っている。SCと母親のSESとの関係性を見たとき、大都市ではBourdieu的な変数間関係(Bourdieu 1986)、地方都市ではColeman的な関係(Coleman 1988)、中間規模の都市ではその中間的な関係が見られるとしている。杉原の解釈に基づき要約すれば、

Bourdieu的關係とは、SCが文化資本や経済資本などの他の資本と連動して階層再生産に寄与するという説明であり、SCはSESなどの従属変数として、分化した社会階層を維持する方向に機能する。Coleman的關係とは、SESにおいて不利な母親同士が、そのギャップを低減させる方向で関係性を機能させるというものであり、SESが低い場合であっても補完的に正の機能を果たすものである。いささか学説史上の細部を簡略化することになるが、前述の内藤（2017）の対比を合わせると、「必要性に基づく依存関係」はColeman的關係と、「相互的な交換関係」はBourdieu的關係と対応づけられる<sup>(6)</sup>。さらにこの延長線上にある研究として、杉原（2018）は家族内の夫婦間関係と性役割を考慮した成人男女のネットワーク構造の違いも検討しており、本稿の問題関心となる男女共通の分析視点としても有効と考えられる<sup>(7)</sup>。

## 2.2 分析の視点

親同士の友人グループは、必ずしも利益をもたらすとは限らず煩わしさも伴うが、利益をもたらす「可能性を有する」SCの一種と見なすことが可能である<sup>(8)</sup>。利益とは、この結びつきが存在しない限り得られない情報を始め、相談相手、サポート、情緒的つながりなど多様なものが含まれる。さらにこの利益が生まれる背景を「ママ友」に関する知見を踏まえて推測すると、自力や親族に頼るだけでは不十分な生活環境を補うため、他の親との共助を図る親の存在が想定される。その一方、互いに生活環境が整っている親同士が新たな人間関係を構築して情報やサポートを補強している状況も想定しうる。それぞれの状況は、前節のSCに関するColeman的關係とBourdieu的關係の対比と類似している。ただし、SCの概念は非常に多義的であり、計量分析にあたっては適切な指標化が必要であるが、親同士の友人グループについては影響しうる要因が多岐に渡ると予想され、SCの指標を先験的に定めることは困難である。そこ

で本稿では友人グループを明示的にSCと捉えて仮説を検証する形式をとらず、「補完関係」または「拡大関係」という変数間の関係性を分析の視点に取り入れる。また、実際の利益のやりとりではなく、参加そのものの有無と独立変数（規定要因）との間の関係性を分析の対象とする。

親や成人一般のサポート・ネットワークの研究を踏まえると、参加の要因として予想される中でも、特に親自身の社会経済的地位（SES）、そして既存の人間関係として親族らのサポート・ネットワークが重要である。そこで本稿ではこれらの要因を分析の中心に据える。また、母親に注目したサポートの研究では育児に直接関わる支援や相談事を取り上げていたが、本稿では育児のサポートのほか、直接子供に関するものとは限らない家事、経済面や相談などのサポート・ネットワークも友人関係の構築に影響すると捉える。その上で、親同士の友人グループへの参加とSES・既存のサポート・ネットワークとの関係性は、前者が後者を補完する形になっているのか（負の関係性）、それとも前者は後者を拡大した形になっているのか（正の関係性）、あるいはそのどちらでもないのかを確認する。

また、先行研究を踏まえると、上記の他にも親同士の友人グループの成立を左右する要因が想定される。例えば夫婦間での家事・育児分担の程度や絶対量、家族構成、地縁・居住環境などである。そこでこれらの要因も独立変数として投入する。特に、夫婦間での性役割および父親／母親役割が参加・不参加を決める要因にも影響しており、かつその影響は男女で異なると考えられる。

なお、SESや都市度と人的ネットワークの広さとの関係性など、先行研究では要因間の交互作用効果についても様々な仮説が検証されており、本稿のデータでも分析は可能である。しかし、本稿では一部を除き、基本的に主効果のみを検証の対象とする。主要な関心が主効果にあること、また交互作用の詳細の十分な議論・解釈が難しいこと



が理由である（ただし、同居子の効果に関しては交互作用効果の確認を行った）。

### 3 調査と分析の手順

#### 3.1 調査データ

本稿では専用に設計したインターネット調査のデータを使用する。「子育て期の親のコミュニティ所属に関する質問紙調査」として、国内のウェブ調査会社にモニター登録をしている人のうち、21～69歳の子供を持つ父親と母親を対象として、2017年9月27日および28日に調査を実施した。また、以下の条件ごとにサンプルを均等割りつけにして回収した。条件として、まず、「子供に関する話題を共有できる」かつ「自身を含め3人以上からなる」友人関係の有無を問うた。次に、そのような友人関係を持つ場合はその関係が得られた契機について、持たない場合は過去に持った経験があるか否かを問うた。これにより、(A) 現在友人関係あり・子供きっかけで関係が作られた（以下「子供きっかけ」）、(B) 現在友人関係あり・子供とは無関係の既存の友人関係が親同士の関係に移行した（以下「子供無関係」）、(C) 現在友人関係なし・過去には関係を持っていたが離脱済み（以下「離脱」）、(D) 現在友人関係なし・過去にも持った経験がない（以下「未経験」）、という4条件に対応する調査対象者グループを準備した<sup>(9)</sup>。次に男女それぞれで4条件ずつ、計8ブロックの対象者をそれぞれ200人ずつ、計1,600人を計画サンプルとした。調査方法にインターネット調査を採用し、かつ男女・各カテゴリーで同数サンプルを設定した理由は、男女ともに多変量解析を用いた比較が可能なサンプルサイズを確保するためである<sup>(10)</sup>。なお、各200人の内訳として20・30代、40代、50代、60代が可能な限り等しく含まれるように割りつけを行った。ある年代の対象者が50人に届かない場合は、やむを得ず一番近い年代から補充する方針を採った。結果的に (A)

「子供きっかけ」の20～30代男性が少なくなったため、40代男性から補充した。有効回収サンプルは1,613名（男性802名、女性811名）となった。

今回の調査では友人グループに関するスクリーニング条件用の設問のほか、SESや家族構成、家事・育児、友人グループへの期待感や今後の参加意向などの項目を問うた。そのうち、今回の分析で使用する質問項目でリストワイズを行い、さらに家事分担など夫婦単位で生じる変数の効果を検証するため、既婚者のサンプルのみを残した（未婚・離別・死別のサンプルを除外）。また、今回は (A)・(B) 友人グループ参加者と (D) 未経験者の違いを検討するため、(C)「離脱」は使用しないこととした。参加者と未経験者を合わせ、最終的に887名（男性533名、女性354名）のサンプルを残した。なお、男女別に3群の本人年齢の平均値を示すと、男性で (A)「子供きっかけ」46.9歳、(B)「子供無関係」47.6歳、(D)「未経験」50.4歳であり、(D)が他より高めになっている。女性では (A)「子供きっかけ」48.8歳、(B)「子供無関係」41.4歳、(D)「未経験」49.0歳であり、(B)が他より低めになっている。

#### 3.2 分析手法

本稿では、男女別の基礎分析（ $\chi^2$ 乗検定、分散分析）でSESやサポートに関する大まかな傾向を把握した後、友人グループへの参加の有無を従属変数として男女別の多項ロジスティック回帰分析を行う。

#### 3.3 変数

独立変数の大枠は、SES、家事・育児と夫婦関係、各種のサポート源数、地縁・居住環境、同居子である。使用する独立変数の記述統計量を男女別に示す（表1）。SESとして投入するのは、学歴、世帯収入、就業形態、通算就業年数（間に非就業期間を挟むか否かを問わず、これまで働いた経験のある期間の合計を問うたもの）である。

表1 記述統計量

	男性 (N=533)				女性 (N=354)			
	Min./Max.	Mean	S.D.		Min./Max.	Mean	S.D.	
同居	未就学子	.0/1.0	.242	.429	.0/1.0	.359	.480	
子	小学生	.0/1.0	.276	.447	.0/1.0	.164	.371	
	中学生	.0/1.0	.156	.363	.0/1.0	.088	.283	
	高校生・高専生	.0/1.0	.173	.378	.0/1.0	.082	.275	
学歴	中学・高校	.0/1.0	.233	.423	.0/1.0	.294	.456	
	専門・短大・高専	.0/1.0	.128	.334	.0/1.0	.390	.488	
	大学・大学院	.0/1.0	.640	.481	.0/1.0	.316	.466	
世帯収入	0~399万	.0/1.0	.154	.361	.0/1.0	.218	.413	
	400~599万	.0/1.0	.268	.443	.0/1.0	.350	.478	
	600~799万	.0/1.0	.208	.406	.0/1.0	.209	.407	
	800万以上	.0/1.0	.370	.483	.0/1.0	.223	.417	
就業形態	フルタイム	.0/1.0	.852	.356	.0/1.0	.155	.363	
	自営・自由	.0/1.0	.083	.275	.0/1.0	.028	.166	
	パート・バイト	.0/1.0	.009	.096	.0/1.0	.257	.438	
	主婦/主夫・無職	.0/1.0	.056	.231	.0/1.0	.559	.497	
	通算就業年数 <sup>※1</sup>	.1/20.0	16.322	5.696	.1/20.0	11.214	6.611	
サポート源数	経済的	.0/4.0	.527	.789	.0/3.0	.497	.723	
	精神的	.0/5.0	.520	.894	.0/5.0	.630	.913	
家事育児	.0/5.0	.465	.710	.0/3.5	.418	.611		
家事育児分担納得感 <sup>※2</sup>	-4.0/-1.0	-1.796	.664	-4.0/-1.0	-2.130	.878		
平日家事育児時間 <sup>※3</sup>	.0/15.0	1.282	1.523	.0/19.5	4.694	3.404		
親同居	.0/1.0	.146	.354	.0/1.0	.093	.291		
地元	本人地元	.0/1.0	.463	.499	.0/1.0	.432	.496	
	配偶者地元	.0/1.0	.250	.433	.0/1.0	.283	.451	
DID人口比	.0/100.0	74.265	29.106	.0/100.0	75.843	27.454		

※1：月単位の期間も年数に換算したため小数点以下の値がある

※2：反転後の値を掲載した

※3：「24」という回答は次点の最大値（19.5）に置き換えた

就業形態は男女で分布が大きく異なっていたため、後の多項ロジスティック回帰分析においては、ダミー変数投入時の基準に異なるカテゴリーを採用する。男性の基準はフルタイムで454名（85.2%）、女性では主婦・無職で198名（55.9%）である。通算就業年数は選択式の設問の回答から、選択肢の文言が示す期間の中央の値を月単位で計算し、それを年数（12か月＝1年）に換算して用いた。そのため、月単位の部分を小数点以下の値として残している。例えば「3か月未満」の回答は0.125年（＝1.5か月）、「1年～2年未満」の回答は1.5年（＝18か月）と換算した。

「サポート源数」として投入するのは、経済的サポート源数、精神的サポート源数、家事・育児サポート源数の三つ（連続値）であり、育児関連以外のソーシャル・サポートも検討の対象とする。設問の文言は「以下の項目について、あなたをサポートしてくれる人としてあてはまるものをそれぞれお選びください。」として、「金銭面でのサポート」「家事のサポート」「育児のサポート」「相談などの精神面でのサポート」の4項目それぞれにつ

いて、「自分の親」「自分の親族」「配偶者の親」「配偶者の親族」「友人」「隣人・近所の人」「その他（自由記述）」がサポートを得られる間柄であるかをマルチアンサー形式で問うた（なお他と排反の「誰からもサポートを受けていない」という選択肢も用意した）。このうち「友人」以外で選択された間柄（サポート源）の数を単純加算した。選択肢の「友人」は特にどのような友人であるかを指定しておらず、回答者によっては親の友人グループ自体の仲間を含む場合もそうでない場合もあると考えられるため、友人グループとそれ以外のサポート・ネットワークの関係性を検討する本稿の趣旨と照らし合わせ、加算の対象から除外することとした。また、「その他」の自由記述内容が配偶者、子供となっている場合も除外した<sup>(11)</sup>。家事育児サポートについては、家事と育児それぞれのサポート源の数を計算した後、平均値を計算した。

家事・育児と夫婦関係の要因として投入するのは「平日家事育児時間」「家事育児分担納得感」である。平日家事育児時間は、平日家事時間と平日育児時間を問うた結果の平均値を投入した<sup>(12)</sup>。家事育児分担納得感の設問の文言は「配偶者との仕事・家事育児の分担方法や割合などに関して、あなたは納得していますか。最もあてはまるものをお選びください。」（「納得している」～「納得していない」の4件法）であり、連続値として投入した（値が大きいほど納得感が高いことを示すよう反転した）。

地縁・居住環境要因として投入するのは、親同居、地元性、DID人口比である。親同居とは、同居家族に関する設問から作成したダミー変数であり、夫側か妻側かを問わず、夫婦どちらかの親と同居しているかどうかを表している。地元性とは現居住地が自身または配偶者の地元であるかどうかを問うた変数である。主効果（ダミー変数。分析時には中心化した）として「自身の地元」「配偶者の地元」を投入し、さらにその両者の交互作用効果である「自身と配偶者両方の地元」も投入

した。また、今回の調査ではサンプルの居住市区町村のデータも得られたので、それを基に平成27年度の国勢調査の結果（総務省統計局 2017）からDID（Densely Inhabited District；人口集中地区）の人口比を計算し、居住地域の都市度の指標とした。地元性とDID人口比を同時に投入することで、居住地域の影響が絶対的な都市度の違いによるのか、それとも相対的な土地勘や地域との親密性に基づくものなのかを判別できる。

最後に統制要因として、同居する子が存在するかどうかを、所属する教育課程を基準にして投入した<sup>(13)</sup>。それぞれがダミー変数であるが、互いに排反ではなく、例えば小学生と中学生の二人の子と同居する効果は両方の変数で計算される。

## 4 分析結果

### 4.1 基礎分析による全体傾向の確認

本体の多項ロジスティック回帰分析に入る前に、主要な変数と回答者カテゴリーとの関係について、男女別に参加者（(A)「子供きっかけ」および(B)「子供無関係」と(D)未経験者の大まかな傾向を確認する（表2）。要因として検討する独立変数の中でも、「分析の視点」で議論し

た通り、大きな影響を及ぼしていると予想されるSESとサポート源数を基礎分析に用いる。SESのうち、学歴3分類と世帯収入4分類について度数分布と割合を計算し、 $\chi^2$ 乗検定を適用した。また三種類のサポート源の数について平均値を計算し、分散分析を適用した。その結果、男女ともにこの時点で、(A)・(B)の友人グループの参加者は(D)未経験者と比べてSESが高く、サポート源数も平均的に多い傾向が明らかになった。

### 4.2 多項ロジスティック回帰分析の結果

#### 4.2.1 同居子の影響の確認

基礎分析の結果も踏まえ、男女別の多項ロジスティック回帰分析の結果を表3に示す。多項ロジスティック回帰分析では、参加者を(A)「子供きっかけ」、(B)「子供無関係」の2群に分け、(D)「未経験」と比べた場合の各群への該当しやすさを検証する<sup>(14)</sup>。独立変数の偏回帰係数(B)、標準誤差(S.E.)、オッズ比(Exp(B))を記載した。

主要な独立変数に先立って、統制要因の役割も果たしている同居子の効果を確認する（なお、10%水準でのみ有意な効果は、影響が示唆される程度のものであるため、これ以降は有意性の確認の際にのみ言及し、解釈の対象からは除外す

表2 主要独立変数の基礎分析の結果

$\chi^2$ 検定・残差分析※1	男性 (N=533)						女性 (N=354)					
	子供きっかけ (N=174)		子供無関係 (N=168)		未経験 (N=191)		子供きっかけ (N=123)		子供無関係 (N=111)		未経験 (N=120)	
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	
学歴	中学・高校	33 (19.0)	32 (19.0)	<b>59 (30.9)</b>	10.979 *	23 (18.7)	27 (24.3)	<b>54 (45.0)</b>	22.498 ***	57 (46.3)	45 (40.5)	36 (30.0)
	専門・短大・高専	20 (11.5)	26 (15.5)	22 (11.5)	(df=4)	43 (35.0)	39 (35.1)	30 (25.0)		43 (35.0)	38 (34.2)	43 (35.8)
	大学・大学院	121 (69.5)	110 (65.5)	110 (57.6)		32 (26.0)	24 (21.6)	18 (15.0)		33 (26.8)	25 (22.5)	21 (17.5)
世帯収入	0~399万	13 (7.5)	18 (10.7)	<b>51 (26.7)</b>	39.571 ***	15 (12.2)	24 (21.6)	<b>38 (31.7)</b>	16.569 *	46 (37.3)	44 (26.2)	53 (27.7)
	400~599万	46 (26.4)	44 (26.2)	53 (27.7)	(df=6)	32 (26.0)	24 (21.6)	18 (15.0)		32 (26.0)	24 (21.6)	41 (21.5)
	600~799万	34 (19.5)	36 (21.4)	41 (21.5)		33 (26.8)	25 (22.5)	21 (17.5)				46 (24.1)
	800万以上	<b>81 (46.6)</b>	70 (41.7)	46 (24.1)								
分散分析※2		Mean (S.D.)	Mean (S.D.)	Mean (S.D.)	F (df=2)	Mean (S.D.)	Mean (S.D.)	Mean (S.D.)	F (df=2)	Mean (S.D.)	Mean (S.D.)	Mean (S.D.)
サポート	経済的	<u>.615 (.823)</u>	<u>.661 (.846)</u>	.330 (.658)	9.778 ***	<u>.577 (.779)</u>	<u>.649 (.782)</u>	.275 (.534)	9.272 ***	<u>.585 (.829)</u>	<u>1.036 (1.103)</u>	.300 (.616)
源数	精神的	<u>.649 (.911)</u>	<u>.750 (1.104)</u>	.199 (.494)	21.203 ***	<u>.585 (.829)</u>	<u>1.036 (1.103)</u>	.300 (.616)	21.103 ***	<u>.552 (.659)</u>	<u>.613 (.875)</u>	.257 (.523)
	家事育児	<u>.552 (.659)</u>	<u>.613 (.875)</u>	.257 (.523)	13.824 ***	.342 (.548)	<u>.752 (.716)</u>	.188 (.400)	30.517 ***			

\*\*\*: p<.001, \*\*: p<.01, \*: p<.05, †: p<.10

※1：太字/斜字のセルは5%水準で標準化残差が有意に多い/少ないことを示す

※2：下線/二重下線の群は5%水準で有意に下線なし/下線の群より平均値が高いことを示す

表3 多項ロジスティック回帰分析の結果

独立変数	男性 (N=533)						女性 (N=354)					
	参加・子供きっかけ			参加・子供無関係			参加・子供きっかけ			参加・子供無関係		
	(N=174)			(N=168)			(N=123)			(N=111)		
	B	S. E.	Exp(B)	B	S. E.	Exp(B)	B	S. E.	Exp(B)	B	S. E.	Exp(B)
同居子	定数	1.061	.795	1.297 †	.776		-3.124 ***	.888		-2.698 **	.917	
未就学子	.096	.337	1.100	-.321	.337	.726	-.031	.383	.969	.859 *	.394	2.360
小学生	.641 *	.273	1.899	.182	.279	1.200	.665	.406	1.944	-.437	.468	.646
中学生	.824 *	.351	2.281	.520	.360	1.682	.465	.516	1.591	-.782	.712	.458
高校生・高専生	1.013 **	.337	2.753	.422	.350	1.525	.904	.556	2.469	.156	.701	1.169
学歴(中学・高校) <sup>※1</sup>												
専門・短大・高専	.283	.433	1.327	.650	.418	1.916	1.050 **	.371	2.857	.693 †	.386	1.999
大学・大学院	.578 †	.302	1.783	.568 †	.303	1.764	.944 *	.407	2.570	.480	.435	1.616
世帯収入(800万以上) <sup>※1</sup>												
0~399万	-1.777 ***	.423	.169	-1.300 **	.396	.272	-.907 †	.473	.404	-.785	.504	.456
400~599万	-.738 *	.310	.478	-.629 *	.312	.533	-.158	.414	.854	-.644	.459	.525
600~799万	-.724 *	.327	.485	-.609 †	.324	.544	.276	.454	1.318	.055	.493	1.057
就業形態 <sup>※2</sup>												
フルタイム							.179	.473	1.196	.414	.487	1.513
自営・自由	-.533	.464	.587	-.358	.436	.699	-.126	.880	.882	.682	.872	1.978
パート・バイト	-.002	1.220	.998	-.260	1.206	.771	.091	.373	1.095	.574	.390	1.775
主夫/主婦・無職	-.696	.644	.498	-1.474 *	.710	.229						
通算就業年数	-.023	.027	.977	-.032	.026	.969	.058 *	.025	1.059	.037	.027	1.037
サポート源数												
経済的	.092	.195	1.097	.075	.194	1.078	.512 †	.278	1.668	-.060	.295	.941
精神的	.781 ***	.217	2.183	.823 ***	.214	2.277	.243	.237	1.274	.401 †	.234	1.493
家事育児	.017	.271	1.017	.132	.261	1.142	.355	.436	1.426	1.521 ***	.424	4.577
家事育児負担納得感	.566 **	.190	1.762	.317 †	.185	1.373	.082	.172	1.085	.098	.185	1.103
平日家事育児時間	.103	.080	1.108	.095	.080	1.099	.078	.048	1.081	.072	.047	1.075
親同居	.433	.394	1.542	.065	.394	1.067	.061	.576	1.063	.781	.539	2.183
地元 <sup>※3</sup>												
本人地元	-.027	.249	.974	-.163	.245	.850	-.129	.312	.879	.338	.326	1.402
配偶者地元	-.250	.297	.779	-.263	.289	.769	-.235	.344	.791	-.266	.361	.767
本人×配偶者	-.359	.608	.698	.463	.592	1.589	-.673	.716	.510	-.766	.747	.465
DID人口比	-.007	.004	.993	-.010 *	.004	.990	.014 *	.006	1.014	.009	.006	1.009
疑似決定係数												
Cox & Snell	.247						.350					
Nagelkerke	.278						.394					

\*\*\*: p<.001, \*\*: p<.01, \*: p<.05, †: p<.10

※1：基準カテゴリは（ ）内のもの

※2：最大数となる就業形態を基準カテゴリとした。男女で基準が異なる（男性：フルタイム/女性：主婦・無職）

※3：主効果を男女別の平均値で中心化し、その積を交互作用効果として投入した

る)。同居子がいる夫婦は、子供に関する話題を共有することのできる友人グループを持ちやすく、子供が自立している場合などは参加機会に乏しいと考えられる。

同居子の有意な効果を確認すると、男性では(A)「子供きっかけ」の未就学子以外で正の効果があるのに対し、女性では(B)「子供無関係」の未就学子のみで正の効果があり、男女で対照的な結果となっていた<sup>(15)</sup>。

#### 4.2.2 SESの影響

同居子の効果を統制した上で、まずSESの影響

を確認する。男性の分析結果から確認すると、学歴の効果は「大学・大学院」が10%水準で有意ではあるが頑健な結果とはいえない。これに対し、世帯収入では、(A)「子供きっかけ」、(B)「子供無関係」ともに比較的低収入の層で負の効果があり、特に0~399万円の層で大きな効果がある。職業に関する変数について確認すると、通算就業年数は有意ではないが、就業形態では主夫・無職であると(B)「子供無関係」で偏回帰係数が有意に負となっている。男性の全体的傾向として、特に世帯収入の影響が大きいことが分かった。次に女性の結果を確認すると、学歴で高学歴者ほど



友人関係を持ちやすいという結果となっており、(A)「子供きっかけ」の場合には頑健かつ大きな効果がある(例えば大学・大学院卒で $\text{Exp}(B)=2.570$ )。次に世帯収入の結果を見ると、男性の場合と異なり、ほとんど有意な結果が見られない。唯一、世帯収入が最も低い層でのみ、(A)「子供きっかけ」で負の効果が10%水準で表れている<sup>(16)</sup>。一方、就業形態での有意な効果は見られず、通算就業年数の効果は(A)「子供きっかけ」において5%水準で有意であった。

以上を踏まえると、SESの有意な効果が見られる場合は、高学歴、高収入、および安定的な就業形態、就業経験が長い親ほど友人関係を持ちやすい傾向が見られた。ただし、全てのSESが有意となるわけではなく、また頑健かつ顕著な影響が見られる箇所については男女で傾向が異なっていた。

#### 4.2.3 サポート・ネットワークの影響

続いて、各種のサポート源の数に関する分析結果を確認する。まず男性の結果から確認すると、有意な効果を持つものは精神的サポートのみであるが、(A)「子供きっかけ」、(B)「子供無関係」ともに0.1%水準で有意であった。親族などから精神的サポートを得ているほど、親同士の友人グループにも参加しやすいという結果であった。

次に、女性のサポート源数の効果は複雑なパターンとなっており、(A)「子供きっかけ」で経済的サポートが10%水準で有意、(B)「子供無関係」で精神的サポートが10%水準で有意、家事育児サポートが0.1%水準で有意であった。いずれもサポート源が多いほど友人グループにも参加しやすいという結果である。ただし、頑健なものは家事育児サポートの効果のみである。

以上を踏まえると、サポート源の有意な効果が見られる場合には、既に親族らからサポートを得ている親ほど友人グループに参加しやすいという傾向が見られた。一方で効果の大きさやサポート種において男女で傾向が異なり、男性の(A)・(B)

参加者全体の精神的サポートと女性の(B)「子供無関係」の家事育児サポートの効果が、頑健かつ顕著であった。

#### 4.2.4 性役割に関する要因の影響

続いて、性役割(子供との関係で言えば父親/母親役割)に関する変数の効果について確認する。

男性の結果を確認すると、家事育児分担納得感には(A)「子供きっかけ」が1%水準で有意、(B)「子供無関係」が10%水準で有意であり、ともに正の効果であった。特に(A)「子供きっかけ」において妻(配偶者)との分担に納得できている人が友人グループに参加しやすいという結果であった。なお、平日家事育児時間は有意ではなかった。

次に女性の結果を確認すると、家事育児分担納得感、平日家事育児時間ともに有意ではなかった。主観的な納得感の影響について男女で異なる傾向が見られた。

#### 4.2.5 その他の規定要因の確認

最後に、血縁・地縁として影響しうる親同居、地元性、DID人口比の結果を確認する。先に述べておくと、男女ともに親同居および地元性の効果が有意となる箇所はなかった。残るDID人口比の効果について男性の結果から確認すると、(B)「子供無関係」において5%水準で有意な負の効果が出ている。次に女性の結果を確認すると、(A)「子供きっかけ」が5%水準で有意な正の効果が出ている。

以上を踏まえると男女とも相対的な地縁(地元性)ではなく、絶対的な都市部の影響を受けていることが分かる。ただしその影響は男女で対照的であり、男性では都市部にいると子供と関係ない友人グループに参加しにくく、女性では子供に関する契機のグループに参加しやすくなるという結果であった。

## 5 議論

### 5.1 知見の解釈

多項ロジスティック回帰分析の結果からは、全体的には男女共通の傾向として、高学歴・高世帯収入といった高いSESを持つ親、あるいは親族関係を中心とするソーシャル・サポート源数を多く持つ親が、親同士の友人グループにも参加しやすいという関係性が浮かび上がった。変数間の「拡大関係」を確認することができ、誤解を恐れずに言えば、恵まれている者がさらに恵まれる「勝者総取り」に近い状況であった。その上で、個々のSESやサポート・ネットワークの種類、および友人グループの形成の契機（「子供きっかけ」「子供無関係」）まで細かく見ていくと男女で有意な変数の組み合わせに違いがあった。

端的にまとめると、親同士の友人グループへの参加についてはSESやサポート・ネットワークの制約が加わっていることになる。顕著なSESの影響では、男性の場合は世帯収入が高いと契機を問わずグループに参加しやすくなり、女性の場合は高学歴で（A）「子供きっかけ」のグループに参加しやすくなる。いずれも、単純なイベント参加費用などへの経済的余裕、あるいは卒業した学校の同窓関係の増加とは解釈できない（特に「子供きっかけ」のグループと親の同窓関係は一致しないはずである）。むしろ高学歴・高収入の社会的威信による新規の人間関係への参入のしやすさ、あるいは子供の継続的な習い事などの費用負担能力や教育・子育てアスピレーションの高さなど学歴・収入の別側面の影響が表れている可能性がある。独立変数の効果の検討方法や従属変数などには違いがあるが、本稿の分析で表れたSESの正負の効果は、菅野(2001)、永吉(2017)、内藤(2017)などの先行研究の知見と概ね整合的であった（付言すれば、全ての研究と整合するわけではないが、女性で学歴が大きな効果を持つなどの男女の傾向の違いも類似していた）。

さらに特筆すべきは、男性において頑健に見られた精神的サポートの影響であった。親同士の友人関係から得られるものとして、宮木(2004, 2014)の調査結果に挙げられている中には、情報交換のほか、共通の話題や安心感など情緒的な利益が含まれる。しかし、今回の結果からは情緒的利益を得る可能性を有する関係を持つ者は、親族などの精神的サポートのネットワークを既に保持している実態が浮かび上がった。理論的なフレームワークとして参照した内藤(2017)の「相互的な交換」に対応する結果であった。また、前田・目黒(1990)の知見と部分的に整合する形で、親族などの人間関係の強度が親同士の友人関係の拡大にもつながることが示唆された（ただし本稿では夫方・妻方の区別や人間関係そのものとサポートの区別を行っていないため、さらなる詳細の検討が必要である）。

以上の結果に加え、性別役割および父親／母親役割に対応する変数の影響が一部確認された<sup>(17)</sup>。男性では（A）「子供きっかけ」のグループで夫婦間の家事育児分担に対する（主観的な）納得感が高いほど参加しやすくなっていたのに対し、女性では納得感の影響はなかった。単純比較はできないが、久保(2001)の母親の友人数に関する分析結果などいくつかの先行研究と異なり、友人グループへの参加それ自体には母親の家事育児に関する意識や実際の作業時間が影響しない。この結果についても多様な解釈がありうるが、男性では家庭生活が上手く行っていると認識している場合に子供に関連するつながりにも積極的な参加を行うようになるのに対し、母親の場合は納得の有無によらず育児の一環として担当している可能性が指摘できよう。この点で、親の友人グループが純粋な友人関係と異なる性質を持つことが示唆される。なお、その他の居住環境に関する要因のうち、有意であったのはDID人口比のみであった。都市度が地域信頼度に影響するとする遠山(2016)など、先行研究の知見と整合に解釈できる部分もあるが、局所的かつ男女で正負の逆転する複雑な



結果であり、今後のさらなる検討を要する。

しかし改めて強調すべきは、基本的に「拡大関係」という大枠自体は男女で共通している点である。親同士の友人関係はしがらみという文脈から議論されることもあったが、今回の結果からは、本人の参加意思の有無を問わず、階層性を有する変数に規定され参加できないという状況があることが示唆された。杉原(2014)のSC研究に関する整理に対応づけると、Bourdieu的な文脈に見られる、既に資本に富んでいる者がさらに資本を増やすというものと類似した変数間関係が、親同士の友人グループに関しても確認された。「はじめに」で述べた通り、親の友人グループには情報交換基盤としての機能があり、暗黙知的な情報や、公知であっても取捨選択や集約がなされた情報が流通していると考えられる<sup>(18)</sup>。しかし本稿の知見を踏まえると、これらの情報への経路が親自身のSESやサポート源数によって狭まることもであると推測される。友人グループの共助的な機能には望ましい面もあるが、本来は自由であることが期待される情報へのアクセスに事実上の制約が生じる可能性については、育児情報を発信する学校・市町村等の機関も十分に留意する必要があるだろう。

## 5.2 今後の課題

本稿ではデータの制約もあり、未解明の問題が多く残されている。親同士の友人グループに関する一般化可能性の高い知見を得る上で、今後の課題となる事項を五点述べる。

一点目として、本稿では通信手段について一部扱ったものの、実際にグループ内で情報が流通する過程の実態や、情報の具体的な内容について明らかにできていない。参加者の社会的属性や参加契機によって情報源や話題に違いがあるのか否かも含め、社会科学と情報科学の双方の観点から掘り下げた新たな調査研究が必要である。

二点目として、今回は外形的なグループ参加の有無がSESやサポートと関連していることを明ら

かにしたが、当事者自身が意識している参加・不参加理由や、参加後に能動的な利益獲得を行っているか否かは不明である。この観点からの質的研究は一定数存在するが、量的にも心理面・行動面の変数について検証する研究が必要である。

三点目として、サンプルを男女同数とし、参加契機(「子供きっかけ」「子供無関係」)の人数も揃えた調査の限界がある。今回は規定構造の比較を行うことを目的にサンプルを揃えたが、友人グループに参加する親自体の割合や、各契機の構成比など、基礎統計的な度数の男女差は明らかにできていない。測定方法の検討を含め、さらなる調査研究が必要である。

四点目として、今回は分析対象としなかったが、友人グループにいったん参加した後、何らかの理由で離脱する親(離脱者)も存在する。また、直接子育てに関わらなくなった時期(子の成人後)にも友人関係として継続するケースもあると考えられる。離脱・継続の決定メカニズムについても、時系列要因を考慮した研究が必要である。

五点目として、今回の分析では夫婦間関係も含めて検証するため、既婚者であり、かつ子供の話題を共有できるという条件を置いた。しかし子供であっても既婚者ではないケース(離別・死別者、未婚者)など、婚姻・家族形態の影響もあると予想される。さらには子を持つ人とそうでない人が混在する趣味サークルなどの場合や、家族構成以外の属性についても同質的な構成員のみからなるケースとばらつきがあるケースとの比較など、調査研究対象の枠を拡大した上での知見の普遍性の議論も必要である。

## 注

- (1) 「ママ友」の定義として、研究事例の多くは、子供の存在が契機となり母親同士が友人となるケースを挙げている。ただし、安藤(2015)は先行研究の「ママ友」の定義が多義的であることを指摘しており、現時

点での確立した定義とはいえない。また、親自身の同窓や職場などを契機とする友人が同様の機能を果たすケースも各研究で扱われることがある。本稿では後述するように、子供が契機となるケースだけでなく、他の場の人間関係が親同士の友人関係に移行するケースも分析の対象とする。

- (2) もっとも、宮木 (2014) の調査項目では、「父親同士の交流は、自分の友人というよりあくまで『子どもの友だちの父親』という位置づけで交流している」が、交流があると答えた父親のうち約6割 (59.1%) に該当しており、参加理由に関しては父親内での個人差も大きいと予想される。
- (3) 父親の人間関係に焦点を当てた研究は、母親と比べて絶対数が大幅に減る。それらの研究では、夫婦間の家事育児分担、性役割 (分業) 意識、外部サポートの利用などが主要な関心となる (中川 2014, 斎藤 2016)。このような家庭での父親のあり方も重要であるが、合わせて地域や親族関係など、より広い範囲の影響の検証も必要である。
- (4) 尾見 (1999) は、心理学における「ソーシャル・サポート」の研究の中に、ストレスや精神的健康との関連でサポートの機能を見ていく社会心理学的な流れと、母子関係研究から展開した発達心理学的研究の流れがあると整理している。本稿では心理学以外の分野の知見も踏まえており、尾見の挙げる二つの流れのうち一方のみに対応するものではない。ただし、親だけでなく成人が家族外の親族や知人も含めた人間関係の中で授受されるサポートを前提にしている点で、社会心理学的な流れに即した議論を中心にを行っている。
- (5) この「相互的な交換」と整合的な外国の知見として、アメリカのLiebler & Sandefur (2002) がある。友人・近隣住民・同僚などとのサポート関係の渡し手/受け手になるパターンを分類し、SESとの関係性を探ったところ、総体として男女とも高いSESの人ほど高頻度の交換を行う類型になりやすい、という結果が得られている。
- (6) Coleman的關係も不利な状況を共助によって補完するという点で「相互的な交換」と表現しうが、ここでは既に資本に恵まれた者同士の交換を意味する。
- (7) 杉原 (2018) ではSESなどの影響の男女差に加え、夫婦間の関係性の影響、特にケア労働の比重が高いことで女性が家族外の人間関係を十分に構築できない可能性も指摘する。親同士の友人グループについても、夫婦間関係や家庭内での家事育児の時間なども考慮する必要がある。
- (8) 杉原 (2014) の分類に従うと、グループ参加後の信頼性や互酬性の規範といった認知型SCではなく、構造的SCに該当する。その中でも、子供と無関係の人間関係から移行したものは橋渡し型、子供に関係する契機のものとは結合型 (ただし親族ネットワークよりは橋渡し型に近い) となる。
- (9) 同一人物が二つ以上のグループに所属している可能性を考慮し、今回の調査では複数グループに参加している対象者については、最も頻繁に交流を行うグループを想起して回答するよう求めた。(A) 「子供きっかけ」と(B) 「子供無関係」の両方のグループに参加している場合も、上記の条件によって最も関わりの深いいずれかの一つのグループを念頭に回答することになる。また、回答者が参加している一つのグループ内に、参加の経緯が異なるメンバーが混在する状況も想定される (例えば、母親同士が古い友人であったところに、三人目が新たに知り合って加わるような場合)。今回

実施した調査では、回答者本人から見て対象グループへの参加契機のどのように認識されているかを (A), (B) の区別の基準としているため、上記の混在的なグループの場合についても、本人の参加・不参加の規定要因を探る基準としては一定の妥当性を担保できている。ただし、参加しているグループの数や参加契機の多様性の実態は、今後新たな調査で追究する意義がある。

- (10) 親同士の友人グループへの実際の参加の割合は、母親と比べ父親で低いと予想される。宮木 (2014) は、子供を介して知り合いになった父親・母親同士の付き合いの数について、「全くいない」という回答が父親では38.2% (「1人」は6.6%), 母親では3.3% (「1人」は1.4%) と報告している。
- (11) 上記の除外後の「その他」の回答には、他の知人など以外に自治体のサポートなども含まれる。異質の主体であるが、何らかの事情により親族を欠くケースなどで直に代替機能を果たすサポート源と見なすうると考え、含むこととした。
- (12) 女性の回答者では数名、「24 (時間)」という回答があった。これは絶え間なく作業が発生する回答者の苦心を反映していると予想され、一概に外れ値として扱えない一方、睡眠時間がゼロとなる非現実的な値を残すことも結果に影響を及ぼしうる。最終的に、比較的現実的な次点の最大値である19.5 (時間) に置き換えることとした。
- (13) 本人年齢の代わりに同居子の教育課程に対応するダミー変数を投入した理由は、子供の話題を共有するという行為に直接対応する変数が後者であり、また年齢が離れた子が複数いるような場合に単独の変数では統制しきれないためである。ただし、同居子の代わりに本人年齢を投入した場合の分析

結果でも、他の独立変数の効果は大きく変わらなかった (年齢自体は有意な影響を及ぼしておらず、モデルの説明力は低下した)。

- (14) 本来は参加理由ごとにサンプルを細分化するよりも、参加理由を独立変数の一つとして直接投入することが望ましい。しかし今回の調査の条件では、参加理由に対応する変数が未経験者に存在しない。そこで間接的に参加理由の影響を把握する代替策として、多項ロジスティック回帰分析を採用した。参考までに、(A)・(B)参加者と(D)未経験者に二分した場合の二項ロジスティック回帰分析の結果を表4に示す。変数の計算方法や基準カテゴリーは多項ロジスティック回帰分析の結果 (表3) と同じである (BとS.E.は省略)。表3と比較すると、参加者全体で有意となる独立変数の多くは、(A)「子供きっかけ」、(B)「子供無関係」のいずれかの規定要因であったことが分かる。ただし、男性における世帯収入と精神的サポートは表3、表4の中で一貫して頑健な正の影響を確認でき、参加の契機を問わず参加者全体の特徴と見なすことが可能である。
- (15) (A)「子供きっかけ」で男女差があることについて、安藤 (2015) などの知見を踏まえると、子供の成長に伴って参加機会が増える部活動などの場で父親同士の友人関係が生じやすい可能性を指摘できる。このような主効果を踏まえ、子供の年齢層に応じて他の独立変数が局所的な影響を及ぼしているか否かを確認すべく、有意な独立変数と同居子との交互作用効果の検証も行った。しかし、主効果・交互作用効果とも頑健な (5%水準で有意) 組み合わせはほとんど見られず、今回の分析結果はおおよそ主効果のみによって解釈できることが分かった。唯一、男性の (A)「子供きっかけ」

表4 二項ロジスティック回帰分析の結果

独立変数	男性	女性
	参加 (N=342) Exp(B)	参加 (N=234) Exp(B)
<b>同居子</b>		
未就学子	.893	1.529
小学生	1.522 †	1.211
中学生	1.962 *	1.108
高校生・高専生	2.078 *	1.937
<b>学歴</b>		
専門・短大・高専	1.602	2.466 **
大学/大学院	1.768 *	2.081 *
<b>世帯収入</b>		
0~399万	.216 ***	.442 *
400~599万	.503 *	.674
600~799万	.508 *	1.176
<b>就業形態</b>		
フルタイム		1.300
自営・自由	.643	1.256
パート・バイト	.864	1.389
主夫/主婦・無職	.339 *	
通算就業年数	.973	1.048 *
<b>サポート源数</b>		
経済的	1.085	1.266
精神的	2.230 ***	1.390
家事育児	1.085	2.792 **
<b>家事育児分担納得感</b>		
平日家事育児時間	1.103	1.074 †
親同居	1.281	1.567
<b>地元</b>		
本人地元	.906	1.088
配偶者地元	.773	.798
本人×配偶者	1.054	.531
DID人口比	.992 *	1.012 *
<b>疑似決定係数</b>		
Cox & Snell	.220	.211
Nagelkerke	.301	.292

\*\*\*: p < .001, \*\*: p < .01, \*: p < .05, †: p < .10

で同居子が中学生の場合、家事育児分担納得感との間に5%水準で有意な正の交互作用効果(同居し、納得度が高いと参加しやすい)が見られた。

- (16) 女性では(A)「子供きっかけ」(B)「子供無関係」とともに世帯収入(「800万以上」を基準)の「400~599万」で偏回帰係数が負の値、「600~799万」で正の値になっている。参考までに「600~799万」を基準カテゴリとして分析したところ、女性の(A)、(B)ともに「0~399万」のみが有意な負の効果を示していた。理由は不明であるが、女性では世帯収入と参加の間に非線形の関係性があると示唆された。

- (17) 本稿では性役割および父親/母親役割に直接対応する変数として平日家事育児時間と家事育児分担納得感を用いた。しかしながら、これらの変数で説明しきれない複雑な性役割の影響が他のSESやサポートなどの効果の男女差としても表れている可能性を念のため指摘しておきたい。例えばSESの頑健な効果が男性では世帯収入、女性では学歴という形で別々に表れた理由として、男性は特に家計の主要な担い手と見なされる性役割が(本稿の当初の予想よりも)依然強く残っており、収入の高低が対外的威信と直結している可能性がある。女性の学歴に関しても、直接自身のキャリアで活かされるケースのみならず、育児の担い手となった際に知識や教養を活用するケースも多いと予想される。家事育児サポート源数が女性でのみ有意であったことも、育児を専ら担う母親の時間的余裕に関与していたためと考えられる。

- (18) 今回は具体的な利益を測定していないが、宮木(2004)、武市(2014)と同様の、情報交換に関わる通信メディアの利用の有無の項目を問うており、グループ参加との共起性は確認できる。そこで補足的分析として、利用実態を男女別に(A)・(B)の参加者と(D)未経験者に二分して比較した(残差分析)。項目の選択肢は13個あり、「Facebook投稿機能」「Twitter」「LINEメッセージ機能」など、11種類のメディアと「その他」、および他と排反の「あてはまるものはない」という選択肢である(「あて〜ない」以外は複数選択可)。男女によってサービスの種類に違いがあるが、全体の傾向としてFacebookやLINEなどSNSを利用する割合はグループ参加者が高い傾向にあった。一方、「あて〜ない」を選択した人の割合は、男女ともに未経験者が有意に



高く（参加者と未経験者の順に男性では5.8%と15.3%, 女性では1.3%と12.5%）、友人グループ参加者は未経験者と比べ、情報交換のツールを多用している傾向が明らかになった。なお、「その他」を除くメディア利用11種の利用数を合計し、t検定を行ったところ、男性では有意差があったが（平均値は参加者2.599と未経験1.963の差が0.1%水準で有意）女性ではなく（同じく順に2.350, 2.150）、父親内での差異が大きいことが判明した。

### 参考文献

- 安藤真紀 (2015) 「父親の友人関係におけるパパ友関係」, 平成26年度弘前大学大学院教育学研究科修士論文.
- Bourdieu, P. (1986) The Forms of Capital, in J.G. Richardson (ed.), *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education.*, Greenwood Press, Westport, Connecticut, pp. 241-258.
- Coleman, J.S. (1988) Social Capital in the Creation of Human Capital, *American Journal of Sociology*, 94, pp. S95-S120.
- 藤井恭子 (2016) 「成人期女性の友人関係におけるヤマアラシ・ジレンマの特徴」, 『教育学論究』 8, pp. 165-171.
- 井梅由美子・藤後悦子 (2014) 「成人期女性の対人関係のトラブルとストレス—子育て期の子どもを介した対人関係に着目して—」, 『東京未来大学研究紀要』 7, pp. 177-187.
- 實川慎子・砂上史子 (2012) 「就労する母親の『ママ友』関係の形成と展開—専業主婦との比較による友人ネットワークの分析—」, 『千葉大学教育学部研究紀要』 60, pp. 183-190.
- (2013) 「母親自身の語りにもみる『ママ友』関係の特徴—相手との親しさの違いに注目して—」, 『保育学研究』 51 (1), pp. 94-104.
- 加藤道代 (2005) 「子育て期の母親における『被援助性』とサポートシステムの変化 (1)」, 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 54 (1), pp. 353-370.
- 厚生労働省 (2006) 「子ども・子育て応援プラン」, <<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai22/pdf/data.pdf>> Accessed 2020, March 09.
- (2019) 「育児・介護休業法のあらまし」, <<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000355354.pdf>> Accessed 2020, March 09.
- (2020) 「イクメンプロジェクト」, <<http://ikumen-project.mhlw.go.jp/>> Accessed 2020, March 09.
- 久保桂子 (2001) 「働く母親の個人ネットワークからの子育て支援」, 『日本家政学会誌』 52 (2), pp. 135-145.
- Liebler, C.A. & Sandefur, G.D. (2002) Gender Differences in the Exchange of Social Support with Friends, Neighbors, and Coworkers at Midlife, *Social Science Research*, 31 (3), pp. 364-391.
- 前田尚子 (2004) 「パーソナル・ネットワークの構造がサポートとストレインに及ぼす効果—育児期女性の場合—」, 『家族社会学研究』 16 (1), pp. 21-31.
- 前田信彦・目黒依子 (1990) 「都市家族のソーシャル・ネットワーク・パターン—社会階層間の比較分析—」, 『家族社会学研究』 2, pp. 81-93.
- 丸山美貴子 (2013) 「育児ネットワーク研究の展開と論点」, 『社会教育研究』 31, pp. 11-21.
- 松田茂樹 (2001) 「育児ネットワークの構造と母親のWell-Being」, 『社会学評論』 52 (1), pp. 33-49.
- 宮木由貴子 (2004) 「『ママ友』の友人関係と通信メディアの役割—ケータイ・メール・インターネットが展開する新しい関係—」, 『Life design

- report』159, 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部, pp. 4-15.
- (2014) 「父親同士の交流の現状と可能性—子どもをきっかけとした父親同士の関係性もたらす影響—」, 『Life design report』211, 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部, pp. 1-14.
- 水垣源太郎・武田祐佳 (2015) 「育児期女性のソーシャル・サポート・ネットワークの地域差—奈良県7市町調査から—」, 『奈良女子大学社会学論集』22, pp. 1-21.
- 森永今日子・山内隆久 (2003) 「出産後の女性におけるソーシャルサポートネットワークの変容」『心理学研究』74(5), pp. 412-419.
- 永吉希久子 (2017) 「非家族ネットワーク喪失の規定要因におけるジェンダー差—固定効果モデルを用いた失業と貧困の効果の検証—」, 『理論と方法』32(1), pp. 114-126.
- 内藤準 (2017) 「サポートネットワークの有効性に対する社会階層の効果—ネットワークと自由の分析—」, 『理論と方法』32(1), pp. 64-79.
- 中川まり (2014) 「未就学児をもつ共働きの夫における外部サポートと家事との関連性」, 『季刊家計経済研究』102, pp. 71-78.
- 中山満子・池田曜子 (2014) 「ママ友関係における対人葛藤経験とパーソナリティ特性との関連性」, 『パーソナリティ研究』22(3), pp. 285-288.
- 尾見康博 (1999) 「子どもたちのソーシャル・サポート・ネットワークに関する横断的研究」, 『教育心理学研究』47, pp. 40-48.
- 齋藤慈子・野崎茉莉 (2018) 「3～5歳児を持つ父親の育児参加及び育児におけるソーシャルサポート」, 『武蔵野教育學論集』4, pp. 9-17.
- 齋藤嘉孝 (2016) 「就労する有配偶父親の家事・育児に関する要因分析—経験値やプリファレンス, そして原体験の充実—」, 『生涯学習とキャリアデザイン』14(1), pp. 77-85.
- 総務省統計局 (2017) 「平成27年国勢調査」, 〈<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.html>〉 Accessed 2017, October 13.
- 菅野剛 (2001) 「社会階層とソーシャル・サポートの関連についての分析—多母集団解析簡便法の適用—」, 石原邦雄・大久保孝治編『家族生活についての全国調査報告書No. 2-6 現代家族におけるサポート関係と高齢者介護』, pp. 1-20.
- 杉原名穂子 (2014) 「母親の社会関係資本と教育意欲—地域間比較調査から—」, 『人文科学研究』135, pp. 21-46.
- (2018) 「社会関係資本と家族要因の関連と効果—ジェンダー論の視点から—」, 『社会情報学』6(3), pp. 19-33.
- 武市久美 (2014) 「子育てにおけるSNS利用について—『ママ友』コミュニケーションに着目して—」, 『東海学園大学研究紀要 人文科学研究編』19, pp. 79-89.
- 遠山景広 (2016) 「大都市における子育て家族の社会的孤立要因—SSP2015を用いた地域信頼度の分析より—」, 『北海道大学大学院文学研究科研究論集』16, pp. 209-230.

## 付記

本稿で使用した調査データについては、本稿に先立ち以下の文献において基礎的な集計結果を報告している。その内容との差分として、本稿は研究史を踏まえて新たな理論的視点を加えるとともに、友人グループへの参加条件を多要因によって検討すべく分析手法と独立変数の大幅な再検討を行い、発展的な分析を実施したものである。

塚常健太・大戸朋子・橋元良明 (2019) 「親同士の友人グループへの参加実態」『東京大学大学院情報学環情報学研究 調査研究編』35, pp. 105-148.



---

## 原著論文

---

# 災後・災間におけるコミュニティ放送による記憶の継承

## Passing on Memories through Community Broadcasting in Post-disaster and Inter-disaster Periods

キーワード：

コミュニティ放送, 集合的記憶, 災後, 災害文化, 記憶の継承

keyword：

community broadcasting, collective memory, post-disaster, culture of disaster, memory inheritance

情報科学芸術大学院大学 金山 智子

Institute of Advanced Media Arts and Sciences Tomoko KANAYAMA

---

### 要 約

本研究では、災害が繰り返される社会において、災後・災間にコミュニティ放送がどのように災害の記憶の継承を意識し、実践しているかについて明らかにする。災害発生から復興までの一連の捉え方に、災後・災間の視点を新たに加えることで、コミュニティ放送の役割を災害文化継承の観点から再考することを試みた。1995年からの23年間に発生した7つの大規模災害被災地を対象に、24のコミュニティ放送局にインタビュー調査を実施した。結果、コミュニティ放送局は災害発生時から災害の記憶の継承について意識的であり、放送活動を通じた継承が行われていることが明らかになった。一方、時間経過に伴い、災害の記憶の捉え方は変容しており、番組や活動の中で記憶の構築・再構築を交えながら、その時々コミュニティに向けた伝え方をしていることが考察された。コミュニティ放送局の実践は、(1)語り継ぎ、(2)次世代への伝え方、(3)災害の記憶のアップデートという三点において特徴的であり、これらの実践は、災害経験が社会的な行動や規範となる、いわゆる災害文化の継承につながっていることも知見として得られた。本研究では、先行研究で復興後を平常と捉え、コミュニティ放送も平常放送に戻るという一般的な認識に対し、災後・災間という視点により、災害の集合的記憶に関する内容が変容しながらも、継続的に放送されていることを可視化し、コミュニティ放送を災後放送と位置付ける意義を示唆した。

---

原稿受付：2020年7月3日

掲載決定：2020年9月11日

## Abstract

The purpose of this study is to explore how community broadcasters are aware of passing on memories of disaster and how they practice this through broadcasting in a society where disasters repeatedly occur. Also, it reconsiders the role of community broadcasting by adding new post-disaster and inter-disaster perspective to way of understanding disaster that focuses on the series of events from the disaster's occurrence to the affected area's recovery. Twenty-four community broadcasters were interviewed in seven major disaster-affected areas over a 23-year period from 1995. The results indicated that the community broadcasters were consciously passing on memories of disasters starting from the time these disasters occurred and have been engaged in this passing-on through their broadcasting activities. On the other hand, the way broadcasters perceive these memories has changed over time. It was concluded that broadcasters communicated with the community who experienced the disaster by constructing and reconstructing memories through their programs and activities. The study also revealed that the practices of community broadcasters pass on the culture of disaster by (1) passing down stories, (2) serving as a way to pass on messages to the next generation, and (3) updating the memories of disasters. From the perspective of the post-disaster and inter-disaster periods, this study makes visible the fact that the broadcasters are transmitting the changing memories of disaster and suggests that, after a disaster occurs, it is important to position community broadcasting as post-disaster broadcasting rather than as normal broadcasting.

## 1 はじめに

2011年3月11日に巨大地震と津波が日本の東北地方を襲った。福島第一原子力発電所の原子炉が直撃され、未曾有の災害が引き起こされた。東日本大震災と福島第一原発事故による複合災害は、原子力発電所のリスクを現実のものとして国内外に突きつけた。震災から9年余が過ぎ、ほとんどの避難場所は廃止され、メディアはそれを東日本大震災の復興の終焉として描いた。災害報道の急速な減少が記憶の風化を加速させるとも指摘される(原・大高, 2019)。

災害の記憶や記録をアーカイブし、それらを集合的な記憶として将来に継承することは、リスク社会と呼ばれる現代が備えるべきレジリエンスであり、日本の重要な社会的課題である。東日本大震災以降、メディアによって過去の災害記憶が現在の災害体験にどのように接続され、また、未来の災害に向けてどのように継承されるかについての研究が必要とされる(林, 2013; 饒辺・田中, 2013)。

地震、津波、台風など自然災害とともにその歴史を歩んできた日本社会では、これまで将来の災害に向けた防災が重視され、さまざまな対策が講じられてきた。近年では社会をこのような災害前だけではなく、災害が繰り返されるものとする、「災後」(御厨, 2014)、あるいは「災間」(仁平, 2012)と捉え、災後・災間の社会で人々にメディアが何をどのように伝える必要があるかという視点が重要との指摘がある(水出, 2019)。これは、新聞・テレビなどマスメディアだけでなく、ローカルやコミュニティのメディアにとっても同様である。防災や災害時に役立つメディアの一つであるコミュニティ放送も例外ではなく、繰り返される災後や災間に、地域の災害の記憶や記録をいかに地域コミュニティの人々に継承しているか、コミュニティメディアの意識と実践への理解・研究が求められている。

本研究では、先に示した視点をもとに、災後・災間にコミュニティ放送がどのように災害の記憶を継承しているかについて明らかにすることを目的とする。これまでの災害発生から復興までの一連の流れに、災後・災間という視点を新たに加えることで、災害が重層的に起こる今日のリスク社会におけるコミュニティ放送の役割を、災害文化の継承の側面から再考することを試みる。

## 2 災害の記憶とコミュニティ放送

### 2.1 コミュニティ放送の災害に関する先行研究

コミュニティ放送制度が施行された3年後の1995年、阪神淡路大震災が発生した。この経験は、コミュニティ放送の災害時におけるメディアとしての重要性や有用性を社会に認識させる契機となった。以降、大きな災害後にコミュニティ放送局の開局が増加する傾向が続き、防災はコミュニティ放送局にとって主要な目的となっている(宮田, 2017; 金山, 2017; 村上, 2017)。総務省は、東日本大震災以降、コミュニティ放送を災害時の有効なツールと位置付けている。国土強靱化政策や自治体の防災に向けた衛星通信、IP告知システム、緊急メール、CATV、防災無線など、多重化されたメディアのシステムでは、地域住民に災害情報を伝達するラストマイルメディアと位置づけられている。

コミュニティ放送の災害時の役割として、防災や復旧復興に関する情報伝達が重要視されてきた。日常的な防災意識の啓発や防災訓練、自治体や関係機関と連携しながら災害発生直前の警報・避難勧告を行ない、災害発生時には災害状況や避難場所の情報伝達を24時間体制で行なう。事態に応じ、臨時災害放送局として機能する場合もある。災害の経過とともに、住民安否やライフライン、救援支援情報、支援物資の配給、経済支援情報など、木目細かな情報がコミュニティに伝達されており、災害時におけるコミュニティ放送の有

用性は社会的評価を得ている(金山, 2007; 金山, 2017; 市村, 2012; 北郷, 2013; 村上, 2012)。

音声メディアとしての特性やコミュニティメディアの役割を活かし、被災者たちの慰めや心の抛りどころになるという役割意義も存在する(金山, 2007)。東日本大震災では復興の長期化に伴い、物心両面の喪失で傷ついた人たちの心のケアを意識する番組を放送したり(栗屋・遠藤・平石, 2014)、長期の避難生活を送る被災者たちに交流の場を提供したり、さらに離散した地域のアイデンティティを維持するなど、被災住民たちと共に地域コミュニティの復興に寄り添うメディアのあり様が報告された(災害とコミュニティラジオ研究会, 2014; 大内, 2018)。米倉(2016)は、地域メディアが「被災地・被災者の声に耳を傾け、その代弁者たろうとする『善き隣人』『地域の伴走者』」(p.54) だとして、一方的な情報伝達者ではなく、コミュニティとのコミュニケーションをもとに、何を伝えていくのかを日々判断する存在だとする。

発災から復興という一連の過程におけるコミュニティ放送の役割については、災害情報論や地域メディア論の視座に立脚した調査研究が行われてきた(寺田, 2017)。しかし、復興後にコミュニティ放送がどのように災害経験を伝達し、その記憶を継承しているかという災害文化の視座については、これまで焦点があてられなかった。未曾有の複合災害である東日本大震災以降の社会を考えるにあたり、御厨(2014)は「災後」という視点を提示し、一方、仁平(2012)は「我々は<以後>ではなく<間>を生きている」として、東日本大震災後の社会を「災間」とよび、災害後の日常時を災害と災害の間と位置づけた。これは、繰り返し起こる災害に耐えうるレジリエンスな社会を構想した所以でもある。広瀬(2004)は災害文化を次のように定義する。

災害文化とは、幾世代にもわたる社会や家族、個人の災害経験が、社会の仕組みや人びとの生活のなかに反映されて、社会の暗黙の規範や人びとの態度や行動、ものの考えかたなどのなかに定着する様式である。(p.98)

水出(2019)は、重層的な災後社会においてメディアがどのように災害を記録してきたかという視野に基づく研究が必要と指摘するが、それは災害文化の醸成と継承にメディアがいかに寄与できるかという問いでもある。

この視野に立てば、災害発生から復興まで長期に亘って被災地や被災住民の様子や声を直接番組で伝えるコミュニティ放送は、災害の記録や記憶を保有することに貢献している。被災を経験した局関係者・スタッフが、これらの貴重な災害の記録や記憶を災後にどのようにして地域コミュニティに伝えているか、また、それはいかに災害文化の醸成に貢献しているかについては、これまで地域メディア研究との関係ではほとんど焦点があてられておらず、その調査研究は急務であるといえよう。

## 2.2 災害の集合的記憶と災害文化

災害に関する生活知識やコミュニティの知識は、後に同様のリスクを回避するため、ある世代から次の世代へと継承されており、集合的記憶はコミュニティのレジリエンスに役立つ(奈良, 2018; Pfister, 2009; Raphael, 1995)。関連して、Halbwachs(2015)は集合的記憶を以下のように定義している。

集合的記憶とは、内部からみられた集団のことであり、しかもその期間は、人間の生命のふつうの長さを越えることはなく、多くの場合、それよりはるかに短いのである。集合的記憶は、集団に対して、もちろん時間の中で展開される集団自身の情景を示すものである。というのは、

問題は過去に関することだからなのである。しかもそれを、集団がいつもその継起するイメージの中に自己を認めることができるような仕方で示すのである。(p.98)

Zelizer(1992)は、「過去の物語はメディアが記憶することを選んだ物語であり、メディアの記憶がどのように私たち自身のものになったかという物語でもある」(p.214)と指摘した上で、メディアがコミュニティの集合的な記憶の中で過去を解釈するツールの機能を果たすと述べている(Zelizer, 2001)。地域に視線を向けて、地域の記憶を共有することは、地域アイデンティティの再構築・強化につながり(福田, 2005)、個人的な物語を共有することは経験者と未経験者の回路となる(阿部, 2005)。被災者の声を聴き、それを伝える活動を通して、個人的なストーリーを蓄積してきたコミュニティ放送局は、放送を通じて地域コミュニティにおける災害の集合的記憶の継承に貢献する可能性がある。

近年の集合的記憶を理論基盤とするメディア記憶研究分野では、地域メディアによる集合的記憶に関連する研究は少なく、テレビや新聞と比べればラジオ研究はさらに限定される。Neigerら(2011)は、地域にテレビがない場合、地域ラジオが特定の地域や人々のセクターを表現する唯一の声を構築することになり、メディアが集団の境界線強化とその定義に重要な役割を果たすと論じた。マスメディアとローカルメディアとの比較では、同じ記憶について報道するにしても、集合的記憶が異なることも報告されている(Neiger, Meyers, & Zandberg, 2011)。

Atsumiら(2016)は、岩手県野田村でのアクションリサーチを基に、コミュニティラジオが震災の記憶を想起するツールとなると報告した。また、金山(2019)は、阪神・淡路大震災以降、神戸市長田区で長期に亘り継続されたコミュニティラジオのメディア・イベントの観察から、「接

触による震災の想起」「集合的記憶の世代横断」「被災コミュニティ間のつながり」「災害を経験していない地域への伝承」という4つの役割の存在について明らかにした。

次世代の人たちの集合的記憶の間接的な内在化は、継承においても重要となる。過去の災害追悼は、それを直接経験した人々にとっては慰めに、直接関与しなかった人々や将来の世代にとっては、災害から学んだ教訓を内在化させる機会となる(Seeger & Sellnow, 2019)。田中と林(1989)は、災害文化の継承の際、地域住民が災害に対する知恵を共時的に共有することと、世代間における通時的な共有の必要性の両面があるとし、流動化する現代社会では、継承の担い手としてメディアの機能に期待するとともに、災害報道による擬似体験のローカライズ化や防災教育とコミュニティの役割の意義について指摘した。

長期に亘る世代間の記憶伝達を扱ったものでは、例えば、金井ら(2007)が津波常襲地域における災害文化の世代間伝承について、若い世代の危機意識の低下や親子間での伝承機会の減少について、また飯塚ら(2018)は、全国の洪水常襲地域の災害伝承や言い伝えが、洪水対策を地域知とする災害伝承表出につながっている点を明らかにした。900年間に発生した常襲洪水地域災害を対象にした調査では、災害の記憶は生きた目撃者に依存し、その記憶は2世代で薄れることが報告された。その原因として、若い世代への情報伝搬に時間が掛かること、また若い世代が記憶することに無関心であることが指摘された(Fanta, Šálek & Sklenicka, 2019)。災害の記憶を、世代間を跨いで継承することは困難であり、災害文化の継承にかかわるメディアの貢献が一層求められている。

水出(2019)は、震災の記憶を重視する社会背景において、関東大震災の記憶再構築と伊勢湾台風の集合的記憶の忘却を新聞メディア分析から調査し、「重層的な<災後>の上に、現代的な「災後」



が存在する」(p.366)と述べた。単独の災害の記憶ではなく、複数の災害のつながりの中から災害文化が継承されるとの知見を得た上で、コミュニティ放送は、災害の記憶の継承では、他の被災地の災害文化とどのように関連づけられるかに関わる視座が改めて重要となる。

### 3 研究目的と調査方法

これまでの先行研究や集合的記憶に関する研究から、災後・災間においてコミュニティ放送局がどのように災害の記憶の継承を意識し、それをどのように実践するかについての調査研究が必要であることを示した。その際、災害文化の視野に立ち、次世代や災害未経験者への記憶の継承や、他の地域における災害の記憶との接続という視点が重要となる。これを踏まえ、本研究では、以下の2つの研究課題を設定した。

- (1) コミュニティ放送局は、災害の記憶の継承をどのように意識し、実践しているのか。
- (2) 長期化そして重層化していく災後のコミュニティ放送局の実践が、どのように災害文化の継承につながっているのか。

本研究では、研究課題に対して、被災地のコミュニティ放送局関係者へのインデプスインタビュー調査を実施した。対象となる災害については、コミュニティ放送法が制定された1992年以降、2018年末までに発生した災害のうち、(1)被災地でコミュニティ放送局または臨時災害放送局が放送を行っており、(2)死傷者など被害規模が大きい、という条件に該当する7つを選定した<sup>(1)</sup>(表1参照)。

インタビュー対象は、選定された被災地で放送を行っていた局とした。但し、1995年の阪神・淡路大震災では、災害発生時に兵庫県臨時災害放送局として開局し、1ヶ月半の放送後に閉局した

「FM796フェニックス」のケースと、神戸市長田区で災害時の在日外国人向けに開局した2つのミニFM(FMヨボセヨとFMユーマン)が合体し、震災1年後の1996年1月17日にコミュニティ放送局として開局した「FMわいわい」のケースがあり、本研究ではFMわいわいを阪神・淡路大震災のインタビュー対象局とした。また、2000年の北海道有珠山の噴火災害では、虻田町災害FM放送局「FMレイクトピア」が開局し、11ヶ月放送後に閉局した。その後、有珠山周辺の自治体を放送エリアとしたワイラジオが2018年に開局したことから、本研究ではワイラジオも有珠山噴火災害の記憶の継承の点から調査対象とした。東日本大震災では、災害の広域性や地域間の被害格差、局の活動状況などを考慮し、岩手、宮城、福島沿岸部地域に拠点を置いたコミュニティ放送局10局及び臨時災害放送局2局(両局とも2018年3月廃止)を対象とした。そのうち、原発事故による多くの避難者が福島市で避難生活を送っていたことから、福島市のコミュニティ放送局も対象に含めた。結果、24局を調査対象として選定した。

表1 インタビュー対象の災害とコミュニティ放送局

災害名	発生日	県	局名	インタビュー役	インタビュー日	経過年数 <sup>※2</sup>
阪神・淡路大震災	1995/1/17	兵庫	FMわいわい	代表理事	2018/1/17	22.7
有珠山噴火	2000/3/31	北海道	ワイラジオ	担当	2018/10/5	18.3
新潟県中越地震	2004/10/23	新潟	FMとおかま FMながおか	取締役放送局長	2019/9/20	14.7
				取締役放送局長	2018/9/20	14.7
東日本大震災 福島第一原発事故	2011/3/11	福島	FMゆき FMわか ひばりFM おだがいまらラジオ	取締役局長	2017/11/17	6.6
				編成放送＆アナウンサー	2018/2/13	6.8
				放送ディレクター	2017/11/18	6.6
				制作担当	2017/11/17	6.6
				技術主任	2018/3/28	7.0
				編成局長	2018/3/28	7.0
				代表取締役	2018/3/28	7.0
宮城	FMゆめま FMなとり FMおがま	代表取締役	2018/3/29	7.0		
		代表取締役	2018/3/28	7.0		
		放送局長	2018/3/28	7.0		
		代表取締役	2019/11/5	8.5		
岩手	FMねらいん FM宮	放送局長	2018/5/17	7.1		
		代表取締役、放送ディレクター(2名)	2018/5/18	7.1		
		代表取締役	2018/9/9	7.1		
熊本地震	2016/4/14	熊本	熊本FM FMせしる	代表取締役	2019/9/10	3.4
北海道胆振東部地震	2018/9/6	北海道	FMひまわり ワイラジオ あつま災害エフエム	代表取締役	2018/10/5	0.1
				担当	2018/10/5	0.1
				担当(主幹)	2018/10/6	0.1
西日本豪雨	2018/7/4	広島	FMゆびー FMゆびー FMゆびー	代表取締役	2019/9/3	1.1
				代表取締役	2019/9/3	1.1
				代表取締役	2019/9/6	1.2
岡山	FMらしま	代表取締役	2019/9/6	1.2		
		運営取締役	2019/9/6	1.2		

\*1 インタビュー当時の役職  
 \*2 災害発生日からインタビュー日までの年月数  
 \*3 ワイラジオは北海道胆振東部地震にもリストされている

インタビューは2017年11月から2019年9月までの間で実施した。今回は、災後の長さ(発災からインタビュー実施日)が、被災地によって1ヶ月から約23年とかなり差異があり、災後の経過



時間が記憶の継承に影響したことが予想される。そのため災害発生からインタビュー実施日までを災害からの経過年数としてデータ分析に用いた。

インタビュー対象者については、本研究の主旨を理解した上で局が指名した者とした。インタビュー調査の所要時間は60分から120分で、調査対象者の同意を得て取められた録音データは、全て文字に起こして分析を行った。

#### 4 分析・考察

今回の調査では記憶の継承が時間経過によって影響されると予想されたことから、対象とした7つの災害は、阪神・淡路大震災の1995年を起点として5年毎で分類し<sup>(2)</sup>、全24局のインタビューデータ分析から抽出した概念を、期間ごとに分析した(表2参照)。以下、研究課題に沿って順に考察する。

表2 期間による災害の分類

フェーズ1	2015-2018	熊本地震, 北海道胆振東部地震, 西日本豪雨
フェーズ2	2011-2015	東日本大震災
フェーズ3	2001-2005	新潟県中越地震
フェーズ4	1995-2000	阪神・淡路大震災, 有珠山噴火

##### 4.1 記憶の継承への意識と実践

コミュニティ放送局が災害の記憶の継承をどのように考え、具体的にどのように実践しているかという研究課題1については、インタビューの分析から(1)災害特別番組, (2)番組アーカイブ, (3)メディア・イベント(式典), (4)メディア・イベント(自前), そして(5)記憶の新しい取組みの5つの実践が抽出された。

これら5つの実践は、調査対象のコミュニティ放送局の全体傾向として表れており、コミュニティ放送局は災害の記憶継承において意識的であり、放送やイベントを通じて災害の記憶継承がなされていたといえよう。一方、各期間をみると、局の意識や考え方、実践に違いが認められること

から、以下、期間ごとに詳細をみていく。

##### 4.1.1 フェーズ1 (2015-2018)

この期間のコミュニティ放送局に関しては、「災害特別番組」が特徴的な実践として挙げられる。災害が発生した翌年、数時間の特別番組を制作・放送した局が多く、防災の日や自治体の災害訓練に合わせて特別番組を放送する局も多い。例えば、西日本豪雨に見舞われた岡山市のコミュニティ放送局レディオモモでは、6月の水防月間での市の水防訓練を生中継し、9月1日(防災の日)の市総合防災訓練でも生中継を特番として放送しており、これらの特番中で、当時の被災経験や災害対応などについて語っている。

一方、追悼式や式典に関しては、その日時が生放送と重なる場合、番組内で黙祷を放送するケースがあるが、番組として放送しない局もあった。真備町をはじめとする死者200名となる大被害に見舞われた例では、FMくらしきが追悼式を放送せず、代わりに自社の特別番組を放送しており、その理由について、以下のように説明している。

あまり1年経ったからといって、追悼式の暗いイメージではなくて、先を見ていく内容がいいんじゃないかなということで『あしあと』というタイトルをつけて、各地区会長さんの話を聞いて、また繋いで次に移ると感じるものを3時間作った。

豪雨被害の場合、多くの死傷者があっても、地震と違って被災日時を特定しにくいことから、黙祷を含む形式の放送が難しいという指摘もあった。災害の種類や被害により、追悼式や式典など災害関連のメディア・イベントの放送の取り組みに差異がある。熊本県では、熊本市内で放送する県域ラジオとコミュニティ放送局が共同して、防災の日に特別番組を制作・放送していた。また、FMくらしきのように、災害当時の記憶だけでな

く、復興の様子を伝える番組を新たに始めた局もあった。

災害後の数年間は災害特別番組を放送し、災害経験を防災番組や新しい番組として取り上げる局が多く、また復興過程の最中にある局としては、前向きな復興状況を伝えるのが主な実践となっていた。災害からの時間経過が比較的浅い状況で、自局の災害経験を更新するために、災害時のメールやSNS(Twitter, Facebook), 原稿ファイルなどの記録を元に過去の経験を見直す姿勢もみられた。

#### 4.1.2 フェーズ2 (2011-2015)

フェーズ2に該当する東日本大震災では、政府が復興期間を2021年までの10年間と定め、初めの5年を集中復興期間、残り5年を復興・創生期間と位置付けた(復興庁, 2018)。特に沿岸部では、震災から7~8年が経過しても復興が終了しない地域が多く、また地震津波と原発事故の被害では復興状況にかなり違いがあり、災害の記録と記憶に関して複雑な構図が浮かびあがった。この期間における実践としては、「災害特別番組」「メディア・イベント(式典)」「番組アーカイブ」の3つが顕著であり、またそれぞれが関連しあっていた。

全ての局で毎年災害特別番組を放送していたが、多くは3月11日の追悼式典であり、国の追悼式<sup>(3)</sup>、地元の追悼式と黙祷(14時46分)とする構成が典型であった。毎年開催される追悼式典については、「放送すべき」と考える局が多かった。例えば、ラジオ石巻では、「3.11の追悼式がある限りは特番としてやらなきゃなって。石巻にとって特別というか、やっぱりそこは外したらいけない」と、地域メディアとしての使命と意義を取り組みの動機としていた。

局が制作・編成する災害特別番組の他に、東日本臨災ネットワークによる特別番組「ラジオから伝えたい想い〜東日本大震災から8年〜」<sup>(4)</sup>や、

(株)ミュージックバードが制作した「KIZUNA Station」を放送する局も多かった。

震災から5年目頃から、「復興はもういい」という声がコミュニティや局内部からも聴こえるようになったと多くのインタビューイーは話していた。特別番組や復興番組を放送すべきと考える局は多いが、その実践にはかなり温度差があった。FMたいはくのように2011年から月命日に特別番組を続ける局がある一方、FMしおがまのように、番組審議委員からの希望が継続の後押しとなっている局もある。

毎年追悼式の中継とか、サイレンが市役所から鳴るので、そういうのを中継したりして、毎年同じことになっちゃうんだけど、これはやるべきだよって言われて。去年も臨災局の特番を審議したんですよ。そしたら去年も、忘れていたことをラジオで聴いて良かったとか、こういう節目はやらなきゃいけないんだろうなって...私たちがやらなきゃいけないのかって少し迷ったこともあったんですけど、やっぱりやらないといけないんだなって。

また、災害特別番組の内容を大幅に変えた局もある。FMポコは2018年3月11日の特別番組として地元サッカーチームのホームゲームを放送し、実況中継の中で、黙祷の時間を設けた。震災5年目までは典型的な追悼番組を放送していたが、これを6年目から変えた理由を以下のように語った。

自分たちが伝えたい、伝えるべきだと思ったトピックスを選んでやっていますね。なぜかという、3月11日の震災の答えがまだ無いんです。だから答えが無いものを番組で作って発信するっていうのは、非常に終わりのない映画を見たもやもや感が強くて、だから何なのっていうのが強い。一体何を伝えたいのか、何が言いたいのかっていうのがないと、発信すべきじゃ

ない。

災害や復興関連の番組に関しては、大半の局がアーカイブ化していた。発災当初の混乱時は記録する意識も余裕もないが、すぐに記録していくべきだと考えるようになり、放送データや原稿などを記録として残し、結果として長期間に亘る膨大な番組アーカイブを保持していた。FMいわきは、福島原発事故でマスメディアが避難した状況下、唯一残ったメディアだが、3ヶ月目から意識的に全番組データと放送原稿を保存するようにしたと話していた。

アーカイブの活用に関しては、(1) 次の番組の参考資料、(2) 活かし方を検討、(3) 記録として保管の3点が特徴で、局により差異がみられた。今後の活かし方については、具体的な考えはないが、貴重な記録としてまずは保存するという声が最も多かった。FMいわぬまの担当者は次のように述べた。

番組の音声をそのまま使うってことはないと思いますけど、例えば何か節目の時に、そういう番組、例えば10回とか10年とかそういう時に作ろうってなったら、多分その人に直接出てもらうとかってなると思うので、当時の音声を放送で使うとかはないと思います。大体それでできたツテが、今でもずっと続いていることが殆どなので。

一方、おだがいしまラジオ（富岡町）とひばりFM（南相馬市）のような臨時災害放送局でも、番組のアーカイブ化がみられた。おだがいしまラジオの担当者は以下のように話していた。

その時その時の状況が分かる。要するに今その仮設住宅がマックスになっている時代もあった時に、こんな話題があり、あんな話題がありっていったところの思いと、5年経ってからの住

民の人たちの声を聴くと、多分同じ人が喋っても全然違うこと言ってると思うんですね。今この時に必要なものが何だったのか、足りないものが何だったのか、どういう思いでいたのかっていうのは、そんなに頻繁にたくさんの人から録音してるわけではないけれど、それって何かの役に立つのかなとも思ったりもしますよね。何年後に出た時に、全く違う話が出てるっていうところ、じゃこの5年間で何が変わったんだろうねえって。

アーカイブされた住民の生の声からこそ、当時を知ることができると考えており、それゆえ、閉局された後に番組アーカイブがどのように使われていくか、あるいは保管されていくかが決まっていなかったことに対して、不安を抱いていた。

臨時災害放送局からコミュニティ放送局へと移行した局でも、引き継がれた震災番組アーカイブが廃棄される可能性はある。FMなとりでは、臨時災害放送局当時のスタッフが殆どなくなり、震災番組アーカイブの保存をどうするのか検討していた。

今はすごく綺麗にアーカイブデータあるんです。でも今まで一回たりともそれに触れたことがないです...この名取の音風景とか、波の音とかですね。そういったものを事業者はちゃんととっておいてくださいというのが県域放送局だと義務付けられているんです。我々はコミュニティ放送局なので義務付けられていないです。じゃどうしようか。私の基本的な考えは、同録は3ヶ月とっておかないといけないんですよ、それは機械にやらせてるんで、それ以外は削除しようかなと思ってるんです。ただ臨時災害局の一番最初のところのデータはとっておいてもいいのかなと。データなので、何TBの箱に全部入るんでとっておこうかなと、あと紙は全部捨てようかなと。

復興が長期化する中、災害特別番組や災害関連番組のアーカイブなど震災の記憶の継承に関して、各局の考え方や実践は違いがあり、時間経過に伴い、その差異は拡大していることが分かる。

#### 4.1.3 フェーズ3 (2001-2005)

2004年の新潟県中越地震では、死者60名以上、負傷者4800名以上、避難者10万人以上と大きな被害をだした。崩れた土砂から2歳男児を救う92時間の救出劇は連日テレビで放送され、孤立した山古志村で飼い主と子犬を励ました母犬マリの物語が映画化された。メディアで大きく報道された新潟県中越地震も、震災から10年を過ぎ、コミュニティ放送局では災害特別番組とは別に、新しい取り組みを始めており、「記憶の新しい取り組み」が共通する実践として抽出された。

FMとおかまちは、中越地震の時に開設された臨時災害放送局を契機として開局され、震災10年目には、10時間の特別番組を制作し、臨時災害放送局の当時スタッフや市民らに10年間の変化などを取材し放送している。そして、この特別番組をきっかけとして、新しい取り組みを始めた。

特番の中に、確か10年前に生まれた子供達にも話を聞いたんですね。要するに中越地震の年に生まれた子とか2004年に赤ちゃんを育てようとした方とか。子供達はもちろん知らないわけですよ。そういう方たちにこの番組に出てもらって、その時にお母さんこう思っていたんだとかを知ってもらって、この記憶を忘れないってことをやっていくのは、我々FMとおかまのアイデンティティのようなものなので。この中越地震は定期的にやらなきゃいけない思いは強くなりました。今年が15年になるので、あまり大きな特番ではないんですけど、中越地震が発生した10月23日あたりの2週間くらいをもう一回15年ということで、防災意識をしっかりしようというキャンペーンをやると思う

ています。

FMながおかも、2016年から新番組「建ちあがりタウンクリエイター まちくり！」を放送開始した。新潟県とFMながおかによる共同企画で、工事現場の取材を通して若者の土木建設業界への関心を高めることが目的である。番組では、建設業従事者が中越地震当時どのような活動をしてきたかについて訊ねている。番組はポッドキャストでも配信されており、ネットでも聴くことが可能である。

今までの番組の内容では、その時に専門学校で勉強していて、地震をきっかけにやっぱりこの業界に行こうと決めた人がいるとか、入社して1年目の時に中越地震があって、まだ入社したばかりで右も左もわからない中で、とりあえず復旧工事で山古志に連れて行かれたという人とか。つい最近だと、例えば避難所が開設された時に各避難所に仮設トイレを運搬していましたとか。あとずっとマンホールの蓋を開けて回ったと。全部蓋開けて回って、そのマンホール・下水道関係の工事を一晩中やっていたと。そういう建設業の、当時まだ若いですよ、中越地震の時に携わった人のインタビュー。(FMながおか)

これらの新しい取り組みや番組は、ある時間経過を伴う中で改めて発見された震災の記憶であり、それを若い世代へ新しいスタイルで伝えることに、新たな意義を局自体が見出していることが分かる。

#### 4.1.4 フェーズ4 (1995-2000)

1995年阪神・淡路大震災と2000年有珠山噴火は、ともに幾つもの節目を超えてきた災害と位置づけられる。

1996年1月17日に開局したFMわいわいは、



2016年3月まではコミュニティ放送局、2016年4月からはネット放送局として、通算25年以上放送を続けており、長期に亘って震災記憶を継承してきたコミュニティのラジオ局である。FMわいわいの放送や活動で最も特徴的なのは、「メディア・イベント（自前）」であろう。震災から数年間は大手マスメディアの震災特別番組で取材される側だったが、マスメディア目線の捉え方に違和感を持ち、FMわいわいの市民番組制作者たちと共同で、「1.17KOBEに灯りをinながた」を立ち上げた。1999年から毎年1月17日に、新長田駅前広場でイベントを開催、終日ライブや中継を行ってきた。

番組の構成は12時に始めて消灯までということで、夜の10時だった。今は8時には終わっている。実行委員はそれぞれの部所が決まっていて、放送に関してはFMわいわいで決める。会場でのゲストは呼んでない。自分で来たという人しか出していない。自分たちでオフアがあった人たちだけ。鷹取中学校も有志がやり始めてずっとやっている。17時から中学生のメッセージがあって、17時46分から1分間黙祷して、その後和太鼓。17時から18時半くらいまでは会場からの音を流すというのをやって、その後からは（キャンドル）点灯。点灯だけしてるんじゃない、今年はこのメッセージ、外国人のもの、障害者とか、各地からきてますとか、ゲストコーナーとか、18時半から22時までいろんなコーナーを入れて。前半のところは、12時から結構生をやっている...あとは、収録番組も取材を取ってきて、それを間に入れる。

災害特別番組を放送しているコミュニティ放送局の中でも、FMわいわいのように自主イベントを長期間継続している局は極めて少ない。詳細は後述するが、実行委員会を中心に住民ボランティ

アで運営する「1.17KOBEに灯りをinながた」は、震災の記憶を次世代へと継承する重要な機会となっている。

一方、ワイラジオは、東日本大震災の経験から、西胆振地域にコミュニティ放送局を望む声が伊達市や洞爺湖町などを中心とする自治体からあがり、室蘭市のFMびゅーが共同制作する形態で2016年に開局した。ワイラジオは、「記憶の新しい取組み」として特徴付けられるが、その典型が番組「ジオパーク・火山の恵み」である。洞爺湖有珠山ジオパークの火山マスターがパーソナリティを務めるこの番組では、火山との共生、噴火の歴史、災害遺構など有珠山に関するさまざまな情報を伝えている。FMびゅーの代表が話すように、災害未経験者にとって、火山文化の一環として噴火という災害に関心をもつ機会となっている。

やっぱりそのときの経験を忘れないための放送を荒町さん（パーソナリティ）はしてくれているので、リアルタイムな出来事とかもありますけど、その時を知らなくても、僕普通にサラリーマンしていた時なのでラジオも全く興味なかったもので、全然知らなかったようなことをイメージできるくらい鮮明に話してくれたりするんで、凄く大事な番組だと思いますね。

FMわいわいやワイラジオのように、多様な情報や話題、トークやパフォーマンスなどに災害の記憶を織り込みながら伝える形態は、若い世代や災害未経験者の関心を喚起する一つの在り方といえよう。

コミュニティ放送局の災害の記憶の継承について、各局の考えとそれを反映する取り組み実践について分析を交えて考察したが、コミュニティラジオとして何をどのように今のコミュニティに伝えるべきか、コミュニティの声にどう寄り添っていくべきかという判断こそが、災害記憶の継承に影響すると理解される。また、災害の継承となる

番組数の減少というより、時間経過により災害の記憶への捉え方が変わり、新たにみえてくる震災の記憶もあって、それを新しい実践として展開する様子も浮かび上がった。災害の記憶は、時間の経過とともに番組や活動の中で構築・再構築されながら、その時々コミュニティに向けて伝えられてきたことが分かる。

#### 4.2 長期における継承の意味

災害の記憶の経年化や災害の重層化という変化の中で、コミュニティ放送の実践がどのように災害文化の継承につながっていくかという研究課題2については、災害から時間が経過している局ほど、長期での記憶継承が難しく、これを補うように新しい実践が必要との指摘があった。ここでは、インタビューデータの分析から、(1) 語り継ぎ、(2) 次世代への伝え方、(3) 災害の記憶のアップデートの三点についてみていく。

##### 4.2.1 語り継ぎ

災害を語り継ぐことに関しては、主に二つの意味が示された。第一に、災害を忘れてしまう人のための語り継ぎであり、被災した人たちの情報(経験)を更新するための語り継ぎである。

強みっていうのは、地域の防災に関して細かく知ってるっていうことじゃないですかね。だから辛いから忘れましょうっていうのではダメな気がするんだけどね。忘れないように何回も言うよ。「こんなことありましたね」って。番組の中で、例えば何年何ヶ月経ちましたねとか皆言うからね。やっぱそうやって忘れないで、防災を気をつけて、災害がきたら今度こそ逃げましょうってことを喚起しておくことも仕事の一つだと思うんですよね。(ラヂオ気仙沼)

情報の更新をして欲しいってことと、もしかしたら明日また何か起きるかもしれない。だから、

震災から7年ではなくて、震災の前かもしれない。それは他人事じゃないんだよっていうこと。(FMポコ)

イベントとして10年経った20年経ったっていうのはいいけども、日々の防災には節目はなく毎日の積み重ねで15年になっていますと、言っている。(FMながおか)

コミュニティ放送の実践に、コミュニティの人たちの災害の記憶が忘却へと向かわないようにすること、そして、災害の記憶をある時点で止めず、そこから次の災害まで更新し続けていくという二つの意味があることが示唆される。

第二に、過去の災害と現在起きていることの語り継ぎである。例えば、FMたいはくの代表は2019年10月の台風19号と東日本大震災の関係について次のように語っていた。

今回ね、台風でものすごい被害がありましたね。あれって、311とどう結びつくかっていうと、宮城県の丸森なんかは原発事故の問題で放射線量がカッと上がっているんですよ。山とかは除染とかできないんです。山が崩れたら放射線を含んだ土が、もうほんとにすごい崩れてるんですよ。今度は内部被曝の問題がでてくるんですよ。本当に酷いです。だから幾らでもあるんですよ。全部繋がるんですよ。

FMたいはくでは2011年以降、月命日に震災特別番組を放送し、さらに「3.11から」というレギュラー番組(週一回)を継続しているが、長期間の継続を通して、復興後に起きる地域のさまざまな課題や問題が東日本大震災と繋がっていることが見えてくると話していた。

阪神・淡路大震災の記憶を長期に渡って伝え続けているFMわいわいの放送局長も、「今がなぜこうなっているのか」を知るために継承が必要であ



り、「25年経たないと分からないことを伝えていきたい」と強調していた。25年前の震災から見てきたものを伝え続けた結果、25年目に何が起きているのかの意味を相対的に理解するのである。ラジオで語り継ぐことを通して、過去と現在、そして未来が繋がっていることを可視化する営みである。

#### 4.2.2 次世代への伝え方

若い世代にいかに関心の記憶を伝えていくかは重要な課題であり、災害から10年以上経過している局が指摘していた。FMとおかまの放送局長は、「風化ではなくムードが違う」との表現で、新しい伝え方の必要性を模索しており、若者に関心の高いアウトドアと災害を絡めた伝え方に収斂してゆくとの考えを示していた。

災害って怖いよねとかそういうの言うんじゃないで、例えばNHKとかでも、キャンプで災害とかありますよね、ああいう自然な感じで若い人たち、あんまり災害を、特に十日町だと経験していない人も増えてきたので、ああいうポップな感じで自然に災害の知識とか災害の時に対応できる技術とかが伝わるような何か、放送じゃなくてもイベントでもしたいなと思ってるんですけど...アウトドア用品がいっぱいあって、こういう時にこうやったら逃げられます、みたいな。そういう自然な感じで、防災のアイデンティティを引き継ぎつつも、もっとポップに広がるような事業をやりたい。

既に述べたように、FMながおかやFMとおかまが、震災当時に生まれた子どもや母親たちの今を取り上げたり、あるいは当時建設現場で復興に貢献した若者が成長した建設業界に焦点をあてたりする番組は、若い世代への関心を喚起させる新しい取り組みであった。

阪神・淡路大震災の記憶を継承する「1.17KOBE

に灯りをinながた」という儀礼的なイベントは、震災の記憶を継承するだけでなく、イベントそのものが子どもの成長と共に記憶となっていた。例えば、イベントで使うキャンドル作りはその一つであった。

ろうそく集めを、教会とか仏教会、ろうそく屋さん、いろんなところに呼びかけをだして、いろんな所でろうそくを集めて、その後、保育園、幼稚園、小学校中学校に「ろうそく作りをしますか」の公募をだして、やりたいというところに行き、そこでやる。21年やっているとな、幼稚園の時やりました」という中学の先生に会うとかね。これがいいローテーションになっているというか。幼稚園に行くと、2歳3歳児から6歳児の子がいるんだけどね、5歳児の子が「これ117の時に使うろうそくやで」って2歳児の子に言うのね。毎年その幼稚園でやっているからね。語り継ぎが自然にいつているというのと、このろうそくは何のために作ってもらうのかっていうのを、幼稚園は写真紙芝居みたいな感じでやってる。実行委員会がやるの、これがそうなんだよって言うので。小学校は毎年4年とか決まってるのね、「自分も何年になったら作る」「来年になったらやる」とか「新長田に行ったらやる」って語り継がれている。

次世代への新しい伝え方は、局の経営とも関係する。局の経営者やスタッフ、そして地元支援者たちの高齢化という問題を抱える局も多く、局の若返りや若い世代に向けたコンテンツ作りが課題であり、それは災害の記憶継承とも関わってくる。例えば、役員やスポンサーに地元の名士が多いFMとおかまでは、以下のような危機感をもっていた。

そういった人たちもまた一気にスポンサーごと高齢化するので、そういった先人たちほど我々

は強いコネクションとか人脈を作れてないので、それは不安ですよ。だからやっぱり新しいことを新しい世代の人たちと色々やっっていくといけないっていう危機感もってますね...新しい防災の伝え方とか広め方っていうのもきっとある。

FMながおかでも、「放送内容もかなり年齢の高い人たち向けの放送になってきているので、そこは苦しいところ、悩まなければいけないところ」と若い人たちへのアプローチに苦労していた。このように、災害文化を次世代へと継承することは、伝える内容や方法だけでなく、継承する人たちやメディアの世代交代とともに変わってゆかなければならないことを示唆している。

#### 4.2.3 災害の記憶のアップデート

災害の記憶の継承において、過去の災害の教訓を繰り返しなぞるより、新しい災害の教訓としてアップデートしていくことが必要との指摘が複数あった。例えば、FMながおかの放送局長は次のように語った。

例えば東日本大震災もそうなんけども、ここではこういうことがあったからうちはこうしようという風に、他の災害の教訓を活かせるようにしていかないと、自分たちの災害の教訓だけでこれから15年20年って、引っ張っていけないんじゃないかなって思うんですよ...やっぱり1回経験しているか、していないかでは全く違うんじゃないですか、取り組み方とか取り入れ方とか。だから他の災害で起きたこととかの教訓を取り入れやすいのも、経験がある地域じゃないかと。15年前のことを思い出せて言われてもね、あの時こうだったけどさってなる可能性もあるから、それを元にアップデートして、そのアップデートをするのは自分たちではない所で起きた災害の方が、ラジオでもそっ

ちの方が伝わっていると思います。

熊本シティFMでも東日本大震災を日本全体が経験したことを経て熊本地震を経験したことで、聴いている人たちの状況が変わっていると話していた。災害経験があるからこそ、自分たちの教訓を新しい災害の教訓で更新することが可能であり、それは災害文化の更新ともなる。

実際、多くのコミュニティ放送局では、例えば東日本大震災被災地のコミュニティ放送局や臨時災害局のスタッフへの電話インタビューや地元イベントへの出演など、異なる被災地の局が繋がることで互いに災害の記憶の更新を行っていた。FMわいわいは、中越地震、東日本大震災、熊本地震など国内だけでなく、台湾やインドネシアなど海外の被災地の関係者とも繋がり、イベントでもその繋がりを活かしていた。まさに、全国に存在するコミュニティラジオのネットワークと、音声メディアの繋がりやすさを活かした災害文化の継承といえよう。

## 5 おわりに

本研究では、コミュニティ放送局が災後どのように災害の記憶を意識し、その継承をどのように実践しているか、また、その実践がどのように災害文化の継承につながっているのか、これまで大規模災害を経験したコミュニティ放送局へのインタビューから考察した。

調査から、コミュニティ放送局は発災時から災害の記憶に対しては意識的であり、災後における多様な記憶の継承の実践を行なっていることが明らかになった。各局の実践や内容は、時間の経過とともに変容するが、それは記憶の風化ではなく、コミュニティの変容に伴う伝え方の変容であり、その時々コミュニティに向けて災害の集合的記憶をどのように伝えていくべきかという意識の下で、試行錯誤している様子が浮かびあがった。

本研究では、発災から復興という一連の過程に災後を加え、コミュニティ放送の災害時における情報伝達の役割に災害の記憶の継承を合わせることで、発災から災後まで長期に亘るコミュニティ放送の役割の再考を試みた（図1参照のこと）。

災害文化の継承においては、災害に対する知恵を共時的に共有することと世代間における通時的な共有が必要とされるが、コミュニティ放送局はその両方における役目の一端を担っているといえよう。Raphael(1995)は、災害への対応の仕方や将来への備え方など、その集団の精神的傾向としての災害サブカルチャー<sup>(5)</sup>は災間に発達し、影響力をもつようになることが多いと指摘している。複数のコミュニティ放送局の実践で観察されたように、コミュニティ放送による災害の記憶の継承実践は、地域コミュニティの災害サブカルチャーの発達にも影響・波及していく可能性があるだろう。

最後に、コミュニティ放送による災害の記憶継承に関して、より長期的な調査と、地域コミュニティが集合的記憶をどのように受容しているかについてのオーディエンス研究が今後の研究課題として必要であることを指摘しておきたい。

### 謝辞

本研究にご協力頂いた皆様に心よりお礼申し上げます。本研究はJSPS科研費JP17K04139の助成を受けたものです。

### 注

- (1) 防災科学技術研究所「災害でふりかえる平成一国内の主な自然災害と社会の動き」や日本赤十字社「平成30年間の大災害」も参考にした。
- (2) 2006年から2010年に関しては、選定された災害は該当しておらず、分析から外した。
- (3) 2012年から毎年3月11日に東京都内で開催されている政府主催の追悼式は震災10年を節目に打ち切られる予定。
- (4) 東日本臨災FMネットワークは東日本大震災被災地のコミュニティ放送局や臨時災害FM局など11局が加盟。毎年3月11日にネットワークで制作した特別番組が全国のコミュニティ放送局で放送された。2019年3月放送で終了。
- (5) 「災害の脅威と衝撃の繰り返しに反応して生まれた目的観、価値観、規範、組織、技術などの複合的集合」と定義されている(p.66)。

### 参考文献

- 阿部安成 (2005) 「記憶から歴史へ／歴史から記憶へ」矢野敬一・野上元・阿部安成・木下直之・福田珠己編『浮遊する「記憶」』青弓社, pp.151-204.
- Atsumi, T., Ishizuka, Y., and Miyamae, R. (2016) “Collective Tools for Disaster Recovery from

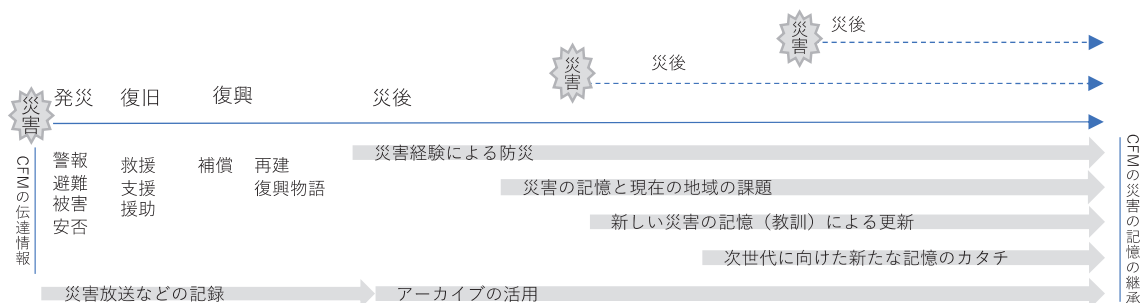


図1 コミュニティ放送による発災から災後の役割

- the Great East Japan Earthquake and Tsunami: Recalling Community Pride and Memory through Community Radio and “Picturescue” in Noda Village, Iwate Prefecture” *Journal of Integrated Disaster Risk Management*, 6(2), pp.47-57.
- 粟屋佳司・遠藤保子・平石貴士 (2014) 「震災復興における表現文化とメディア—東日本大震災後の復興支援に関する福島県のコミュニティFMにおける音楽の契機とミュージカル『葉っぱのフレディー』上演の事例について—」『立命館産業社会論集』49(4), pp.101-118.
- Fanta, V., Šálek, M., and Sklenicka, P. (2019) How long do floods throughout the millennium remain in the collective memory? *Nature Communication* 10, pp.4-5.
- 復興庁 (2018) 「東日本大震災からの復興の状況と取り組み」 <[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/201801\\_Pamphlet\\_fukko-jokyo-torikumi.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/201801_Pamphlet_fukko-jokyo-torikumi.pdf)> Accessed 2020, March 1.
- 福田珠巳 (2005) 「地域の記憶——異質性と均質性の間で」, 矢野敬一・野上元・阿部安成・木下直之・福田珠巳編『浮遊する「記憶」』, 青弓社, pp.119-150.
- Halbwachs, M. (1989) *On Collective Memory*, University of Chicago Press. (小関藤一郎訳, 2015, 『集合的記憶』行路社).
- 原由美子・大高崇 (2019) 「3.11はいかに語り継がれるか—東日本大震災後7年・テレビ報道の検証—」『NHK放送研究所年鑑2019』pp.67-129.
- 林香里 (2013) 「震災後のメディア研究, ジャーナリズム研究 問われる「臨床の知」の倫理と実践のあり方」『マス・コミュニケーション研究』82, pp.7-8.
- 広瀬弘忠 (2004) 『人はなぜ逃げおくれるのか—災害の心理学』集英社新書.
- 市村元 (2012) 東日本大震災後27局誕生した「臨時災害放送局」の現状と課題『日本の地域社会とメディア』pp.115-146.
- 飯塚智哉・畔柳昭雄・菅原遼 (2018) 「洪水常襲地域に見られる災害文化としての言い伝え・災害伝承に関する調査研究」『都市計画論文集』53(2), pp.108-115.
- 金井昌信, 片田敏孝, 阿部広明 (2007) 「津波常襲地域における災害文化の世代間伝承の実態とその再生への提案」『土木計画学研究・論文集』24(2), pp.251-262.
- 金山智子 (2007) 『コミュニティ・メディア—コミュニティFMが地域をつなぐ』慶應義塾大学出版会.
- 金山智子 (2017) 「第1章制度的プレッシャーの視座からみる防災の役割」松浦さと子編『日本のコミュニティ放送—理想と現実の間で』晃洋書房, pp.2-17.
- 金山智子 (2019) 震災の集合的記憶と地域のメディア・イベント—阪神・淡路大震災の事例から— 『第5回震災問題研究交流会研究報告書』pp.28-34.
- 北郷裕美 (2013) 「災害時メディアとしてラジオが果たす役割 試論—コミュニティ放送の事例を中心に—」札幌大谷大学社会学部論1, pp.231-260.
- 御厨貴 (2014) 「序『「災後」の文明』のリアリティを求めて」震災後の日本に関する研究会編『「災後」の文明』阪急コミュニケーションズ, pp.7-18.
- 宮田尚子 (2017) 「第2章全国調査の結果から—コミュニティ放送はこうして放送されてきた—」松浦さと子編『日本のコミュニティ放送—理想と現実の間で』晃洋書房, pp.18-31.
- 水出幸輝 (2019) 『〈災後〉の記憶史』人文書院.
- 村上圭子 (2012). ポスト東日本大震災の市町村における災害情報伝達システムを展望する：臨時災害放送局の長期化と避難情報伝達手段の多

- 様化を踏まえて『放送研究と調査』62(3), pp.32-59.
- 村上圭子 (2017) 「災害時における自治体によるメディアデザインの重要性～臨時災害局を中心」 <<https://www.slideshare.net/keikomurakami56/ss-71861048>> Accessed 2020, March 1.
- 奈良由美子 (2018) 「災害への対応と暮らしのレジリエンス」 奈良由美子・稲村哲也編『レジリエンスの諸相—人類史的視点からの挑戦』放送大学教育振興会 pp.209-227.
- Neiger, M., Meyers, O., & Zandberg, E. (2011) *On Media Memory: Collective Memory in a New Media Age*. London: Palgrave Macmillan.
- 仁平典宏 (2012) 「災害の思考 繰り返す3.11の日付のために」 赤坂憲雄・小熊英二編『辺境から始める 東京／東北論』明石書店 122p.
- 大内齋之 (2018) 『臨時災害放送局というメディア』青弓社.
- Pfister, C. (2009) The 'Disaster Gap' of the 20th century and the loss of traditional disaster memory. *GAIA*, 18, pp.239-246.
- Raphael, B. (1986) *When Disaster Strikes-- How individuals and communities cope with catastrophe*, Basic Books. (石丸正訳, 1995, 『災害の襲うとき カタストロフィの精神医学』みすず書房).
- 災害とコミュニティラジオ研究会編 (2014) 『小さなラジオ局とコミュニティの再生—3.11から 962日の記録』大隅書店.
- Seeger, M.W. and Sellnow, T.L. (2019) *Communication in Times of Trouble*, Malden, MA: John Wiley & Sons.
- 田中重好・林春男 (1989) 「災害文化論序説」『社会科学討究』35(1), pp.145-171.
- 寺田征也 (2017) 「第11章コミュニティ放送局はいかに調べられ、語られているか—3.11後の研究動向—」松浦さと子編『日本のコミュニティ放送—理想と現実の間で』晃洋書房, pp.147-170.
- 饒辺直・田中孝宜 (2013) 「3.11震災アーカイブ活用の可能性～防災・減災、復興に生かすために」『放送研究と調査』July 2013, pp.21-39.
- 米倉律 (2016) 「地域メディアが伝える震災と復興—東日本大震災の被災地で活動するジャーナリスト達の5年—」『日本オーラル・ヒストリー研究』12, pp.37-59.
- Zelizer, B. (1992) *Covering the Body: the Kennedy Assassination, the Media, and the Shaping of Collective Memory*, Chicago: University of Chicago Press.
- Zelizer, B. (2001) Collective Memory as "Time Out": Repairing the Time-Community Link, In G.J. Shepherd & E.W. Rothenbuhler (Eds.), *Communication and Community* (pp.181-189). New Jersey: Lawrence Erlbaum.





---

## 原著論文

---

# 決算発表の早期化と企業の財務報告志向の関係

Relation between the Accelerations of the Timing of Annual Earnings Announcements and the Corporate Stance toward Financial Reporting

キーワード：

決算発表, 財務報告, 内部統制システム, 会社法, 計量テキスト分析

keyword：

Annual Earnings Announcements, Financial Reporting, Internal Control Systems, Japanese Companies Act, Quantitative Text Analysis

同志社女子大学 記 虎 優 子

Doshisha Women's College of Liberal Arts Yuko KITORA

---

### 要 約

決算短信による決算発表は、上場会社が法定開示に先立って決算の内容をいち早く公表するものである。通期の決算発表は、「決算期末後45日以内」に行われるのが適当であり、また「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に行われるのがより望ましいとされている。本稿では、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針についての具体的な開示内容を分析することで、企業の目に見えない財務報告志向を定量的に捉えている。その上で、前決算期に上述のような適当であるかまたはより望ましいとされる時期に通期の決算発表を実施できていなかった企業にそれぞれ着目して、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するかどうかを解明している。

検証の結果、本稿では、前決算期には「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を提示している。また、前決算期には「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業についても、やや弱いながらも同様の証拠を提示している。このように、本稿では、決算発表の早期化に寄与する要因の1つに、財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにしている。

---

原稿受付：2020年5月19日

掲載決定：2020年11月18日

## Abstract

The present study examines the relation between the accelerated timing of annual earnings announcements and the corporate stance toward financial reporting. Identifying firm-specific characteristics that improve the timeliness of these announcements is a significant research question. This study focuses on the corporate stance concerning financial reporting, which researchers cannot directly observe, as one such characteristic.

This study quantitatively analyzes the corporate stance by examining the content of their disclosure regarding their basic policy on the development of internal control systems in compliance with the Japanese Companies Act. Furthermore, this study examines whether the corporate stance contributes to advancing the timing of annual earnings announcements after the fiscal year end, focusing only on each companies that were unable to make the announcements within 45 days (if the 45th day is a holiday, then within the succeeding business day) of the previous year's end, considered an appropriate period, and within 30 days (if the closing day is end of the month, then within the following month) of the previous year's end, considered a more desirable period.

The study provides robust evidence that companies attaching greater importance to financial reporting, in terms of the development of internal control systems, can release the announcements within the appropriate period in the current business year, even if they were unable to do so within such a period in the previous business year. The study also indicates similar but comparatively weak support for companies that were unable to release these announcements within the more desirable period in the previous business year.

## 1 はじめに

決算短信による決算発表は、上場会社が法定開示に先立って決算の内容をいち早く公表するものであり、企業に関する社会情報の1つである。決算発表が行われる時期については、ルール上は決算の内容が定まった場合に直ちにその内容を開示するように定められているに過ぎないが（東京証券取引所所有価証券上場規程404条）、通期の決算発表は「決算期末後45日以内」行うことが適当であるとされ、さらに「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に行うのがより望ましいとされている。実務上、こうした決算発表時期に係る要請は、2007年3月期通期決算発表から行われている（東京証券取引所、2006）。

証券市場の効率性を確保する上で、決算発表が適時に行われることは、極めて重要である。内部統制は、業務目的、報告目的、コンプライアンス目的の3つを目的として経営者等によって遂行されるプロセスであり（COSO, 2013＝八田・箱田監訳, 2014）、内部統制システムが有効に機能していれば企業の決算業務を迅速化して、適時の決算発表を促進すると期待される。すでに、記虎（2017）は、内部統制システムに対する企業の構築姿勢を定量的に評価して、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が決算発表時期を改善するとの証拠を提示している。

しかし、記虎（2017）では、決算発表時期に影響を及ぼす要因として、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているのかどうかには注目していない。内部統制システムをどのように構築するのかを決めるのは、企業自身である。それゆえ、財務報告の重視という企業の目に見えない認知も、決算発表時期に当然影響を及ぼし得るであろう。

そこで、本稿では、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針（以下、基本方針という。）

についての具体的な開示内容を分析視点として、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているのかどうかを解明する。そして、決算発表を分析対象として、前決算期に上述のような適当であるかまたはより望ましいとされる時期に通期の決算発表を実施できていなかった企業にそれぞれ着目して、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するかどうかを解明する<sup>(1)</sup>。そして、決算発表の早期化に寄与する要因の1つに、財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにする。

以下では、まず、先行研究のレビューを行う。次に、仮説を導出して、検証方法について説明する。その後に検証結果を示して、最後に本稿の貢献と課題を指摘する。

## 2 先行研究のレビュー

Abernathy (2014) は、決算発表等の財務報告の適時性に影響を及ぼす要因の1つに、内部統制の担い手の一人である監査委員会の構成員の専門的知識や経験があることを解明している。また、記虎（2018）は、財務報告の中でも決算発表に焦点を当てて、迅速な決算発表の実施に影響を与える要因の1つに、内部統制システムの構築に対する企業の積極性があることを示している。しかし、内部統制システムが決算発表時期をより早めることに資するののかどうかに関心を有する本稿の立場からみれば、これらの研究では、内部統制システムの質が高いとみることのできる企業の決算発表が現に適時に行われていることしか示せていない。

他方で、Behn et al. (2006) では、本研究が焦点を当てている決算発表時期ではなく監査人の監査報告書の提出時期に着目しているが<sup>(2)</sup>、決算日から監査報告書が提出されるまでの期間に影響を及ぼす要因を解明するにあたって、5期前にお

ける監査報告書の提出時期が当決算期における監査報告書の提出時期に与える持ち込み効果を除外している。このように、この研究では、研究アプローチ上の工夫を一定程度図った上で、クライアント企業と監査人双方の人的資源の欠如がかかる期間の削減を阻んでいると結論付けられている。ただし、この研究では、監査報告書の提出時期に影響を及ぼす要因として、内部統制システムに直接の関心が向けられているわけではない。

Kinney and McDaniel (1993) も、監査人の監査報告書の提出時期に焦点を当てているが、決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間そのものではなく、当該期間の前決算期からの変化に着目することで、かかる期間の増大をもたらす要因を直接的に解明している。このように、この研究では、研究アプローチ上の工夫が一層図られている。しかし、この研究では、内部統制システムを直接評価しているわけではなく、内部統制の脆弱性 (poor internal controls) 等の代理変数として利益訂正を捉えて、利益訂正が決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間の増大に与える影響を検証しているに過ぎない。

以上のとおり、Behn et al. (2006) や Kinney and McDaniel (1993) では、適時の財務報告を阻む要因を解明するにとどまっている。こうした中で、記虎 (2017) は、逆に、適時の財務報告を促進する要因を解明し、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が決算発表時期をより早めることを明らかにしている。このように、内部統制システムに関連した適時の財務報告を促進する要因がすでに具体的に解明されている。しかし、かかる要因の1つに、内部統制システムの構築に係る企業の目に見えない認知があるのかどうかには管見の限り関心が向けられていない。

他方で、認知的組織科学では、企業の言語資料には企業の目に見えない知識ないし認知が表象されているので、逆に企業の言語資料の内容を分析することにより組織的知識構造を解明して企業の

知識ないし認知を可視化することができるとされる (喜田, 2007)。企業の言語資料をもとに直接観測できない組織的知識構造を解明することは、例えば Barr et al. (1992), Clatworthy and Jones (2003), 記虎 (2009) をはじめとしてすでに試みられている。特に、記虎 (2009) では、企業の目に見えない知識ないし認知として企業の社会的責任 (以下、CSRという。) に係る企業の志向性に着目して、CSRに対する基本方針についての企業の言語資料からCSRに対する各企業の考え方を可視化して、CSRの一環としての情報開示志向という定性的な企業特性が企業ウェブサイトにおける情報開示に正の影響を与えることが解明されている。

### 3 仮説の導出

会社法上、一定規模以上の会社においては、取締役が会社の業務全般を直接に監視・監督することは事実上できないため、健全な会社経営を行うためには会社の実情に応じた内部統制システムを構築・運用することが必要であると一般に解されている (例えば、相澤ほか, 2016)。加えて、会社法は、大会社等には基本方針の決定・決議を明文で義務付けている (会社法348条4項, 362条5項, 399条の13第2項, 416条2項)。また、金融商品取引法も、上場会社に対して財務報告に係る内部統制を整備・運用することを義務付けている (金融商品取引法24条の4の4第1項)。

既述のとおり、COSOの改定版フレームワークによれば、内部統制の目的の1つに報告目的がある。この報告目的には、外部報告だけでなく内部報告も含まれ、さらに財務だけでなく非財務の報告も含まれるとされている (COSO, 2013=八田・箱田監訳, 2014)。したがって、会社法上、内部統制システムを適切に構築・運用することが必要であると一般に解されるどの企業も、内部統制システムの構築に際して少なくとも一定程度は報告目的を有しているはずである。このことは、会社法



とは別に、金融商品取引法によって財務報告に係る内部統制を整備・運用することが義務付けられている上場会社にはなお一層当てはまるであろう。

しかし、必要とする内部統制システムの具体的なあり様は企業によってさまざまであるから、内部統制システムの構築に際して報告目的をどの程度重視するかは企業によって異なり得る。本稿が着目している（外部の）財務報告についても、それをどの程度重視するかはやはり企業によって異なり得る。もし、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているならば、財務報告に係る内部統制はより適切に整備・運用され、かつより有効に機能するようになるであろう。それゆえ、会計上の誤謬が生じるリスクも当然低くなるであろう。また、会計上の誤謬が実際に生じてしまった場合にも、その存在をすぐに発見できるようになるであろう。この結果、企業は決算業務をより迅速に行って、決算をより早く確定することができるようになるかと期待できる。

決算をより早く確定することができるようになれば、その分だけ決算発表時期をより早めることができるようになる。内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、財務報告の重要性を正しく認識しているので、情報の伝播がより適時に行われるように決算発表時期をより早めようとするであろうし、そのような選択をすることが現実的にも可能となるであろう。以上から、本稿では次の2つの仮説を検証する。

仮説1 前決算期にはより望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになる。

仮説2 前決算期には適当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施で

きていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになる。

## 4 検証方法

### 4.1 サンプルの選択

本稿では、東京証券取引所のTDネットデータサービスを利用して上場会社の基本方針についての適時開示資料<sup>(3)</sup>を手作業でできるだけ漏れなく収集し、会社法公布日（平成17年7月26日）<sup>(4)</sup>から基本方針についての適時開示の本稿の開示実態調査対象期間終了日である2009年3月31日までの間に、1回以上基本方針について適時開示した企業をサンプル候補としてまず選択した。次に、会社法の施行に伴う影響を一律に受けた企業をサンプルとするために、サンプル候補とした企業から会社法施行日（平成18年5月1日）時点において上場していない企業を除いた。さらに、本稿では、後述のように各企業の複数の決算期に係るパネル・データをプールド・サンプルとしているため、サンプルとした全期間を通じて上場の条件を満たしている企業だけをサンプルとするために、本稿の開示実態調査対象期間終了日までの間に上場を廃止した企業も除いた。また、金融業に属する企業の財務諸表の勘定科目は一般事業会社のそれとは大きく異なり、後述の財務データに基づくコントロール変数を適切に作成できないため、日経中分類の銀行・証券・保険・その他金融のいずれかに該当する企業も除いた。

そして、基本方針についての適時開示資料に記載された基本方針の制定ないし改定についての取締役会決議日と決算日を比較することにより、決算期末現在において有効な基本方針を各企業に漏れなくマッチングさせた<sup>(5)</sup>。そして、会社法施行日（平成18年5月1日）から本稿の実態調査対象期間終了日までの間に終了する各決算期末現在

において有効な基本方針をマッチングできた企業のうち、前決算期により望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった961社のプールド・データ2,494社一年を当初の全体サンプルとして選択した。このうち、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業は、602社のプールド・データ1,211社一年である<sup>(6)</sup>。

さらに、変則決算であったり後述の各検証式において用いる変数の作成に必要なデータを入手できなかつたりした企業のほか、一部の変数について異常値と判断した<sup>(7)</sup>企業を当初のサンプルから除いた。この結果、最終的な全体サンプルは、958社のプールド・データ2,425社一年である。このうち、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業に限った場合の限定サンプルは、593社のプールド・データ1,173社一年である<sup>(8)</sup>。

#### 4.2 検証式

本稿では、(1)式により、検証に用いる被説明変数と説明変数の組み合わせによって複数の検証式を作り、統計解析用ソフトウェア(Stata<sup>®</sup>/MP version16.1)を用いて各検証式をロジットモデルにより推定する。

$$\ln \left\{ \frac{P(\text{RELEASE}_i = 1 | \mathbf{X})}{1 - P(\text{RELEASE}_i = 1 | \mathbf{X})} \right\} = \beta_1 + \sum \beta_{2,k} \text{STANCE}_{k,i} + \sum \beta_{3,l} \text{CONTROL}_{l,i} \quad (1)$$

ただし、RELEASEは、決算発表時期をより早めることができたかどうかを示す変数である。STANCEは、企業の志向性を示す変数であり、本稿が着目する説明変数とコントロール変数の両方の場合がある。CONTROLは、その他のコントロール変数であり、先行研究に基づいて選択している。

なお、30日以内早期化Dを被説明変数とする場合には、30日以内早期化Dの値が1となる企業の社外取締役比率(銀行)がすべて0となり、解が求められないため、社外取締役比率(銀行)をその他のコントロール変数から除いている。

企業の志向性を示す変数の作成方法は、次節で変数の定義と合わせて説明している。その他の変数については、原則として日経NEEDS-FinancialQUESTより入手しているか変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(財務データは、連結優先かつ日本基準優先で選択)。ただし、社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。なお、各変数の定義は、表-1に示している。

#### 4.3 企業の志向性を示す変数の定義と作成方法

会社法下では基本方針として定めなければならない複数の事項が列挙されているが(会社法348条3項4号、362条4項6号、399条の13第1項1号ロハ、416条1項1号ロホ、会社法施行規則98条、100条、110条の4、112条)<sup>(9)(10)</sup>、これらの中には財務報告を含む企業の情報開示やこれに類するものに係る内部統制に明文で限定された事項は含まれていない。したがって、基本方針に財務報告についての何らかの定めを含めるかどうかについては、企業に裁量の余地がある。それゆえ、基本方針として財務報告についてわざわざ言及していれば、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているとみることができる<sup>(11)</sup>。

財務報告志向Dは、各企業にマッチングできた基本方針の具体的な開示内容をもとに、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。財務報告志向Dの値が1となる企業は、0となる企業よりも内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。

財務報告は、企業が行う情報開示の1つである。

表-1 変数の定義

変数名	定義
<b>RELEASE (決算発表時期をより早めることができたかどうかを示す変数)</b>	
30日以内早期化D	前決算期にはより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に通期の決算発表を実施できていなかったが、当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになった企業であれば1、そうでなければ0
45日以内早期化D	前決算期には適当であるとされる「決算期末後45日以内」(45日目目が休日である場合は翌営業日以内)に通期の決算発表を実施できていなかったが、当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになった企業であれば1、そうでなければ0
<b>STANCE (企業の志向性を示す変数)</b>	
財務報告志向D	基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0
情報開示志向D	基本方針として情報開示について何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0
アカウントビリティ志向D	基本方針としてアカウントビリティについて何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0
透明性志向D	基本方針として透明性について何らかの言及をしている企業であれば1、そうでなければ0
開示全般志向度	当初の全体サンプル(2,494社一年)について財務報告志向D、情報開示志向D、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dの4変数について相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第1主成分得点
財務報告志向度	当初の全体サンプル(2,494社一年)について財務報告志向D、情報開示志向D、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dの4変数について相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第2主成分得点
財務報告強志向群D	基本方針として財務報告についてのみ言及しており、情報開示、アカウントビリティ、透明性の3つについてはいずれも言及していない企業であれば1、そうでなければ0
財務報告弱志向群D	基本方針として財務報告について言及しており、かつ情報開示、アカウントビリティ、透明性の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0
開示一般志向群D	基本方針として財務報告については言及しておらず、かつ情報開示、アカウントビリティ、透明性の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0
<b>CONTROL (その他のコントロール変数)</b>	
前決算期決算発表所要日数	前決算期の通期決算発表所要日数(決算日から通期決算発表日までの日数(片端入れ))(日)
東証要請直後D	東証の通期決算発表の早期化要請後最初の決算期(2007年3月以降に終了する最初の決算期)であれば1、そうでなければ0
企業規模	資産合計(百万円)の自然対数値
ROA	当期純利益÷資産合計×100(%)ただし、ここでいう日本基準・連結ベースの「当期純利益」は、2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「親会社株主に帰属する当期純利益」に相当する。
レバレッジ	負債合計÷資産合計×100(%)
たな卸資産・売上債権比率	(たな卸資産+売上債権)÷資産合計×100(%)
△EPS	当決算期1株当たり当期純損益-前決算期1株当たり当期純損益(万円)
総セグメント数	事業別セグメントおよび所在地別セグメントの数の合計(個)ただし、単一セグメントである場合には1の値をとる。
高成長産業D	機械、空運、通信、電力・ガス(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0
ハイテク産業D	機械、電気機器、精密機器、医薬品、自動車(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0
少数特定者持株比率	少数特定者持株数(大株主上位10名および役員などの特別利害関係者の所有する株式数並びに自己株式数の合計)÷期末発行済株式総数×100(%)
個人株主数	個人・その他の株主数(万人)
社外取締役比率(銀行)	銀行に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(支配会社)	支配会社に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(その他)	銀行、支配会社および関係会社のいずれにも職務経験がなく、かつ相互派遣でなく、さらに他社で社長級の役職を持たない社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
追記情報D	監査人の監査意見が追記情報ありの無限定適正意見であれば1、追記情報なしの無限定適正意見であれば0
継続企業D	継続企業の前提に関する注記があれば1、なければ0
3月期決算D	3月決算企業であれば1、そうでなければ0

企業の志向性を示す変数は、上場会社の基本方針についての適時開示資料を利用して作成している(作成方法の詳細は本文を参照)。その他の変数については、原則として日経NEEDS-Financial QUESTより入手しているか変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(財務データは、連結優先かつ日本基準優先で選択)。ただし、社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。

また、アカウントビリティは、財務報告をはじめとした情報開示を通じて果たされることが一般的である。さらに、企業の透明性は、財務報告をはじめとした情報開示を通じて確保される。した

がって、企業が内部統制システムの構築に際して直接的に財務報告をより重視していなくても、情報開示、アカウントビリティ、透明性のいずれかをより重視してさえいれば、決算発表時期をより

早めることができるようになる可能性を否定できない。そこで、基本方針として情報開示、アカウントビリティ、透明性についても自発的に何らかの言及をしていれば<sup>(12)</sup>、内部統制システムの構築に際してこれらの各事項を企業がより重視していると判断して、*情報開示D志向*、*アカウントビリティ志向D*、*透明性志向D*の各変数を*財務報告志向D*の変数と同様に定義している。そして、上述の可能性をコントロールした上で、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に与える影響を検証するために、(1)式ではこれらの3変数を*財務報告志向D*と同時に用いている。ただし、サンプルとした企業の中には、これら4つのダミー変数のうち2つ以上のダミー変数について1の値をとる企業が含まれているため、サンプルとした企業はこれら4つのダミー変数によっていくつかの群のうちいずれか1つの群にのみ該当するように相互に排他的に分割されているわけではない。また、*30日以内早期化D*を被説明変数とする場合には、当該変数の値が1となる企業の*アカウントビリティ志向D*の値がすべて0となり、解が求められないため、*アカウントビリティ志向D*は用いていない。

基本方針として上述の4つについて何らかの言及をしているかどうかは、各企業にマッチングできた基本方針についての適時開示資料をもとに基本方針の具体的な内容をテキスト型データとして手作業で収集し、このテキスト型データを質的データの分析ソフトウェア(MAXQDA<sup>®</sup>)を用いて次の手順で計量的に分析することにより判断している。まず、上述の4つの言及に関連する複数のキーワードをそれぞれ探索的に選定し、各キーワードに該当するテキスト部分を機械的に抽出した。

財務報告に係るキーワードには、例えば「財務報告」や「金融商品取引法」等があり、これらのキーワードは、金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度における財務報告に係る内部統制の整備・

運用義務への対応を念頭に置いた直接的な言及があるかどうかを判断できるように探索的に選定している。情報開示に係るキーワードには、例えば「開示」や「ディスクロージャー」等があり、これらのキーワードは、金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度に限定せず、広く開示一般を意識した直接的な言及があるかどうかを判断できるように探索的に選定している。アカウントビリティに係るキーワードには、例えば「説明責任」や「アカウントビリティ」等があり、これらのキーワードは、説明責任かアカウントビリティといったような表記の揺れにかかわらず、開示ではなくアカウントビリティを果たすことに直接言及しているかどうかを判断できるように探索的に選定している。透明性に係る事項のキーワードには、例えば「透明」や「透明性」等があり、これらのキーワードは、開示やアカウントビリティではなく、企業の透明性を確保することに直接言及しているかどうかを判断できるように探索的に選定している。

次に、これらのキーワードを含む前後のテキスト部分を順に参照して、上述の4つについて確かに言及しているかどうかをそれぞれ判断して分類した(いわゆるコーディング作業)。最後に、このコーディング結果に基づいて、上述の4つについての言及の有無を識別した。

*開示全般志向度*は、当初の全体サンプル(2,494社一年)について*財務報告志向D*、*情報開示志向D*、*アカウントビリティ志向D*、*透明性志向D*の4変数について相関行列を用いた主成分分析<sup>(13)</sup>を行うことによって得られた第1主成分得点である。*財務報告志向度*は、同様の方法で得られた第2主成分得点である。表-2にこれら4変数の主成分分析の結果を示している。

表-2に示したとおり、第1主成分の固有ベクトルの絶対値には4変数間でやや差があるものの、その符号はすべて正である。したがって、第1主成分は、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告を含む開示全般を重視している場合



表-2 相関行列を用いた主成分分析の結果

変数	固有ベクトル			
	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分
財務報告志向D	0.29	0.84	0.46	-0.06
情報開示志向D	0.59	0.09	-0.46	0.65
アカウントビリティ志向D	0.43	-0.53	0.71	0.18
透明性志向D	0.61	-0.12	-0.27	-0.73
固有値	1.33	0.99	0.89	0.78
寄与率 (%)	33.27	24.82	22.37	19.54
累積寄与率 (%)	33.27	58.09	80.46	100.00

各変数の定義は、表-1と同じである。  
 初期解(回転前)を示している。  
 サンプルは、当初の全体サンプル(2,494社一年)である。

いを表していると判断できる。それゆえ、開示全般志向度については、その値が大きい企業ほど、内部統制システムの構築に際して開示全般をより重視していると解釈できる。また、第2主成分の固有ベクトルの符号は、財務報告志向Dと情報開示志向Dの2変数については正である一方、アカウントビリティ志向Dと透明性志向Dの2変数については負である。このように、第2主成分の固有ベクトルは対比の形になっている。かつ、第2主成分の固有ベクトルの絶対値は、財務報告志向Dとアカウントビリティ志向Dの2変数について相対的に大きい。したがって、第2主成分は、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視しているか、それともアカウントビリティのような企業の一般的な責任を果たすことをより重視しているのかを弁別していると判断できる。それゆえ、財務報告志向度については、その値が大きい企業ほど、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。なお、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告を含む開示全般をより重視している度合いが決算発表の早期化に与える影響をコントロールした上で、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に与える影響を検証するために、(1)式では財務報告志向度と開示全般志向度を同時に用いている。

財務報告強志向群D、財務報告弱志向群D、開

示一般志向群Dの各変数は、基本方針における既述の4つについての言及パターンに基づいてサンプルとした企業を4群のうちいずれか1つの群にのみ該当するように相互に排他的に分割することにより作成したダミー変数である。財務報告強志向群Dは、基本方針として財務報告についてのみ言及しており、それ以外の3つについては言及していない企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。財務報告弱志向群Dは、基本方針として財務報告について言及しており、かつそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。開示一般志向群Dは、基本方針として財務報告については言及しておらず、かつそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業であれば1、そうでなければ0の値をとるダミー変数である。基本方針として財務報告だけでなく、情報開示、アカウントビリティ、透明性についても総花的にいくつも言及するのではなく、財務報告についてだけ言及していれば、さまざまな情報開示手段の中でも特に財務報告を重視しているとみることができる。したがって、財務報告強志向群Dの値が1となる企業は、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している度合いが特に強いと解釈できる。なお、既述の4つのいずれにも言及していない企業を基準としてこれらの3変数の係数推定値の符号を解釈するために、(1)式ではこれらの3変数を同時にすべて用いている。

本稿では、(1)式による検証に際して、上記で示した3つの方法により作成した企業の志向性を示す変数をそれぞれ用いる。そして、これら3つのどの方法で作成した変数を用いる場合にも決算発表の早期化と企業の財務報告志向との間に安定的な関係がみられるかどうかを検証することにより、検証結果の頑健性を確保することを意図している。



#### 4.4 説明変数の係数推定値の期待符号

本稿では、仮説1と仮説2を検証するために、(1)式で示した各検証式において、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つうちいずれかを説明変数として用いて、これらの変数の係数推定値の符号にそれぞれ着目する。既述のとおり、これらの3変数はいずれも値が大きい企業ほど内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していると解釈できる。したがって、仮説1と仮説2が支持されるならば、コントロール変数を一定とした場合に、説明変数の値が大きいほど被説明変数であるRELEASEが1の値を取る確率と0の値を取る確率の対数オッズ(ロジット)、すなわち決算発表時期をより早めることができるようになる確率とできるような

らない確率の対数オッズも高いことが期待される。それゆえ、上述の3つの説明変数の係数推定値の期待符号は、いずれも正である。

また、本稿では、基本方針における財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性についての言及パターンに基づいてサンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いる場合には、(1)式で示した各検証式について財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較を行う。既述のとおり、財務報告強志向群Dの値が1となる企業は、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している度合いが特に強いと解釈できる。したがって、仮説1と仮説2が支持されるならば、各検証式において財務報告強志向群Dの係数推定値は、その符号が有意に正となるだけでなく、財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの係数推定値よりも、有意に大きいことが期待される。

表-3 記述統計量

変数名	平均	標準偏差	最小値	最大値	割合(%)
<b>RELEASE (決算発表時期をより早めることができかどうかを示す変数)</b>					
30日以内早期化D	0.01	0.10	0	1	1.07
45日以内早期化D	0.35	0.48	0	1	35.38
<b>STANCE (企業の志向性を示す変数)</b>					
財務報告志向D	0.22	0.41	0	1	21.69
情報開示志向D	0.20	0.40	0	1	19.63
アカウントビリティ志向D	0.01	0.09	0	1	0.74
透明性志向D	0.17	0.38	0	1	17.24
開示全般志向度	-0.01	1.13	-0.77	7.67	
財務報告志向度	0.01	0.98	-6.34	1.89	
財務報告強志向群D	0.13	0.34	0	1	13.40
財務報告弱志向群D	0.08	0.28	0	1	8.29
開示一般志向群D	0.22	0.42	0	1	22.10
<b>CONTROL (その他のコントロール変数)</b>					
前決算期決算発表所要日数	46.60	5.93	29	100	
東証要請直後D	0.31	0.46	0	1	31.09
企業規模	10.05	1.35	6.04	14.99	
ROA	-0.59	10.99	-83.93	44.61	
レバレッジ	52.33	21.22	1.69	98.97	
たな卸資産・売上債権比率	33.60	18.31	0.14	91.62	
△EPS	-0.05	1.00	-12.38	20.25	
総セグメント数	3.02	2.03	1	11	
高成長産業D	0.06	0.24	0	1	6.14
ハイテク産業D	0.11	0.31	0	1	10.72
少数特定者持株比率	55.25	16.04	0.00	99.55	
個人株主数	0.66	1.16	0.01	16.82	
社外取締役比率(銀行)	0.40	2.44	0	33.33	
社外取締役比率(支配会社)	1.01	4.86	0	66.67	
社外取締役比率(その他)	6.35	11.21	0	80.00	
追記情報D	0.37	0.48	0	1	37.48
継続企業D	0.06	0.24	0	1	6.02
3月期決算D	0.61	0.49	0	1	61.36

各変数の定義は、表-1と同じである。全体サンプル(2,425社一年)について各変数の記述統計量を示している。ただし、45日以内早期化Dの記述統計量は、限定サンプルの1,173社一年について示している。なお、ダミー変数については、1の値をとる企業の割合も示している。

## 5 検証結果

### 5.1 記述統計量

各変数の記述統計量は、表-3に示している<sup>(14)</sup>。全体サンプルのうち30日以内早期化Dの値が1となる企業は、わずか1.07%しかない。限定サンプルのうち45日以内早期化Dの値が1となる企業も、35.38%にとどまる。したがって、前決算期に相当であるとされる「決算期末後45日以内」かまたはより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に決算発表を実施できていなかった企業が当決算期の決算発表時期をより早めることは、全体的には困難であることが分かる。

ところで、既述のとおり、本稿のサンプルは、同一企業が異なる決算期について複数回含まれ得るプールド・サンプルである。表-3には示して

いないが、サンプルとして選択したどの企業についても、30日以内早期化Dや45日以内早期化Dの値が1となるケースがサンプルに含まれる延べ回数は、それぞれ1回限りであった。他方で、30日以内早期化Dや45日以内早期化Dの値が0となるケースがサンプルに含まれる延べ回数には、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅があった。つまり、決算発表時期をより早めることができるようになったかどうかによって、同一企業がサンプルに含まれる延べ回数に偏りが生じている。そこで、本稿では、ロジットモデルによる(1)式の係数推定値の有意性検定に際しては、クラスター・ロバスト標準誤差を用いている。

次に、企業の4つの志向性をそれぞれ示すダミー変数についてみると、表-3に示したように、財務報告志向D、情報開示D志向、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dのどの変数についても、値が1となる企業が全体サンプルに占める割合は総じて低い。サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数についてみても、全体サンプルのうち財務報告強志向群D、財務報告弱志向群D、開示一般志向群Dのいずれかの変数の値が1となる企業をすべて合わせても43.79%しかなく、基本方針の中で財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性の4つに係る事項のいずれかに言及している企業は、過半数に届いていない。したがって、内部統制システムの構築に際して、財務報告についてだけでなく情報開示、アカウントビリティ、透明性についても積極的に重視していない企業が大半であることが分かる。

なお、表-3には示していないが、財務報告志向D、情報開示D志向、アカウントビリティ志向D、透明性志向Dの4つのダミー変数のいずれかについて1の値をとる企業の大半は、これらの4つの変数のうちいずれか1つの変数についてのみ1の値をとり、2つ以上の変数について1の値をとる企業は少ない。したがって、基本方針におけるこ

れら4つについての言及が相互に内生的な関係にある可能性は低いとみられる。

## 5.2 各検証式の推定結果

各検証式の推定結果は、表-4に示している。各検証式における財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値を比較した結果は、表-5に示している。

### 5.2.1 全体サンプルについての推定結果

表-4示したとおり、財務報告志向Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正である。したがって、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば、そうでない企業よりも有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになると言える。しかし、財務報告志向度の係数推定値の符号は、正であるものの、その有意水準は15%水準にとどまっている。したがって、財務報告志向度の値が大きい企業ほど、有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになるとは言えない。

また、財務報告強志向群Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正であるが、表-5に示したとおり、財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較では、有意差はいずれの場合にも認められなかった。したがって、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割した場合には、財務報告についてのみ言及している企業は、財務報告、情報開示、アカウントビリティ、透明性の4つのいずれにも言及していない企業と比べた場合に限って有意に「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を行えるようになる。他方で、財務報告のほかそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業や、財務報告については言及しておら

表-4 各検証式の推定結果

定数項	全体サンプルの場合の被説明変数 logit P(RELEASE <sub>i</sub> =1 X) : RELEASE=30日以内早期化D			限定サンプルの場合の被説明変数 logit P(RELEASE <sub>i</sub> =1 X) : RELEASE=45日以内早期化D		
	-3.44 (-0.97)	-3.22 (-0.91)	-3.85 (-1.06)	7.61 (4.59) ***	7.66 (4.64) ***	7.59 (4.59) ***
<b>STANCE (企業の志向性を示す変数)</b>						
財務報告志向D	0.74 (1.68) *	—	—	0.31 (1.65) *	—	—
情報開示志向D	-0.22 (-0.42)	—	—	-0.01 (-0.09)	—	—
アカウントビリティ志向D	—	—	—	-2.27 (-2.87) ***	—	—
透明性志向D	0.92 (2.09) **	—	—	-0.02 (-0.10)	—	—
開示全般志向度	—	0.24 (1.46) †	—	—	-0.05 (-0.81)	—
財務報告志向度	—	0.26 (1.53) †	—	—	0.20 (2.68) ***	—
財務報告強志向群D	—	—	0.97 (1.90) †	—	—	0.56 (2.30) **
財務報告弱志向群D	—	—	0.91 (1.34)	—	—	-0.09 (-0.34)
開示一般志向群D	—	—	0.58 (0.97)	—	—	0.02 (0.11)
<b>CONTROL (その他のコントロール変数)</b>						
前決算期決算発表所要日数	-0.14 (-3.30) ***	-0.15 (-3.32) ***	-0.14 (-3.21) ***	-0.17 (-6.18) ***	-0.17 (-6.19) ***	-0.17 (-6.14) ***
東証要請直後D	-0.22 (-0.43)	-0.23 (-0.45)	-0.21 (-0.42)	-0.39 (-2.76) ***	-0.37 (-2.66) ***	-0.37 (-2.65) ***
企業規模	0.13 (0.67)	0.12 (0.61)	0.14 (0.71)	0.06 (0.84)	0.05 (0.73)	0.04 (0.53)
ROA	0.05 (2.82) ***	0.05 (2.68) ***	0.05 (2.70) ***	0.01 (0.99)	0.01 (0.98)	0.01 (1.01)
レバレッジ	-0.00 (-0.08)	0.00 (0.09)	-0.00 (-0.01)	-0.01 (-2.23) **	-0.01 (-2.25) **	-0.01 (-2.11) **
たな卸資産・売上債権比率	0.01 (0.80)	0.01 (0.79)	0.01 (0.81)	-0.00 (-0.48)	-0.00 (-0.42)	-0.00 (-0.34)
△EPS	0.48 (3.16) ***	0.47 (2.75) ***	0.48 (2.75) ***	-0.12 (-1.38)	-0.12 (-1.37)	-0.12 (-1.36)
総セグメント数	-0.17 (-1.17)	-0.15 (-1.08)	-0.15 (-1.08)	-0.06 (-1.60) †	-0.06 (-1.61) †	-0.05 (-1.50) †
高成長産業D	-0.16 (-0.14)	-0.18 (-0.16)	-0.14 (-0.13)	-0.29 (-0.99)	-0.29 (-0.94)	-0.25 (-0.87)
ハイテク産業D	0.25 (0.41)	0.25 (0.40)	0.21 (0.33)	-0.08 (-0.39)	-0.08 (-0.38)	-0.09 (-0.41)
少数特定者持株比率	0.03 (2.02) **	0.03 (2.11) **	0.03 (2.07) **	0.00 (0.44)	0.00 (0.45)	0.00 (0.52)
個人株主数	0.28 (2.45) **	0.28 (2.53) **	0.27 (2.38) **	0.08 (1.05)	0.08 (1.06)	0.08 (1.12)
社外取締役比率 (銀行)	—	—	—	0.01 (0.46)	0.01 (0.50)	0.01 (0.38)
社外取締役比率 (支配会社)	0.02 (0.67)	0.02 (0.59)	0.02 (0.62)	0.01 (0.63)	0.01 (0.62)	0.01 (0.69)
社外取締役比率 (その他)	0.01 (1.26)	0.02 (1.39)	0.01 (1.31)	0.00 (0.24)	0.00 (0.23)	0.00 (0.29)
追記情報D	0.29 (0.64)	0.35 (0.77)	0.34 (0.75)	-0.12 (-0.80)	-0.11 (-0.76)	-0.12 (-0.80)
継続企業D	1.19 (0.89)	1.09 (0.82)	1.09 (0.81)	0.20 (0.73)	0.20 (0.70)	0.17 (0.59)
3月期決算D	1.67 (2.31) **	1.69 (2.33) **	1.64 (2.25) **	1.07 (7.74) ***	1.06 (7.66) ***	1.05 (7.60) ***
社数 (社一年)	2.425	2.425	2.425	1.173	1.173	1.173
Pseudo R <sup>2</sup>	0.20	0.19	0.19	0.13	0.13	0.13

ロジットモデルの推定結果を示している。係数推定値の有意性検定に際しては、クラスター・ロバスト標準誤差を用いている。各変数について、上段には係数推定値、下段 ( ) 内にはz値を示している。  
 \*\*\*有意水準1%、\*\*有意水準5%、\*有意水準10%、†有意水準15%  
 各変数の定義は、表-1と同じである。

ずそれ以外の3つのうちいずれか1つ以上について言及している企業との比較では、財務報告についてのみ言及している企業の方が、有意に「決算

期末後30日以内 (決算期末が月末である場合は翌月内)」に通期の決算発表を行えるようになるとは言えない。

表-5 変数間の係数推定値の比較の結果

	全体サンプル RELEASE= 30日以内早期化D	限定サンプル RELEASE= 45日以内早期化D
	財務報告強志向群D - 財務報告弱志向群D	0.05 (0.08)
財務報告強志向群D - 開示一般志向群D	0.39 (0.59)	0.54 (2.05) <sup>**</sup>

表-4に示した各検証式の推定結果のうち、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合について、変数間の係数推定値を比較した結果を全体サンプルと限定サンプルのそれぞれの場合について示している。

上段には変数間の係数推定値の差、下段( )内にはz値を示している。  
<sup>\*</sup>有意水準5%、<sup>\*\*</sup>有意水準10%  
 各変数の定義は、表-1と同じである。

以上のように、全体サンプルについては、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つの説明変数のうち、(1)式で示した各検証式においてその係数推定値の符号が期待どおり有意に正であったのは、財務報告志向Dと財務報告強志向群Dだけで、財務報告志向度については有意な結果を得られなかった。また、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合の変数間の係数推定値の比較でも、有意差は認められなかった。したがって、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に決算発表を行えるようになることについては、やや弱い証拠しか得ることができなかった。この結果、仮説1は弱く支持されるにとどまる。

### 5.2.2 限定サンプルについての推定結果

表-4に示したとおり、財務報告志向Dの係数推定値の符号は、10%水準で有意に正である。したがって、基本方針として財務報告について何らかの言及をしている企業であれば、そうでない企業よりも有意に「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになると言える。財務報告志向度の係数推定値の符号も、1%水準で有意に正である。したがって、財務報告志向度の値が大きい企業ほど、有意に「決算期末後45日以内」

に通期の決算発表を行えるようになると言える。

加えて、財務報告強志向群Dの係数推定値の符号も、5%水準で有意に正である。かつ、表-5に示したとおり、財務報告強志向群Dと財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの間の係数推定値の比較でも、財務報告強志向群Dの係数推定値の方が、財務報告弱志向群Dの係数推定値よりも10%水準で有意に大きく、また開示一般志向群Dの係数推定値よりも5%水準で有意に大きい。したがって、サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割した場合には、財務報告についてのみ言及している企業は、その他の3群よりも有意に「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになると言える。

以上のように、限定サンプルについては、財務報告志向D、財務報告志向度、財務報告強志向群Dの3つの説明変数の係数推定値の符号は、いずれも期待どおり有意に正である。サンプルとした企業を相互に排他的に4群に分割することにより作成したダミー変数を企業の志向性を示す変数として用いた場合の変数間の係数推定値の比較でも、財務報告強志向群Dの係数推定値の方が財務報告弱志向群Dや開示一般志向群Dの係数推定値よりも期待どおり有意に大きい。したがって、内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視している企業であれば、「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を得ることができた。この結果、仮説2は強く支持される。

## 6 おわりに

本稿では、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表時期をより早めることに資するのかどうかを解明した。検証の結果、前決算期には「決算期末後45日以内」に通期の決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築



に際して財務報告をより重視していれば当決算期にはかかる時期に決算発表を行えるようになるとの頑健な証拠を提示した。また、前決算期には「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に通期の決算発表を実施できていなかった企業についても、やや弱いながらも同様の証拠を提示した。

これらの証拠からは、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが、適当であるとされている「決算期末後45日以内」の通期決算発表の実施にはつながるという意味で、決算発表の早期化に少なくとも消極的には資することが強く示唆される。また、提示された証拠はやや弱いものの、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に積極的に資し、より望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」の通期決算発表の実施にもつながることが示唆される。このように、本稿では、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより重視していることが決算発表の早期化に寄与していることを実証的に示した。

本稿の貢献は、第一に、認知的組織科学における組織的知識構造の知識表象研究のアプローチを援用して、基本方針についての具体的な開示内容を分析することで財務報告の重視という企業の目に見えない認知を定量的に直接捉えたことである。第二に、決算発表に焦点を当てて、適時の財務報告を促進する要因の1つに内部統制システムの構築に際する財務報告の重視という企業の目に見えない認知があることを明らかにしたことである。

他方で、本稿には、次のような限界がある。まず、前決算期に適当であるとされる「決算期末後45日以内」かまたはより望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に決算発表を実施できていなかった企業にサンプルが限定されている。次に、企業が内部統制システムの構築に際して財務報告をより

重視しているかどうかを定量的に捉えるにあたって、原理的には基本方針として財務報告について何らかの言及をしているか否かのみに基づいている。この結果、本稿における財務報告の重視という企業の目に見えない認知の定量化の方法には課題が残されている。サンプルとする企業を拡充したり、財務報告の重視という企業の目に見えない認知を定量化する方法を改善したりした上で、企業の財務報告志向と決算発表の関係をさらに解明することが必要である。

### 謝辞

本研究は、JSPS科研費 JP19K02027の助成を受けたものです。

### 注

- (1) こうした分析視点と分析対象の二重性をもって情報を捉える社会情報学の考え方については、正村（2003）を参照されたい。
- (2) 財務諸表が含まれている法定開示書類は、監査人による財務諸表監査が行われた後に通常公表される。このため、監査人の監査報告書の提出時期は、財務報告の適時性を代理しているとみることができる。
- (3) 適時開示は、日本の開示制度の中で最も速報性が担保された開示である。基本方針について適時開示することは、ルール上は明文では必ずしも要求されていない。しかし、実務上は、会社法の制定に対応して基本方針について最初の取締役会決議をした場合だけでなく、その後に会社の実情の変化に合わせて新たな決議をした場合にも、当該決議に基づいて制定ないし改定された基本方針について適時開示する上場会社が多数存在している。
- (4) 会社法施行日より前に基本方針について適時開示している企業があったため、対象とする期間を会社法施行日からではなく公



布日からとしている。

- (5) ただし、適時開示資料に取締役会決議日が記載されていなかったり、決算期末現在では未だ有効な基本方針とはなっていないかたりしたために、マッチングされなかった基本方針がある。また、同一企業が同じ決算期中に2回以上基本方針について適時開示している場合には、当該決算期中に先に開示されたより古い基本方針はマッチングされていない。さらに、基本方針について適時開示している回数やその時期には企業によって幅があるため、同一企業の取締役会決議日が同じ基本方針が複数の決算期についてマッチングされた場合がある。

- (6) 決算日から通期決算発表日までの日数は片端で計算している。また、前決算期の決算期末後45日目が休日である場合には、翌営業日以内に通期の決算発表を実施できていなければ限定サンプルに含めている。

- (7) ROAの値がマイナスとなる企業の中には、当該値が異常に小さい企業が含まれていたため、当初の全体サンプルから変則決算企業のほかさらにROAの作成に必要なデータを入手できなかった企業を除いた961社のプールド・データ2,469社一年のうちROAの下位1%の企業を異常値と判断している。また、レバレッジまたは少数特定者持株比率の値が100%超の企業や債務超過である企業も異常値と判断している。なお、下記の値がそれぞれ負となる場合に債務超過であるとみなしている（連結優先かつ日本基準優先）。

連結・日本基準の場合：純資産－新株予約権－少数株主持分  
ただし、ここでいう「少数株主持分」は、2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「非支配株主持分」に相当する。

連結・米国基準の場合：資本金＋資本剰余

金＋利益剰余金＋その他の包括利益累計額－自己株式

個別・日本基準の場合：純資産－新株予約権

- (8) 同一企業が全体サンプルまたは限定サンプルに含まれる延べ回数には、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅がある。また、同一企業の取締役会決議日が同じ基本方針がマッチングされている延べ回数にも、企業によって延べ1回から延べ3回までと幅がある。

- (9) 平成26年改正会社法により、基本方針として定めなければならない事項が改正前（会社法348条3項4号、362条4項6号、416条1項1号ロホ [平成26年法律第90号による改正前]、会社法施行規則98条、100条、112条 [平成27年法務省令第6号による改正前]）よりも拡充されている。

- (10) なお、会社法下では、会社法が施行された当初から内部統制システム構築の決定または決議がある場合には、事業報告において基本方針の概要を開示することが義務付けられていたが（会社法施行規則118条2号、附則6条1号 [平成27年法務省令第6号による改正前]）、平成26年改正会社法によって内部統制システムの運用状況の概要も開示することが新たに義務付けられている（（同規則118条2号、会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年2月6日法務省令第6号）附則2条6項・7項））。

- (11) 基本方針は、制度的にその内容が開示されることを前提として制定・改定される。その上、基本方針に含まれる情報内容は、内部統制システムの構築に係る事柄に限定されている。これらの点で、基本方針は、比較的安定的でかつ限定的なコンテクストを有している。したがって、基本方針は、

その具体的内容を分析することにより内部統制システムの構築に係る組織的知識構造を解明して企業の知識ないし認知を可視化するに足るだけのものであるから、本稿では、基本方針をもとに企業の志向性を評価して定量的に捉えることができると考えている。

- (12) これらの着目する言及の選定は、探索的に行っている。
- (13) 相関行列を用いた主成分分析の対象とした4変数はいずれもダミー変数であるので、数理的にはいわゆるアイテム・カテゴリー型の数量化Ⅲ類と同等の結果が得られている(山田・西里, 1993)。アイテム・カテゴリー型の数量化Ⅲ類では一般的に軸の解釈が困難であるので、本稿では相関行列を用いた主成分分析を行っている。
- (14) なお、本稿が説明変数として着目している財務報告志向 $D$ 、財務報告志向度、財務報告強志向群 $D$ の間の相関は相互にかなり高く、これらの3変数は、企業の財務報告志向を統合的に捉えることができている。また、(1)式において同時に用いている説明変数やコントロール変数の間には、多重共線性が疑われるほどの強い相関はみられなかった。

#### 参考文献

- Abernathy, J.L. et al. (2014) The Association between Characteristics of Audit Committee Accounting Experts, Audit Committee Chairs, and Financial Reporting Timeliness, *Advances in Accounting* 30(2), pp.283-297.
- 相澤哲ほか (2006) 『論点解説 新・会社法一千問の道標』商事法務, 789p.
- Barr, P.S. et al. (1992) Cognitive Change, Strategic Action, and Organizational Renewal, *Strategic Management Journal* 13, pp.15-36.
- Behn, B.K. et al. (2013) A Within Firm Analysis of Current and Expected Future Audit Lag Determinants, *Journal of Information Systems* 20(1), pp.65-86.
- Clatworthy, M. C. and M. J. Jones (2003) Financial Reporting of Good News and Bad News: Evidence from Accounting Narratives, *Accounting and Business Research* 33(3), pp.171-185.
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) (2013) *Internal Control – Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants, Durham, NC. 八田進二・箱田順哉監訳, 日本内部統制研究会新COSO研究会訳 (2014) 『COSO内部統制の統合的フレームワーク—フレームワーク篇』日本公認会計士協会, 227p.
- 喜田昌樹 (2007) 『組織革新の認知的研究—認知変化・知識の可視化と組織科学へのテキストマイニングの導入—』白桃書房, 164p.
- Kinney, W.R., Jr. and L. S. McDaniel (1993) Audit Delay for Firms Correcting Quarterly Earnings, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 12(2), pp.135-142.
- 記虎優子 (2009) 「企業の社会的責任 (CSR) の一環としての情報開示志向と企業ウェブサイトにおける情報開示の関係—テキストマイニングを利用して—」『会計プロGRESS』10, pp.28-42.
- 記虎優子 (2017) 「内部統制システムの構築が決算発表時期の改善に与える影響—内部統制システム構築の基本方針についての適時開示に着目して—」, 『社会情報学』6(1), pp.1-18.
- 記虎優子 (2018) 「内部統制システムに係る企業の構築姿勢が決算発表時期に与える影響」, 『同志社女子大学学術研究年報』69, pp.19-52.

正村俊之(2003)「情報社会論から社会情報学へ」,  
伊藤守・西垣通・正村俊之編『パラダイムとし  
ての社会情報学』早稲田大学出版部, pp.21-  
67.

東京証券取引所(2006)「決算短信の総合的な見  
直しに係る決算短信様式・作成要領試案の公表  
及び意見募集について」,

<[http://www.jpx.co.jp/rules-participants/  
public-comment/detail/060728.html](http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/060728.html)>

Accessed 2020, November 9.

山田文康・西里静彦(1993)「双対尺度法に関す  
るいくつかの特性—2値形式のアイテム・カテ  
ゴリー型データに対する適用—」,『行動計量学』  
20(1), pp.56-63.



---

## 研究

---

# ネットワーク社会における〈告白〉事情

## Circumstances of Confession in Network Society

キーワード：

告白, キリスト教, 日本近代文学, ネットワーク社会, 〈露出〉

keyword：

confession, Christianity, Japanese modern literature, network society, exposure

明治大学大学院情報コミュニケーション研究科 山口達男

Meiji University Graduate School of Information and Communication Tatsuo YAMAGUCHI

---

### 要約

本稿は、Z. BaumanがSNSやインターネットへのアップロードを「告白」として捉え、それらが日常的に行なわれている現代社会を「告白社会」と評したことに對して、批判的に検討する試みである。その際にまずM. Foucaultの議論を参照し、4～5世紀の修道院で行なわれていた「エグザコレウシス」や、中世以降のキリスト教における「告解」の特徴を整理することで、キリスト教的告白には「権力関係」「言表行為」「文脈依存」「秘密主義」という四つの特徴があることを明らかにした。次に、非キリスト教的な在り方を探るため、日本近代文学で描かれてきた告白についても言及した。そこでもやはり「権力関係」「言表行為」という特徴を見出すことができた。

他方、インターネットをコミュニケーションの技術的な基盤としている現代社会にとって、こうした特徴はすべて無効化されてしまう。「ネットワーク」の特性として「平面化」「データ化」「脱文脈化」「透明化」を挙げることができるからだ。つまり、ネットワークの特性は告白の特徴を無化してしまうのである。したがって、ネットワーク社会の現代では、SNSやインターネット上で告白するのは不可能な営みと指摘できる。むしろ、ネットワークの特性から窺えるのは、われわれのあらゆる情報がインターネット上に〈露出〉していつてしまう状況である。すなわち、われわれはインターネットに向けて何かを告白しているのではなく、ネットワークの「運動」によってわれわれの営みが露出させられているのだ。このことを踏まえると、Baumanが評したのとは異なり、現代社会は「告白社会」ではなく〈露出化社

---

原稿受付：2020年2月28日

掲載決定：2020年11月7日



会〉と称すべきだと言い得る。

#### Abstract

This paper is an attempt to critically examine Z. Bauman's description of today's society as "confessional society". He viewed our everyday uploading to SNS (Social Networking Service) or the Internet as a "confession".

First of all, referring to M. Foucault's discussion, we summarized the characteristics of *exagoreusis*, which was performed in monasteries in the 4th to 5th centuries, and "confession", which was performed in Christianity since the Middle Ages. In consequence, it became clear that religious (Christian) "confession" has four characteristics: "power relations", "speech acts", "contextual dependence", and "secrecy".

Next, in order to explore non-religious (non-Christian) confession, we mentioned it which has been drawn in Japanese modern literature. And, we are able to find "power relations" and "speech acts" there.

On the other hand, in today's society that rely on the Internet as a technical infrastructure of communication, confession's characteristics are nullified. Because the features of "network" is "flattening", "datafication", "de-contextualization", and "transparentize". These features conflict with the characteristics of confession, so we can argue that "confession" on SNS or the Internet is become an impossible activity in today's network society.

The features of the network suggests that all of information about us is "exposed" on the Internet. We do not confess anything to the Internet, but the "movement" of network is exposing our activity. Therefore, unlike what Bauman pointed out, we should say that today's society is not "confessional society" but "exposure society".

## 1 はじめに

近年われわれは他者による「告白」を見聞きすることが多い。「告白」と言っても、恋愛におけるそれではない。多くの場面で暴露と称しても良いほど明け透けで、赤裸々な発言や言動にわれわれは触れている。たとえば、電子掲示板 (BBS) やブログ (weblog), SNS (Social Networking Service) のことを想起されたい。これらには至極個人的な感情や心情・信条が書き込まれてきたし、いまや秒単位のスピードで夥しい数の投稿がなされ、その中で自己が曝け出されている。もちろん、SNSに何かを投稿する<sup>アップロード</sup>かぎり、われわれもまたネット上に告白を行なっていることとなる。こうした事態に対してZ. Baumanは「告白社会」(confessional society), すなわち「かつてプライベートとパブリックの領域を分けていた境界線を消し去り、プライベートなものを公開することを公式の徳目や義務にする社会」と評している (Bauman and Lyon 2012=2013: 48)。しかし、本当に現代は「告白社会」と言い得るのだろうか。

冒頭で断ったように、日本において「告白」は恋心を明かす行為として理解されることが多い。「告る」という省略表現があることから、この理解が人口に膾炙していることは明白であろう。また「告白本」といった語があるように、自身や他者、あるいは所属する業界の内幕を公にすることを指す場合もある。いずれにせよ、それまで隠していた想いや秘密を打ち明けること、というのが「告白」に対する代表的な捉え方である。実際、大正2年の『文学新語小辞典』では「告白」が「自分の心の中に思つてゐる事を、隠す處無く打ちあかす事」と定義されている (生田編 1913: 64)。その意味では、自身の感情や心情などを大っぴらに提示した文章や動画をネット上に<sup>アップロード</sup>投稿する行為を「告白」と捉えるBaumanの認識は、たしかに見当外れではないように思われる。

他方、「告白」は宗教的な意味も持っている。

confessionとしての告白だ。むしろ、日本においては宗教的な実践として伝わったconfessionが時代を下ることで一般化し、「隠す處無く打ちあかす事」という意味へと変容していったと考えるのが妥当であろう<sup>(1)</sup>。いずれにせよ「告白」の語は多義的であるわけだが、Baumanはそのことに対して十分な言及をしていない。前近代 (中世) における告白を「罪の告白」、近代でのそれを自己の真実性の「表明」「主張」と整理はするものの (Bauman and Lyon 2012=2013: 44)、告白<sup>そのもの</sup>が成立する要件については等閑にされている。そもそも彼は、「消費者社会」(society of consumers) における成員資格を獲得するためには自身を販売可能な商品として作り上げ、自らをプロモートしなければならないとし、そうした自己製造のツールとしてSNSが活用されていると指摘している (Bauman and Lyon 2012=2013: 49-52)。社会の成員として認定されるために必須の営為としてネット投稿を捉えているわけだが、なぜそれを告白と見立てることができるのかについてはやはり議論が及んでいない。

そこで本稿では、宗教的な実践としてのconfessionと、「隠す處無く打ちあかす事」としての告白それぞれの在り方を概観することで、告白<sup>そのもの</sup>の成立要件——両者を包括する概念としての〈告白〉の定義——をまず明確にしていきたい。その上で、インターネットへの<sup>アップロード</sup>投稿を告白と看做すことの是非を問うていく。つまり、インターネットをコミュニケーションの技術的基盤とする「ネットワーク社会」において〈告白〉行為が成立し得るものなのかを検討し、Bauman謂うところの「告白社会」がその名称に相応しい実態を伴っているのか考察していく。

## 2 エクソモロゲシスとエグザコレウシス

『岩波キリスト教辞典』では「告白」にふたつの意味が併記されている。「神がイエスを救い主

(キリスト)としてこの世に遣わされたこと、またイエスによって神の救いのわざが実現したことを信じ、公に言い表すこと」という「信仰告白」としての意味と、「神の前で自分のありのままの姿を反省し、神から罪を赦す権限を与えられた人のもとへ行って、自分の罪を告白すること」、すなわち「告解」としての意味である(大貫ほか編2002:389)。ここでは後者の系譜に注目していく。というのも、告解は1215年の第4回ラテラノ公会議において少なくとも年1回それを実践することがキリスト教徒たちに対して義務づけられた一方、信仰告白は「プロテスタント・キリスト教に属する特定の教派の固有の信仰箇条を述べたもの」(McGrath 2007=2009:245)であり、自らを詳らかにすることは直接に関係するわけではないからだ。もちろん、告解の実践に対して、悔悛者(告白する者)はどこまで罪を告白しなければならないのか、聴罪司祭(告白される者)は告白の内容をどのように受け止めなければならないのかなど数多くの議論と主張がキリスト教内部で展開されており、ラテラノ公会議以降、様々な推移を歴史的に辿っている<sup>(2)</sup>。しかし、そもそも告解はどのような営みとして位置づけられていたのだろうか。M. Foucaultが1981年に行なったルーヴァン講義での整理からそれを概観してみよう。

Foucaultによれば、告解が義務化される以前のキリスト教には告白——彼はこれを「真理陳述」(véridiction)とも称す——の形態がふたつあったという。初期キリスト教における「エクソモロゲシス」(exomologēsis)と、4～5世紀に発展した修道院での「エグザコレウシス」(exagoreusis)である<sup>(3)</sup>。前者は「授けられた教えの真理を認める」、そして「神の御前で自分が罪人であると認める行為」を指す(Foucault 2012=2015:163)。ただし、それを実践する際に言葉で何かを言うことは求められておらず、あくまで「典礼・儀式」の中で「行為」として示すことが要請されていたという。こうした言語化を

伴わない在り方は、「告白」の語からわれわれが想起するイメージとは異なっていよう。むしろエグザコレウシスの方が「告白」に対する現在のイメージに近接している。そこには「自己を究明すること」と「言語行為を通じて実際にその内容を語ること」が含意されているからである(Foucault 2012=2015:213)。

エグザコレウシスを行なうにあたっては、まず「いかなる考え、思いも隠さないこと」が本質とされ、その重点は「行い」ではなく「思い」に置かれる(Foucault 2012=2015:219)。そして、その「思い」がどのような性質のものであり、どのような起源に由来するものであるかを自らで絶えず「識別」ないし「判別」することが求められる。こうした「思い」の識別／判別によって「自己の解釈学」がはじまるとFoucaultは評するのだが、重要なのは、そこでの解釈が錯覚ではなく「真理」であると保証される必要があった点だ。つまり、「思い」を言語化することで、その解釈内容を何者かに「真理」として評価されなければならなかったのである。では、その相手とは誰か。修道院での指導者である。エグザコレウシスにおいて「真理」とは、自分自身で導出するものではなく、「他者」からの保証によって認定されるものであったのだ。修道士たちは「他者」(指導者)との「権力関係」(指導—被指導関係)に身を置くことで、真理陳述を果たしていたわけである。

このようなエグザコレウシスの在り方は、中世以降のキリスト教にも引き継がれていく。つまり、13世紀に義務化された「告解」においても、罪を告白する悔悛者と、「神から罪を赦す権限を与えられた人」である聴罪司祭の二者は、権力関係の只中に依然として位置づけられる。このことは、その義務化にあたって、聴罪司祭は悔悛者に対して「医師」「裁判官」そして「父」としての役割を果たすことが称揚されており、一方の悔悛者に対しても、医者から適切な治療を得るため傷口を詳細に見せなければならないように、罪を詳らか

に明かすことが要請されていたことから窺える (Dulemeau 1990=2000: 31-34)。エグザコレウシスないし告解はパターンリスティックな権力関係の中で実行される営みであったのだ。

ただし、エグザコレウシスにおける修道院の指導者と、告解における聴罪司祭が告白内容の真偽を見極めるからといって、彼ら自身が何らかの「真理」を保持していると考えられているわけではない。このことは、修道実践として要請される「オベディエンティア従順」の身分を得るためには、自己の「真理」(=真実)を述べなくてはならなかったという指摘 (Foucault 2012=2015: 213) や、聴罪司祭は悔悛者に自らの罪を偽りなく語らせ、真理を述べさせるための説得工作を行っていたという指摘 (Delumeau 1990=2000: 34-36) から窺える。つまり、告白内容に関する真理はあくまで告白者自身が秘めており、指導者や聴罪司祭はそれを彼らから導き出すことで真理を保証し認定するのである。

さて、その後、プロテスタンティズムの登場を経て近代に至ると「人々は告白を一連のあらゆる関係のなかで用いた。子供と親、生徒と教育者、患者と精神病医、犯人と鑑識人の間である。人々が告白に期待する動機や効果も多様化したし、同様に、告白のとり形も、訊問、診察、自伝的記録、手紙、と多様になったという (Foucault 1976=1986: 82)。つまり、キリスト教徒の義務としてだけではなく、世間一般のあらゆる関係へと実践の場が拡大することで、西洋では宗教的告白が「コンファッション自伝行為 (l'acte autobiographique)」(葛山 2000) となっていたのである。だが、こうした移行を経てもなお、そこにはエグザコレウシスや告解と同様の構造を認めることができる。

先述したように、キリスト教においては「聴罪司祭—悔悛者」という権力関係の内部で告解は行なわれ、その内容が「真理」であるかどうかを聴罪司祭が判断した。すなわち真理を認定する特権的な存在=〈権威〉として告白される者(聴罪司

祭)は位置している<sup>(4)</sup>。

では、自伝行為となった近代の告白においてはどうか。Foucaultが指摘したように、近代の告白は「教師—生徒」「医師—患者」「裁判官—被告人」といった関係の中で行なわれる。それぞれにおける前者が「告白される者」、後者が「告白する者」である。ただし、両者の間にはキリスト教で見受けられるほどのパターンリスティックな関係が強固に存在しているわけではない。だが、近代においても告白される側は「告白を通じて、そして告白の隠れた意味を解読することによって、真理の言説を構成すること」をその機能にすると指摘されている (Foucault 1976=1986: 87)。つまり、ここでも「告白される者」たちは、告白の内容が「真理」であるか否かを判定する特権的な立場の〈権威〉として位置づけられているのである。

このように概観すると、「告白」とはその内容を「真理」と認定する〈権威〉に対して言説を述べること、と定義できよう。「権力関係」の中で実践される「言表行為」であることが「告白」の成立要件なのである。しかし、この他にもいくつかの特徴を挙げることができる。

たとえば「コンテキスト文脈」に依存するという点である。エグザコレウシスでの「自己の解釈学」においては「発話行為のなかで起きること〔……〕が解釈」になるとして、告白者が赤面したかどうか、芝居がかった言い方をしているかどうかを評価対象であった (Foucault 2012=2015: 249-250)。また12~13世紀での告白実践においても、「告解は迅速であるべし。誠実であるべし。〔……〕あるがままであるべし。すなわち対面で行なわれるべし」とされていた (Foucault 2012=2015: 279, 傍点は引用者)。つまり、告白は言説を生み出す言表行為ではあるものの、対面的状況に付随する言語以外の表情や振る舞いといった身体的な表出も伴うのであり、〈権威〉の側にとっては、それらも告白内容が真理であるかを見極める際の

手助けとなっていたのだ。近代的な告白の場である法廷においても被告人の立ち居振る舞いが裁判官の心証に影響を与えることがあるように、告白者からの非言語的／身体的メッセージが告白状況の「文脈」を規定し、それが「真理」認定の際に参照される。

また「秘密主義」という特徴もある。告解の手引書であった「贖罪規定書」では「告解は特定の間、司祭に秘密のうちに告げるものであることが前提されて」おり、第4回ラテラノ公会議の決議でも「告解が完全に秘密の営みとなっていたことを示している」（阿部 2012：214-215、傍点は引用者）。またトリエント公会議（1545～63年）においても「聴罪司祭は打ち明けられた侵すべからざる秘密を決してもらさない」ことを司牧神学が強調していたとされている（Delumeau 1990=2000：43）<sup>(5)</sup>。さらに、医師や裁判官に守秘義務が課せられていることや、告白が創り出す〈親密性〉は「秘密保持」に対する確信を増幅させる過程だとする指摘（葛山 2000：236）からも、このことは窺える。

つまり「権力関係」「言表行為」「文脈依存」「秘密主義」が「告白」の成立要件となっていることがわかる<sup>(6)</sup>。しかし、こうした特徴はあくまでキリスト教と、それを引き継いだ西洋近代での告白観でしかない、という指摘もあろう。つまり、キリスト教に基づいた在り方からのみ告白そのものを定義づけて良いのか、という問いが生じる。すでに見た通り、日本では「自分の心の中に思つてゐる事を、隠す處無く打ちあかす事」として告白は定義されており、そこに〈権威〉や「真理」の語は登場しない。そこで次節では、西洋から離れた場における告白の在り方を探るため、日本近代文学でそれがどのようなものとして描かれたのかを見てみよう。だが、なぜ日本近代文学なのか。それは、告白をモチーフとした作品や、告白それ自体が作品になっているものが少なからず存在するからである。もちろん、日本の近代文学が西洋

の影響を受けながら成立・発展してきた過程を鑑みれば、そこにキリスト教的な観点が内包されているだろうことは否定できない。たとえば、J.J. Rousseauの『告白』が「明治中期以降の自然主義的告白文学に決定的な影響を与えたのは周知の事実である」（小西 2006：28）。ただし、『告白』の動機の底には「自分たちが生きた一回限りの生の軌跡を後世に〔……〕伝えたいという願望」が隠されているという指摘（中川 1979：176）がある一方、これから論じていくように日本近代文学から窺える「告白」にはそのような動機は見出せない。ここには日本の自然主義作家たちにとって外来思想は「技法的にのみ受入れられ、技法的にのみ生きざるを得なかった」（小林 1967：146）という事情も関連するであろう。いずれにせよ、日本近代文学で描かれる「告白」からは、キリスト教的実践やそれを引き継いだ西洋的自伝行為とは異なる独自の在り方が窺えると予想される。そして、その在り方を本節で明らかにした成立要件と比較することで、告白そのもの（＝〈告白〉）を定義し、「告白社会」の実態を解明するための準備につなげていこう（以下、キリスト教的な告白をconfessionと表記する）。

### 3 日本近代文学における「告白」

では、具体的にどのような作品からキリスト教に依らない「告白」の在り方を窺い知ることができるのか。たとえば伊藤氏貴は森鷗外『舞姫』、島崎藤村『破戒』、夏目漱石『こゝろ』、徳田秋声『仮装人物』、三島由紀夫『仮面の告白』、芥川龍之介『藪の中』で「告白」がどのように描かれてきたのか、また「告白」がどのようなものとして捉えられているのかを分析している（伊藤 2002）<sup>(7)</sup>。各作品に対してなされた議論のひとつひとつに言及する余裕はないが、伊藤がそれぞれの作品から「告白という行為一般に敷衍できる命題」（伊藤 2002：17）として抽出した特徴をま



とめると、「告白」の機制は以下ようになる<sup>(8)</sup>。

まず「告白」は「自分とは誰か」という問いから始まる。この疑問は、自らの内部に「もう一人の自分」がいることを自覚したときに生じ、人を煩悶させる。「もう一人の自分」は「新しい自己像」と言い換えることもできるが、それに自覚的になるには、自身がこれまで行なってこなかった評価が自らになされたときである。すなわち、外部から自身に対する否定的な評価が下された場合だ。だが、なぜ否定的でなければならないのか。肯定的評価では自己に対する煩悶がそもそも生じないからである。自身に対して意外な——ということは、その者にとっては少なくともポジティブではない——評価が行なわれるからこそ、われわれは自らのうちに「もう一人の自分／新たな自己像」を見出すことになる。

すると次に直面するのは、新たに見出された否定的自己像と、これまで自らに行なってきた評価に基づく肯定的自己像との間に生じる葛藤である。つまり、否定的自己像と肯定的自己像に「自己」が分裂する。もちろん、否定的自己像はその者にとっては受け入れやすいものでは到底ない。こうした「もう一人の自分＝新しい自己像＝否定的自己像」によって生じる煩悶や葛藤が告白の動機として不可欠となるのだが<sup>(9)</sup>、告白にあたっては、分裂した自己像が統一されていなければならない。というのも、否定的自己像であろうが肯定的自己像であろうが、どちらかの自己像に拠って立たなければ、そこでの煩悶や葛藤は語り得ないからだ。したがって、告白が行なわれる際は、分裂した自己像はすでに統一されている。ただし、否定的自己像への収束という形で、である。「肯定的な自己像と、新たにもたらされた否定的な自己像とに悩んだ末、結局肯定的な自己像に収束されるとすれば、告白はなされない。動揺はあったものの、またもとの、自己像に自覚的でない意識に帰ってゆくことができる」からだ(伊藤 2002: 308-309)。

だが、なぜ否定的自己像は告白を欲求するのか。それは、否定的自己像という“ありのままの自分”を他者に承認してもらわなくてはならないためである。否定的自己像を他者に承認してもらうことで、他者との「真の関係」を築くことができ、自身も否定的自己像を認めることができるようになるのだ。したがって、告白をする相手は誰であっても構わないわけではない。“ありのままの自分”＝否定的自己像を承認してもらいたい相手に告白は行なわれる<sup>(10)</sup>。

ここまでが、日本近代文学から見出せる「告白」(以下、文学的告白と表記する)の機制である。次にこれをconfessionと比較していこう。文学的告白は「外部」(他者)からの作用によって、その動機となる「煩悶／葛藤／分裂」が生じるわけだが、これは後者においても同様である。confessionもまた、制度としてのキリスト教、すなわち「外部」からの圧力を受けて行なわれる。というのも、エグザコレウシスという真理陳述の実践は修道制度において要請されており、告解もまた第4回ラテラノ公会議によって制度的に義務化されていたからだ。文学的告白にせよconfessionにせよ、「外部」から働きかけられる作用ないしは圧力によって、「隠す處無く打ちあかす」べき「内面」が“形成”あるいは“発見”されるのである<sup>(11)</sup>。

しかし、文学的告白とconfessionは、その宛先に相違がある。どちらの相手も告白者にとっての「特別な存在」ではあるものの、confessionの場合は「絶対者」たる神に対して「罪を犯した自己」の「赦し」を得るために行なわれるが、文学的告白はあくまで「新たな自己像＝否定的自己像」を「承認」してもらいたい者に対して行なわれる<sup>(12)</sup>。つまり、万物に君臨する抽象的存在ではなく、個別具体的な存在に対して文学的告白はなされる。そのため「神に向かってなされる懺悔あるいは告解とは異なり、告白は必ずしも赦しを求めるものではなく、「必ずしも罪悪を探し出さねばなら

ないわけではない」(伊藤 2002 : 288)。

以上を踏まえると、文学的告白をどのような営為だと言うことができるであろうか。繰り返すが、confessionは、その内容を「真理」と認定する〈権威〉に対して言説を述べること、というのが前節での定義づけであった。ただし、そこでの〈権威〉とは修道制や公会議で採用された各種規則などによって制度的に担保された権力関係に基づくものである。他方、文学的告白の相手とは「自己を承認してほしい存在」であって、制度の中で上位に位置する者ではない。しかし「自己を承認してほしい存在」とは、告白者にとっては自己を承認し得る「特別な存在」であり、何人にも代えがたい者だ。したがって、告白者の側から見れば、告白相手は「承認する／しない」を決する特権的な地位に位置づけられており——ということは個人レベルでの権力関係が構築されており——、告白者を告白者として認め、その者を受け入れるか否かを判断する〈権威〉と看做せよう<sup>(13)</sup>。

一方、confessionの定義の前半部分、すなわち「真理」に関する点はどうであろうか。〈権威〉が「真理」を認定し得るのもまた、制度でその役割が担保されていたからであったわけだが、「告白」における〈権威〉はあくまで個人レベルのものであり、制度として真理を云々するわけではない。むしろ、「告白の内容の真偽は、告白そのものからは証明されえない」のであり、「それが演戯ではないという保証はない」(伊藤 2002 : 313)。もちろん、様々な状況や言動などを考慮して告白内容が正しいと認められる場合もある。しかし、伊藤は「果たして告白さるべき「心理」は、告白する言葉以前に存在するのであるか」という問いを立て、それに対して「思い出さねばならない、告白される自己像はそもそも自分の裡にあったものではなかったことを」と述べる(伊藤 2002 : 314)。「告白」においては、その内容の真偽(真理か否か)は決して定められないのである。したがって、「自分の心の中に思つてある

事を、隠す處無く打ちあかす事」としての告白は「不可能」だ、と伊藤は指摘する。だが、その内容を最終的に「真理」と認定し得るかはともかく、告白する／される時点においては、やはり「真理」として言表されるのではないか。論理的にはたしかに演戯の可能性を排し切れないし、告白に至る心理状況を告白以前に見ることはできないかもしれない。けれども、告白が行なわれるまさにその段階では、告白者も告白相手もそれをひとまず「真理」と捉えているはずだ。でなければ告白者は「特別な存在」に告白することもないであろうし、告白相手の方もそれを告白だとは看做さない。むしろ、一旦は真理として言表されるからこそ、その真偽が問題になる。

このように見ていくと結局、文学的告白も〈権威〉と「真理」に深く関連していることが窺える。こうした事情を踏まえて告白そのもの、つまりconfessionと文学的告白を包括する〈告白〉を定義づけるならば、制度的あるいは個人的な〈権威〉に対して自らの「真理」を問うために言説を述べること、となるであろう。

ただし、文学的告白には、confessionに見出せた「文脈依存」「秘密主義」という特徴が必ずしも該当するわけではない。もちろん、文学作品中で告白される者たちは、告白者の身体的振る舞いを告白内容を受け取る際に参照したのかもしれない。つまり、非言語的メッセージは文学的告白にも関与するのかもしれない。だが、文学的告白はconfessionとは異なり、対面的状況でなされなければならないわけではない。手紙や手記の形で成し遂げられることもあるように、告白する者とされる者が互いに現前し合っている必要はないのだ。

秘密主義も同様である。文学的告白が制度的な権力関係に基づいていない以上、告白内容を告白された者が第三者や公に明かしてはならないとされているわけではない。たしかに、告白内容を“漏洩”することは情動的に憚られ抵抗感があるが、“漏らした”ことへの罰則はない。場合によって

は、告白を受けた者が、本来告白の宛先になるべき者にその内容を伝える方が適切な場合すらある。

とはいえ、「文脈依存」「秘密主義」の側面を〈告白〉において一切考慮しないというのも不自然であろう。confessionと文学的告白の上位概念として〈告白〉を位置づけるのならば、confessionに見出せたそのふたつの特徴も〈告白〉は兼ね備えていると考えるのが合理的だからだ。次節では、「文脈依存」と「秘密主義」を併せた上での〈告白〉の定義がSNSへの投稿にも該当し得るのか、そして現代は「告白社会」と捉え得るのか検討していく。

#### 4 〈告白〉の不可能性

現代社会がインターネットをコミュニケーションの技術的な基盤としている「ネットワーク社会」であることは論を俟たないであろう。われわれが暮している今日の社会に様々な名称が用いられているとはいえ、それらは概ねこうした理解の上で成り立っている。したがって、Bauman謂うところの「告白社会」(confessional society)もまた、告白行為がネットワーク構造の中で実践されている社会として捉えるべきである。実際、BaumanはSNSへの投稿を「告白」と看做していたのであった。そこで本節では、「インターネット」というネットワーク構造の特性を見ることで、先述した〈告白〉の特徴が維持されているのかを確認し、「告白社会」の実態を明らかにしていく。

さて、〈告白〉は制度的・個人的な〈権威〉に対して「隠す處無く打ちあかす事」であった。したがって告白される者は、告白者にとって「頂点」に位置づけられており、両者の間にはヒエラルキー的あるいは垂直的な関係が成立していると言える。でなければ、告白内容の「真理」を問う〈権威〉として告白される者は機能し得ない。だが、インターネットはそうした垂直的な関係を成り立たせない。「ネットワーク」は原理的に平面的な構

造をしており、<sup>ネット</sup>の目の結節点に位置するユーザーの間に優劣や貴賤の差があるわけではなく、同位同格だからだ。たしかに、インターネット上には“インフルエンサー”や“セレブリティ”と呼ばれる者、オピニオンリーダー、大企業の社長、政治家などがユーザーとして存在している。一見すれば〈権威〉と思われる彼らだが、それはヒエラルキー構造の内部においてのことであり、ネットワーク構造では他ユーザーと同様の存在、すなわちネットに無数とあるノードのひとつとして“格下げ”されている。つまり、ネットワーク構造には「頂点」や「中心」といった特権的な位置を占める存在が原理的に不在であり、垂直的な関係が築かれることが許されない。したがって、そこで実行されるコミュニケーションの諸関係もまた「平面化」し、<sup>フラット</sup>頂点や中心の存在を前提とするコミュニケーションは無化する。だからこそ、われわれは彼らに対して誰彼の区別なく気儘にコメントを送ることができ、場合によっては「炎上」させることすら可能なわけである<sup>(14)</sup>。そのため、コミュニケーション行為のひとつである〈告白〉においても、それがインターネット上でなされる場合、当事者(告白する者/される者)たちの間での垂直的な関係は解消され、その内容が「真理」かを問う〈権威〉の存在も無効化されることとなる。ユーザーの側にとっては「特別な存在」を想定して告白しているとしても、ネットワークの構造上そうした〈権威〉は否定されるのだ<sup>(15)</sup>。

とはいえ、われわれは「内面の吐露」「隠す處無く打ちあかす事」がSNS上で実践されているのを日常的に見聞きしている。ネットワーク構造では〈権威〉が原理的に不在になるとしても、SNSで述べられている言説の中には「真理」と思われるような何事かを隠さずに打ち明けているものもある。つまり、ネット上の言説には依然として「告白性」とでも言うべきものが残っているのではないか。だが、そうではない。「内面の吐露」がインターネット上に<sup>アップロード</sup>投稿された瞬間、それは「デー

タ」へと還元されてしまい、膨大なデータ群の中に埋もれてしまうからだ。ビッグデータは日々無際限に生成・流通しているデータが無差別かつ無目的に集まってしまった存在であるが、それが現出する代表的な場がインターネットであることからわかるように、ネット上でなされるあらゆるコミュニケーションはことごとくビッグデータを構成する「データ」として位置づけられてしまう。たとえ投稿主（告白者）にとって有意味で、ある目的を果たすための内容だとしても、ネットワーク・システムの側にとって〈告白〉は言説としては看做されず、「言表行為」とはならないのだ。

このように指摘していくと、もはやインターネット上において〈告白〉行為は成立し得ないように見えるが、もう少し掘り下げて分析してみよう。

インターネットには「脱文脈化」という特徴も挙げることができる。そこでの相互行為が非対面的な状況で行なわれるからだ。もちろん、顔文字や絵文字を使用したり、「ニコニコ生放送」や「showroom」といったライブ配信サービスなどを用いることで対面的なコミュニケーションを擬装することはできる。だがそれは身体的な現前性に基づく対面性ではなく、あくまで擬似的なものに留まる。したがって、対面的相互行為のように身体性に基づいて「文脈」を規定することは困難なのだ。つまり、「文脈依存」という〈告白〉（の下位概念であるconfession）に窺えた特徴が、ここでは見出せない。実際、Twitterのリツイート機能が典型的なように、ネット上の投稿は前後の文脈を無視して拡散されたり、コメントを付されたりすることが大半である。

さらに「秘密主義」の排却もまた、インターネットは引き起こす。というのも、聴罪司祭や医師、裁判官などへの守秘義務は制度的なヒエラルキー構造＝権力関係に基づいて〈権威〉の側に課せられたものであるが、〈権威〉ないし垂直的・ヒエラルキー的な関係を無化するネットワークにあっては、そのような要求を制度的に課すことができな

いからである。むしろネットワーク構造は、各ノードによる「共有」にこそ重きを置いている。そうすることでノード間の、あるいはネットワーク全域に及ぶコミュニケーションを活発にし、新たなノードの獲得や、ネットワークのさらなる拡張を図れるからである。このような共有への志向を「透明化」と称しても良い。ともかく、confessionに見られたような制度的権力関係に基づく秘密主義は、ネットワーク構造では瓦解してしまう。

以上のようにネットワーク構造の特性を踏まえると、「権力関係」「言表行為」「文脈依存」「秘密主義」という〈告白〉（やその下位概念であるconfession）に窺えた成立要件のことごとくが、「平面化」「データ化」「脱文脈化」「透明化」という形で否定されていることが判明する。BaumanがSNSへの投稿を告白と看做し、現代を「告白社会」と評したのとは裏腹に、〈告白〉それ自体がネットワーク社会、少なくともインターネット上では不可能になっているのである。

そうした実態があるにもかかわらず、なぜわれわれは「投稿」という形で何事かを「隠す處無く打ちあか」しているのか。もちろん、そこには様々な理由が考えられる。たとえば、自己表出や自己呈示といったパフォーマンスな実践として、または「承認欲求」（文学的告白のそれとは異なる）に駆られての行為として、あるいはアーキテクチャが押しつける「データ化のロジック（the logic of datafication）」（Szulc 2019）の結果としてSNSへの投稿を把握することも十分可能であろう。しかし、〈告白〉の成立要件を明確にし、それをネットワーク構造の特性と対比させてきた今、上述の理由とは異なる観点をここでは強調しておきたい。つまり、SNSへの投稿＝「告白」はわれわれが自発的・意図的に行なったり、何者かに強要されたりしているのではなく、むしろネットワークそのものが有する作用だと主張したい。

というのも、「ネットワーク」それ自体がコミュニケーションの維持と継続を果たすことで自身の



拡張を目指す「運動」と看做せるからだ。もちろん、こうした「運動」はインターネットだけではなくマスメディアにおいても見られる。しかし、マスメディアでは情報の送り手と受け手の役割が分化しており、情報の伝達ルートも固定されている。したがって、コミュニケーションを維持・継続するための「運動」は静的な構造の中で行なわれる。一方、インターネットは送り手／受け手が未分化であり、ルートも固定されていない。むしろ、ノードへの接続を増やすことでコミュニケーションの範囲を拡大し続けることを本質としており、その「運動」は動的に作動する。そこにこそインターネットの特異性がある。すなわち、無際限なコミュニケーションを駆動させるために、あらゆる事物をノードとして取り込み、あらゆる事象をコミュニケーションの〈素材〉にしようとする働きが「ネットワーク」にはあるのだ。また、そのようにしなければネットワークは硬直し、コミュニケーションが停滞して最終的には終焉を迎えてしまう。このような見方を反映している典型例が「モノのインターネット」(Internet of Things, IoT)である。IoTはこれまでネットワークに接続し得るノードとは看做されていなかった家電製品や自動車、住宅などをノードとして組み込んでいくことで実現している。こうした働きはネットワークの規模を拡大させているだけでなく、それらの「モノ」が無際限に生成するデータを流通させ、新たなコミュニケーションを次々に創発させる効果をも発揮している。ノードとしてネットワークに包摂された瞬間、それが保有するあらゆる情報がネット上に共有され、コミュニケーションに貢献させられていく。われわれが保有しているスマートフォンやウェアラブル端末によってGPSの位置情報、心拍数や血圧などの生体データがネット上にアップロードされているのも、こうした「運動」の一環である。

つまり、ネットワークはこれまでノードではなかった事物を包摂することで、「隠された領域」

であった非ノードをノードへと「格上げ」し、ネット上へ「公開」していくように作動しているのである。そしてもちろん、すでにノードとして包摂されているものは、つねに共有の運動の上に定位させられている。であるならば、ネットワークのノードとしてのわれわれがSNSへと投稿＝「告白」しているのは、ネットワークそのものが有する公開作用——これを〈露出化〉と称したい——によるものと言えよう。位置情報や生体データはもちろん、意図的に行なっていると通常思われている投稿も実は、ネットワークの「運動」にわれわれがノードとして巻き込まれ、〈露出化〉の作用に晒されることでなされているのである。なんということのない些細な事柄でさえも意図せず無意識的・反射的につぶやいてしまったり、立ち止まって考えればすぐに不適切だとわかる内容を投稿して非難的になったり炎上の憂き目に遭うことが絶えないのは、その証左であろう。

さて、本稿冒頭で触れたように、Baumanは「告白社会」を「かつてプライベートとパブリックの領域を分けていた境界線を消し去り、プライベートなものを公開することを公式の徳目や義務にする社会」と定義していた。プライベート／パブリックの境界線が消失するという指摘は、先ほどわれわれもネットワークの作動の在り方から導出してきた点だ。しかし、この定義の後半部分、すなわち「プライベートなものを公開することを公式の徳目や義務にする」という点はわれわれの批判の対象となる。われわれはプライベートを公開しているのではなく、公私の境界を喪失させたのと同じ〈露出化〉作用によって公開させられているのだ。つまりSNSへの「つぶやき」とは、われわれが何らかの目的のために意図的に投稿＝「告白」したものであるよりも、われわれから非意図的に〈露出〉していったものなのだ<sup>(16)</sup>。とはいえもちろん、すべてのネット投稿に意図が伴わないというわけではない。しかし、それは〈露出化〉を前提としているはずだ。たとえば、YouTuber



やインスタグラマーを“稼業”とする者たちのことを想起されたい。彼らは「いいね」の数や再生回数などに応じたインセンティブの獲得を意図して動画像を投稿するわけだが、それは〈露出化〉した自分が他ユーザーから注目され得るという期待があってこそだ。あくまで〈露出化〉の状況は、何らかの目的をネット投稿によって果たそうとする意図に先立って存するである。投稿に伴う意図は、〈露出化〉の中でいかに自己を制御していくか——どのように「盛る」か、どのように「映え」させるか——にその実現の成否が係っていると云えよう。

したがって、われわれが暮らす現代社会に対して、Baumanのように「告白社会」の名称を用いることは憚られよう。インターネットにおいてわれわれは「告白する者」なのではなく〈露出していく者〉である。その意味では、ネット上に投稿される「内面の吐露」は言説としてではなくデータに還元されてしまうとした先の指摘は、次のように言い直すべきであろう。すなわち、「内面の吐露」がデータに還元されているのではなく、そもそもデータの形で〈露出〉していったものを、われわれが事後的に「内面の吐露」と看做しているのだと。いずれにせよ、現代のネットワーク社会において〈告白〉は〈露出〉という在り方に変容しており、「告白社会」も〈露出化社会〉と捉え直すのがその実態の把握においては適切であろう。

## 5 おわりに

本稿では、Baumanが謂うところの「告白社会」という見方の妥当性を検討するため、宗教的実践としてのconfessionと、日本近代文学で描かれてきた告白の在り方を概観し、〈告白〉の成立要件を探ってきた。その結果、〈告白〉は「権力関係」の中において真実を問うための「言表行為」と定義できた。またそこには「文脈依存」と「秘密主義」という特徴も副次的に付随していた。しかし

一方で、そうした〈告白〉行為がインターネット上でなされるとき、その成立要件はことごとく否定・無化される。というのも、「ネットワーク」が有する原理的な特性として「平面化」「データ化」「脱文脈化」「透明化」を挙げられるからだ。つまり、Baumanが提示した「告白社会」において〈告白〉は不可能となる。彼が告白に見立てたネット投稿はむしろ〈露出〉と呼ぶべき事態であり、したがって「告白社会」は〈露出化社会〉と捉え直さねばならない。こうした見方は現代社会の理解に対して、たとえば監視社会論の分野に対して、一定の貢献を果たすだろう。

現在「データ監視」が監視実践の手法として主流となっているが、そこにはわれわれの参加が大きく関与している、とされている。つまり、スマホやウェアラブル端末、SNSなどを利用することで、監視の対象となるデータをわれわれが積極的に提供し、進んで監視に参加している、というわけだ。しかし、ネットワーク構造（インターネット）には〈露出化〉作用があるとした本稿の立場においては、われわれは監視に参加しているのではなく、〈露出化〉によって参加させられていると言わざるを得ない。あらゆる事象がデータとしてネットワーク上に〈露出〉してってしまう状況が先にあるのであり、監視は其中で営まれ、われわれも意図せずにそこに加担してしまっているのだ。したがって、この状況下で行なわれる監視においては、われわれの内省は無意味になる。「監視されている（かもしれない）」という意識から自らの言動を省みて、それを改めたところで結局、〈露出化〉の働きからは抜け出せず、ノードにいる限りはいつまでも監視対象となるデータを排出し続けるからだ。〈露出化社会〉において「監視」は、無尽蔵に資源を投入させられ続ける営みなのである。

ちなみにD. Lyonも「透明性」(transparency)や「可視性」(visibility)といった〈露出化〉に類似する概念を提示し、現代の監視を論じている。

彼は「透明性」を「現在の監視が、われわれの生活の細部を大企業へとかつてないほど筒抜けにしているだけでなく、お互い同士のこともソーシャルメディアを通じて筒抜けになっていること」だとし、「可視性」を「他人に対して透明になるような経験」と述べている (Lyon 2018=2019: 204)。ただし、透明性は企業が掲げる目標となっておりと同時に、個人 (ユーザー) が企業に対して要求するものでもあるとしている。また可視性に対しては「自分がどのように見られるかを選ぶこと、自分の見られ方を競うこと、このプロセスを生成し管理しようとの努力の中で、戦略の範疇に属する」としている (Lyon 2018=2019: 211)。つまり、いずれの概念も人称的、すなわち担い手がいるものとして捉えられている。一方、本稿で謂うところの〈露出化〉とは、何者の意図や作為もなく、あくまでネットワークの「運動」が持つ作用として非人称的に生じる事態を指す。したがって、Lyonが現代監視の側面として新たに指摘した「ソーシャルな監視」(social surveillance) も〈露出化〉との関連で把握していくことが今後、「監視」の理解に新たな視座を与えらると思われる。

### 謝辞

本稿は、2019年9月14・15日に開催された社会情報学会大会 (於：中央大学) での発表がもとになっている。議論に参加してくださった方々に感謝申し上げます。

### 注

- (1) 「告白」がconfessionの訳語とされたのは明治42年の『和英辞典：新訳』(井上編 1909：885) が最初とされており、そこから先に挙げた『文学新語小辞典』へと至る4年間にその宗教的ニュアンスが脱色されていったと考えられる (伊藤 2002：10 も参照)。
- (2) 現在「告解」は「ゆるしの秘蹟」と称され

ており、第2回バチカン公会議 (1962～65年) での決定に沿ってカトリック教会では実践されている (Dulumeau 1990=2000の竹山博英による訳者解説「告解とは何か」参照)。

- (3) 坂本尚志 (2013) はエクソモロゲシスに「儀礼的告白」、エグザコレウシスに「観想的告白」という訳をあてているが、本稿ではカタカナ表記のまま用いる。
- (4) ところで、プロテスタンティズムは告解を「必要であり、また有益なもの」(Luther 1520=2017: 297) あるいは「有意義な制度」(Calvin 1559=1963: 130) とした一方、その秘跡化と義務化は聖書の正当な解釈ではないと批判する。ただし、告解という実践自体が否定されているわけではなく、また告解を行なう場合は、神の「御言葉の仕え人」である牧師がその相手として「最も適当である」としている (Calvin 1559=1963: 130)。他方「告解を聞く人は、そこで数えあげられたことが正しく・かつ十分であるかどうか知ることができない」とされ (Calvin 1559=1963: 140)、牧師には告白の真理を認定・保証する機能が与えられていない。しかしながら、告解する者は「単にひとくちに、自分が罪人であることを告白するのではない。むしろ、そのようなものであることを真実に、たましいかけて認めなくてはならない」(Calvin 1559=1963: 139) とも述べられていることを踏まえれば、告白される者 (牧師) はそれを真理とす<sup>で</sup>に認定した<sup>上</sup>で告白内容を取り扱っていると考えられる。であるならば、プロテスタンティズムにおいても、告解を聞く牧師はカトリックとは別の在り方で真理を認定する〈権威〉に位置づけられていると言えよう。
- (5) 現代においても『カトリック新教会法典』

- 第983・984条にて、告白の秘密を守ることが定められている。
- (6) ちなみにFoucaultは、エグザコレウシスの分析において「キリスト教は〔……〕一つの主体形成を導入した」と述べている(Foucault 2012=2015: 228)。また、近代において「<sup>セクシュアリティ</sup>性」(sexualité)にまつわる告白が要請されたことで権力に対する「主体化=従属化」(assujettissement)が起こったという指摘もしている(Foucault 1976=1986)。こうした主体化(あるいは個の確立)についての問題は告白の効果であるため、〈告白〉の成立要件から「告白社会」の実態を解明しようと試みている本稿では措いておきたい。
- (7) ただし『藪の中』は「いかに「真相」に到達できるか。告白という当事者の語りはどこまで「真相」に迫れるか」という問題を考察するために取り上げられている(伊藤 2002: 227)。つまり、「告白」とはどのような営みか、ではなく、「告白」(証言)と「真理」(真相)はどのような関係か、という分析が同作に対してはなされている。
- (8) 以降の記述は伊藤(2002: 306-313)に基づく。
- (9) この点がRousseauの動機との違いである。
- (10) 「承認してもらいたい相手」の典型として伊藤は『『破戒』の丑松にとっての蓮太郎』と『『こゝろ』の先生にとっての「私」』を挙げるのだが(伊藤 2002: 310)、ここで『破戒』の中で丑松が告白した相手は自身が勤める学校の生徒ではないのか、という疑問があろう。しかし、本来丑松が告白しようとしていたのは蓮太郎である。彼の死がそれを果たせなくしたため、生徒たち、ないしは社会へと「告白ける」のだが、丑松の告白欲はあくまで蓮太郎に向けられていたことは忘れてはならない。
- (11) 柄谷行人も「告白という制度が、告白すべき内面、あるいは「真の自己」なるものを産出する」と述べている(柄谷 2008: 113)。ただしこの主張は、キリスト教が近代日本の文学者たちに与えた影響を論じる中でなされていることには留意されたい。
- (12) ただし、両者ともに「自己省察」が必要な点は共通している。confessionは自らが犯した罪の反省の上でなされるし、文学的告白においても自己がどのように変容したかを反省しなければなし得ない。もちろん、こうした反省を実現させるのは「外部」から働く作用/圧力である。
- (13) ちなみに、文学的告白における告白者が「作家」、告白相手が「読者」というわけではない。日本近代文学が描いていた「告白」の担い手はあくまでも作中人物である。もちろん、その作中人物と作品を著した作家が一致すると思われる場合もあろう。実際、作家の伝記と照らし合わせることで、そうした一致を探る試みは多くなされてきた。ただし、それは読者側が様々な資料を駆使して、作中でなされている告白を作家に投影しているのであり、作品それ自体が作家の告白であるかとは別問題である。「告白する者/される者」と「作家/読者」を同一視し得る私小説が、「作品の分類というよりも読み方の分類」(伊藤 2002: 276)と指摘される所以はまさにこうした事情に依る。また、「我国の私小説は〔……〕文壇とその周囲の狭隘な読者だけを相手にせざるを得なかった」という指摘(中村 2011: 55)は、私小説を告白と認め得るとしても、それは仲間や身内に向けたものとなってしまうとあり、そこに「作家-読者」関係が必ずしも認められるわけではないことを意味しよう。

(14) もちろん、万人がコメントしたり「炎上」に“加担”するわけではないが、ここで重要なのはネットワーク構造がそうしたことを可能にするという点だ。すなわち「インターネットとは、ネットワークのノードをなす個人が、その身分や資格を問わずに発信できることを補償する構造をもったメディア」であり、そこでのコミュニケーションにおいて既存の〈権威〉は原理的に相対化せざるを得ないのである（大黒 2018：96-97）。

(15) ここで、SNS投稿における「読み手」（＝他ユーザー）は告白を受け取る者として、告白者（投稿者）にとっての〈権威〉とはならないのか、との借問もあろう。たしかに、E. LittとE. HargittaiはSNSに投稿する者たちは意識の上で特定のオーディエンスを想定しており、そのような「想像されたオーディエンス」（the imagined audience）の中には、投稿内容の「読み手」といった「抽象的な想像されたオーディエンス」（an abstract imagined audience）が含まれるとしている（Litt and Hargittai 2016）。ただし、「読み手」という抽象的な相手が宛先として想定される場合、投稿者の重点は「誰に共有するか」ではなく「何を共有するか」に置かれている、と彼らは指摘する。つまり、SNSに投稿する者たちは、一般ユーザーをそもそも〈権威〉として見ていない。これは、インターネットにおいて各ノード（ユーザー）は「匿名」がデフォルト、という事情と関連するのだが、それはまさにインターネットの平面的構造が身分や立場などの〈権威〉を原理的に無化し、「顕名」であることを最重要視しないからである。

(16) L. SzulcもBaumanに言及しつつ「SNSが求めていることは、単にプライベートを告白するだけでなく、プライベートを告白し

続けること、自らの生活の細部までを常にシェアすること」と述べている（Szulc 2019: 178）。ただし「告白し続けること」がSNS運営者からユーザーに要求されているという見方は、本稿と立場を異にする。ネットワーク社会において告白は、要求する／されるといった人称的な行為ではなく、あくまで〈露出〉してってしまうという非人称的な事態、とするのが本稿の主張である。

### 参考文献

- 阿部謹也（2012）『西洋中世の罪と罰——亡霊の社会史』講談社（講談社学術文庫）。
- Bauman, Z. and Lyon, D. (2012) *Liquid surveillance: a conversation*, Polity Press. = 伊藤茂訳（2013）『私たちが、すすんで監視し、監視される、この世界について——リキッド・サーベイランスをめぐる7章』青土社。
- Calvin, J. (1559) *Institutio Christianae Religionis*. = 渡辺信夫訳（1963）『カルヴァン・キリスト教綱要』（Ⅲ／Ⅰ）新教出版社。
- 大黒岳彦（2018）『ヴァーチャル社会の〈哲学〉——ビットコイン・VR・ポストトゥルース』青土社。
- Delumeau, J. (1990) *L'aveu et le pardon: les difficultés de confession XIII<sup>e</sup> - XVIII<sup>e</sup> siècle*, Librairie Arthème Fayard. = 福田素子訳（2000）『告白と許し——告解の受難 13～18世紀』言叢社。
- Foucault, M. (1976) *Histoire de la sexualité 1: la volonté de savoir*, Gallimard. = 渡辺守章訳（1986）『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社。——（2012）*Mal faire, dire vrai: fonction de l'aveu en justice*, Presses universitaires de Louvain. = 市田良彦監訳、上野真道、信友建志、箱田徹訳（2015）『悪をなし真実を言う——ルーヴァン講義1981』河出書房新社。

- 生田長江編 (1913) 『文学新語小辞典』新潮社,  
<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/905766>>  
Accessed 2020, February 20.
- 伊藤氏貴 (2002) 『告白の文学——森鷗外から三島由紀夫まで』鳥影社.
- 井上十吉編 (1909) 『和英辞典：新訳』三省堂,  
<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1869465>>  
Accessed 2020, February 20.
- 葛山泰央 (2000) 『友愛の歴史社会学——近代への視角』岩波書店.
- 柄谷行人 (2008) 『定本 日本近代文学の起源』岩波書店 (岩波現代文庫).
- 小林秀雄 (1967) 「私小説論」, 『Xへの手紙・私小説論』新潮社 (新潮文庫).
- 小西嘉幸 (2006) 『『懺悔録』の翻訳と日本近代の自伝小説——藤村の『新生』』宇佐美齊編『日仏交感の近代——文学・美術・音楽』京都大学学術出版会, pp. 28-47.
- Litt, E. and Hargittai, E. (2016) The imagined audience on social network sites, *Social Media + Society* 2(1), <<https://doi.org/10.1177%2F2056305116633482>> Accessed 2020, June 30.
- Luther, M. (1520) *De Captivitate Babylonica Ecclesiae Praeludium*. = 深井智朗訳 (2017) 『教会のバビロン捕囚について』, 『宗教改革三代文書 付「九五箇条の提題」』講談社 (講談社学術文庫).
- Lyon, D. (2018) *The culture of surveillance: watching as a way of life*, Polity Press. = 田畑暁生訳 (2019) 『監視文化の誕生——社会に監視される時代から、ひとびとが進んで監視する時代へ』青土社.
- McGrath, A. E. (2007) *Christianity's dangerous idea: the protestant revolution: a history from the sixteenth century to the twenty-first*, Harper One. = 佐柳文男訳 (2009) 『プロテスタント思想文化史——16世紀から21世紀まで』教文館.
- 中川久定 (1979) 『自伝の文学——ルソーとスタンダール』岩波書店 (岩波新書).
- 中村光夫 (2011) 『風俗小説論』講談社 (講談社文芸文庫).
- 日本カトリック司教協議会 (1992) 『カトリック新教会法典』有斐閣.
- 大貫隆ほか編 (2002) 『岩波キリスト教辞典』岩波書店.
- 坂本尚志 (2013) 「「他者の統治」から「自己の統治」へ——1980年代初頭におけるミシェル・フーコーの思想の変容」, 『関西フランス語フランス文学』19, pp.27-38.
- Szulc, L. (2019) Profiles, Identities, Data: making abundant and anchored selves in a platform society, *Communication Theory* 29(3), pp. 169-188.



## 社会情報学会「社会情報学」投稿要綱

### (目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

### (投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

### (投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、投稿申込書の他に、原本ファイルと、著者情報を除いた査読用原稿ファイルの合計2ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿は、題材および内容が本学会誌の目的に合致するものでなければならない。
- (4) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。
- (5) 投稿原稿は、本学会の主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等で公表したものが望ましい。
- (6) すでに、他学会の雑誌論文等に投稿したものの、単行図書・単行図書所収論文・博士論文またはその一部をそのまま投稿してはならない。ただし、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーとして公表済の論文およびプレ・プリントサーバ上で公表済の論文であって、学会誌編集委員会が認

めたものについては投稿を受け付ける。本学会が主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等で公表した原稿を投稿する場合、それらの場で発表済であることを明記することが望ましい。

本学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

- (7) 投稿原稿中で使用する画像等について著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。

### (投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上の「投稿申込書」に必要事項を記入の上、申し込む。なお、投稿に関しては、[学会誌編集委員会]宛とする。

オンラインによる投稿先：本学会ホームページ上に掲載

### (投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の題材および内容が、本学会誌の目的である社会情報学にかかわる諸問題に関する学術的新規性を判断できる研究の範囲外であると判断された場合、および投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

### (投稿原稿の審査)

第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。

(1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。

(2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

(投稿原稿の掲載)

第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。

(1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。

(2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

(1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。

(2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。

(3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年9月1日より施行

する。

付 則

この要綱（改正）は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年3月21日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

## 社会情報学会「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
  2. 原稿の書式
    - (1) 原稿は横書きとする。
    - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
    - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット(A4判, 1行22文字×38行, 2段組み, 12ポイント)にて作成する。
  3. 分量
    - (1) 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ(20000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む)以内とする。
    - (2) 展望・ノートについては7ページ(10000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む)以内とする。
    - (3) 審査の結果により修正原稿を提出する場合も, 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ(20000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む)以内, 展望・ノートについては7ページ(10000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む)以内とする。
  4. 原稿の体裁

投稿原稿のうち, 原著論文, 研究は, 以下の体裁によるものとし, 展望・ノートについては, 以下に準ずるものとする。

    - (1) 原稿の一枚目には, 原稿のタイトル, 著者氏名, 所属をいずれも日本語と英語で併記し, また, 著者連絡先住所, 電話番号, ファックス番号, 電子メール・アドレスを記す。なお, 原稿の一枚目は分量に含めない。
    - (2) 原稿の二枚目および三枚目には, 原稿のタイトル, 要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので, 日本語600字, 英語250ワード程度とする。また, キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって, 日本語, 英語とも, その数は5つ程度とする。なお, 原稿の二枚目は分量に含めない。
  - (3) 原稿の本文は四枚目から開始し, それを1ページとして, 以下通し番号を付す。本文後の謝辞, 注, 参考文献, 付録, 図表をこの順に続ける。各項目の書き出しにあたっては用紙を改めること。なお, 本文において著者が特定できる記述は避ける。
  - (4) 原稿本文は, 序論(はじめに, など), 本論, 結論(結び, など)の順に記述する。本論については, 章, 節, 項の区別を明確にし, それぞれ「1」, 「1.3」, 「1.3.2」のように番号をつける。
  - (5) 人名は, 原則として原語で表記する。ただし, 広く知られているもの, また印字が困難なものについては, この限りではない。
5. 図・表(写真も含む)
  - (1) 図・表には, それぞれについて「図-1」, 「表-1」のように通し番号をつけ, また表題をつける。
  - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。
  - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は, 本文中に挿入希望箇所を明記し, 図・表は1ページに1個ずつ, 挿入指定のあるページ番号を付けて描き, 原稿の最後にまとめる。大きさの指定がある場合にはそれを明記する。
  - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
  - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。

6. 注

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく(1)(2)と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。

7. 参考文献

(1) 参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の例に従って、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木(1986)は……、  
伊藤(1986a)によれば……、  
……が証明されている(鈴木・伊藤、1985)。

Tanaka et al.(1983)は、……。

(2) 本文中で参照した文献は、以下の例に従って、本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は、著者のアルファベット順、年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は、引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎(1986a)「社会と情報」、『社会情報』1, pp.14-23.

鈴木一郎(1986b)『情報論』社会書房, 240p.

Winston, P. (1981) Social Planning and Information, *Social Information Science* 6, pp. 116-125.

Yamada, S. et al. (1986) *Intelligent Building*, Academic Press, New York, 445p.

山本太郎(1985)「社会情報に関する研究」、『社会情報』2, pp. 32-40.

山本太郎・鈴木一郎(1985)『社会情報学』社会書房, 270p.

(3) インターネット上に置かれた文献は、前各号に準拠すると共に、参考文献の記述は、著者名、発行年、タイトル、URL、訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また、その文献の

ハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎(1996)「社会と情報」,  
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>  
Accessed 1997, April 29

Winston, P. (1981) Social Planning,  
<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>  
Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は、通常広く認められている書式を使用する。

9. 著作権等の権利の確認

原稿中で使用する画像等については、著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程(「投稿要綱」第11)の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。

10. 査読用原稿ファイル

投稿の際に提出する査読用原稿ファイルは、投稿原稿の原本ファイルより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いたものとする。

著者の氏名、所属などが判別可能な情報の例：「拙著『〇〇』で論じたように…」

「本論文は科研費(研究代表者：△△)による共同研究の一部である」

「本調査は、著者が所属する◇◇大学の学生を対象にした」

11. 要領の改正

この要領の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領(改正)は、2014年9月21日より施行する。



付 則

この要領（改正）は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要領（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要領（改正）は、2020年10月17日より施行する。

## 学会誌編集委員会より

投稿原稿の作成にあたっては、執筆要領を必ずご参照ください。なお、審査の結果により修正原稿を提出する場合も、分量を含めて執筆要領に従うこととなりました（2020年10月17日学会誌編集委員会）。

以上、ご投稿の際はご注意ください。

学会誌編集委員長 北村順生

## 編集後記

学会誌投稿論文では、査読者からいろいろな指摘が寄せられ、著者はそれに対応して原稿を修正していくこととなります。しかし、指摘に対応して「書き足し」ていくと、規定分量を超えてしまうこととなります。10月17日の学会誌編集委員会では、執筆要領の「刷り上がり14ページ」を厳格に運用することが申し合わされ、著者には「書き足し」ではなく「修正」を求めることで意思統一がなされました。社会情報学第9巻2号では、既に掲載が決定されていた原稿があったため、この点が厳格に適用されていない論文があります。ご理解のほどお願い申し上げます。本号では、原著論文3本、研究1本を掲載いたしました。原稿をお寄せいただいた著者の皆さま、査読にご協力いただいた皆さま、そして様々にお力をお寄せいただいた皆さま、ご協力ありがとうございました。（学会誌編集委員・第9巻2号編集担当：杉山あかし）

## 学会誌編集委員会

委員長	北村 順生（立命館大学）	小寺 敦之（東洋英和女学院大学・編集長）
副委員長	櫻井成一朗（明治学院大学）	是永 論（立教大学）
	天笠 邦一（昭和女子大学）	榊 俊吾（東京工科大学）
	飯島 賢志（熊本県立大学）	佐久間 勲（文教大学）
	伊藤 賢一（群馬大学）	佐々木裕一（東京経済大学）
	上原 伸元（東京国際大学）	嶋崎 真仁（秋田県立大学・副編集長）
	遠藤 薫（学習院大学）	杉山あかし（九州大学）
	岡本 香（東京福祉大学）	高木聡一郎（東京大学）
	小川 明子（名古屋大学）	高橋 徹（中央大学）
	加藤 尚吾（東京女子大学）	土屋 祐子（広島経済大学）
	加藤 由樹（相模女子大学）	中野 邦彦（島根大学）
	金山 智子（情報科学芸術大学院大学）	藤代 裕之（法政大学）
	河井 延晃（実践女子大学）	本田 正美（関東学院大学）
	河島 茂生（青山学院女子短期大学）	松下 慶太（関西大学・副編集長）
	河又 貴洋（長崎県立大学）	山口 真一（国際大学）
	記虎 優子（同志社女子大学）	叶 少瑜（筑波大学）
	金 相美（名古屋大学）	
	木村 忠正（立教大学）	

## 社会情報学 第9巻2号

2021年2月28日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会  
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7  
アクア白山ビル5F 勝美印刷（株）内  
一般社団法人 社会情報学会 事務局  
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会  
製作 勝美印刷株式会社

---

# Socio-Informatics

---

2020 Vol.9 No.2

**【Original Articles】**

Conditions for Participation in a Friend Group of Fathers or Mothers:  
In Context of Support Network and Social Capital

Kenta TSUKATSUNE, Tomoko OTO

Passing on Memories through Community Broadcasting in Post-disaster  
and Inter-disaster Periods

Tomoko KANAYAMA

Relation between the Accelerations of the Timing of Annual Earnings Announcements  
and the Corporate Stance toward Financial Reporting

Yuko KITORA

**【Refereed Studies】**

Circumstances of Confession in Network Society

Tatsuo YAMAGUCHI

